

平成 24 年度
ドーピング紛争仲裁に関する調査研究
～サプリメントを巡る仲裁判断例の分裂～

2013 年 3 月
一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

この研究は公益財団法人ミズノスポーツ振興財団の助成を受け行われました。

目次

第一部

| | |
|--|---|
| ドーピング紛争仲裁に関する調査研究 -サプリメントを巡る仲裁判断例の分裂- | 1 |
|--|---|

第二部 仲裁判断集

| | |
|--|----|
| 1. Oliveira v. USADA (CAS 2010/A/2107, 6 December 2010) | 10 |
| 2. DFSNZ v. Jacobs (The Sports Tribunal OF New Zealand, ST 24/10, 22 June 2011) | 15 |
| 3. IRB v. Sri Lanka Players (The Board Judicial Committee of IRB, 16 September 2011) | 18 |
| 4. Kendrick v. ITF (CAS 2011/A/2518, 10 November 2011) | 21 |
| 5. Murray v. IRB (Post-Hearing Review Body, IRB, 27 January 2012) | 25 |
| 6. IRB v. Peru Players (The Board Judicial Committee of IRB, 29 August 2011) | 29 |
| 7. DFSNZ v. Cordes (The Sports Tribunal OF New Zealand, ST 04/12, 12 October 2012) | 32 |
| 8. Foggo v. National Rugby League (CAS/A2/2011, 3 May 2011) | 35 |
| 9. UK Anti-Doping v. Laing (National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 28 June 2011) | 39 |
| 10. IRB v. Murray (29 August 2011) | 45 |
| 11. FA v. Marshall (Football Association Regulatory Commission, 2 May, 2012) | 48 |

| | |
|--|----|
| 12. UK Anti-Doping v. Duckworth (National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 12 October 2010) | 53 |
| 13. Wallader vs. UK Anti-Doping (National Anti-Doping Panel Appeal Tribunal/Sport Resolutions, 29 October 2010) | 55 |
| 14. UK Anti-Doping v. Dooler (National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 24 November 2010) | 58 |
| 15. Rugby Football Union v. Steenkamp (March 9th, 2011) | 61 |
| 16. JADDP (2011-002) 事件判断 (2011 年 7 月 6 日) | 65 |
| 17. JADDP (2011-004) 事件判断 (2012 年 10 月 15 日) | 67 |
| 18. Duckworth v. UK Anti-Doping (National Anti-Doping Panel Appeal Tribunal/Sport Resolutions, 10 January 2011) | 68 |
| 19. Rugby Football Union v. Wihongi (March 9th, 2011) | 70 |
| 20. CCES v. Toor (SDRCC No. DT 11-0165, 3 February 2012) | 75 |
| 21. IRB v. Hitch (The Board Judicial Committee of IRB, 27 January 2012) | 79 |
| 22. UK Anti-Doping v. Barrett (National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 9 October 2012) | 82 |

平成 24 年度
ドーピング紛争仲裁に関する調査研究
～サプリメントを巡る仲裁判断例の分裂～

はじめに

本報告書は、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団の助成により、平成 24 年度に進められた「ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」プロジェクトにおける研究成果を纏めたものである。同財団に対しては、まず初めに深く感謝を申し上げる。

これまでも同種の研究は、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて文部科学省の委託事業として行われてきた。ここでは、ドーピング紛争に関する CAS 仲裁判断例に関する分析・研究を通じて、今後わが国においても増加が見込まれるドーピング紛争の判断のための基準・事実認定手法・法的判断枠組をはじめとした紛争解決方法のあり方を明らかにすることが目指されたが、アンチ・ドーピング活動に関与するわが国の主だった専門家の全てを結集する形で 3 年間に渡って研究が進められた結果、その目的はひとまず達成されたと言えるであろう（その成果は、「平成 22 年度文部科学省委託事業・ドーピング紛争仲裁に関する調査研究・研究報告書『ドーピング関連仲裁判断評釈集』」として総合されており、日本スポーツ仲裁機構のウェブサイト (<http://www.jsaa.jp/ws/dopingreport2010.pdf>) において入手が可能である)。すなわち、ドーピング紛争に対して適切に仲裁判断を下すための基礎的なインフラの整備は、わが国においても同研究によってひとまずは整えられたと言えよう。

ところで、そのようなドーピング紛争仲裁に関する基礎的インフラ整備のための研究を「第一フェーズ」の研究と呼ぶとすれば、本研究プロジェクトで今年度を目指された研究は「第二フェーズ」のそれであるとも言えるかもしれない。すなわち、「第一フェーズ」が、欧米が先行して既に積み上げてきた仲裁判断例を分析することで、そこにおいて確立されている紛争解決方法のあり方をわが国が「学ぶ」ためのものであったのに対し、本研究プロジェクトで目指されたのは、現在、ある全く新しい問題が世界中で同時多発的に発生する中、世界中の関係者のすべてが現在進行形で当惑し、その結果、仲裁判断例が分裂してしまったという問題につき、その究極の原因、さらには、その背後にある（これまで気付かれてこなかった）既存のルールの問題点を探ろうとするものであった。それは、欧米ですら未だ明確な解を有しない新たな問題へのわが国からの挑戦であり、その研究成果をもって世界に「貢献する」ことが目標とされたわけであった（もちろん、わが国でも同様に当該問題は発生しているが故に、わが国におけるドーピング紛争仲裁の発展のためにも寄与するものであることは、言うまでもない）。

かかる野心的な「第二フェーズ」の研究のため、本研究プロジェクトにおいても、アンチ・ドーピング活動に関与するわが国の主だった専門家がチームを構成した。その陣容に関しては、本稿の末尾に付したチーム・メンバー表を参照されたい。

1. 問題の所在

それでは、本研究プロジェクトが取り組んだ問題とは、具体的にどのようなものなのであろうか。

ここに「メチルヘキサアミン」という物質がある（英文表記では ” methylhexaneamine ” であり、単に ” MHA ” と呼ばれることが多いため、以下では単に “MHA” と呼ぶ。なお、様々な別の呼称も存在している）。かねてから「禁止表国際基準」において「禁止物質」に指定されており、「禁止物質」である以上、その使用は当然にドーピング規則違反とみなされ、（最初の違反である限り）2年間の資格停処分が課されるのが原則ということになる。

ところが、2011年の「禁止表国際基準」から、MHAは「特定物質」にも該当することとなった。「特定物質」に該当するとすれば、一定の要件を具備する限り「世界ドーピング防止規程」10.4項により、「将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間2年間の最高とする措置」で済む可能性が生じてくる（なお、かかる10.4項は、「日本ドーピング防止規程」やその他の国際競技連盟のドーピング規則においても全く同様に存在している）。

それでは、その要件とは何か。同条項は、①「競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき」、かつ、②「特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合」という要件を要求している（なお、厳密に言えば、②に関して、「資格停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない」との要件も存在している）。そして、かかる二つの要件のうち、MHAとの関係では、多くの事案において①が争われることはほとんどなかった。しかし、②の要件を充足していると言えるか否かで、現在、大きな論争が巻き起こっているのである。

かかる事情は、MHAが、「サプリメント」と呼ばれることの多い栄養補助食品に含有しているという特徴から生ずるものである。すなわち、MHAの検出によって資格停止期間が問題となった近時の多くのケースにおいて、①当該MHAが競技者の服用したサプリメントにより体内に入ったことについては、ほとんど争いが無い。問題は、②サプリメントを服用したことに「競技力の向上」の目的を見出すべきか否かという点である。

この点、一つの見方としては、健康管理といった些細な効果しか狙っていない場合であっても、究極的にはそれは「競技力の向上」につながるわけであるから、サプリメントとして服用した限りにおいては「競技力の向上」の目的を常に認定できると考えることもできよう。医師の処方により疾病・怪我の治療目的のために服用する薬とは異なり、それ無しでは病気や怪我が治らないというわけではないのに、あえて服用しているというのが通常のサプリメントの使用形態だからである。

しかし他方で、もう一つの見方として、サプリメントについてはあまりにも至る所で手軽に販売されており、一般人であっても当たり前のように健康管理その他の目的で入手・服用しているという実態も存在している。そのような実態を斟酌すると、サプリメントの安易な服用にそれほどの悪質性を見出すことはできず、「競技力の向上」目的とまでは言えない場合も存在するのではないかという考え方もできるように思わ

れる。

さらに、サプリメントには、(薬事法の適用がないために)含有成分の正確な表記が要求されておらず、また、実際にもなされていないケースも多い。とすると、中身がわからないままに安易に服用していたところ、実は MHA を含有していたことが後に判明したというケースも考えられ、そのような場合にまで徹底して責任を追及してよいのかという考慮要素も生じてくる。もっとも、この点については、競技者である以上は中身のわからないようなものをそもそも服用すべきではない、サプリメントの性質によっては含有物が禁止物質に該当するものであろうことは容易に想像し得るはずである、さらには、成分表記がないものをあえて服用することで責任を免れようとする脱法的行為を誘発することになるのではないかといった考慮要素も他方で挙げられよう。

このような問題、すなわち、MHA に代表されるサプリメントの服用への特定物質減刑の適用の余地という問題が、近年において急に争われることになった背景には、「禁止表国際基準」の毎年改訂の中で、次第に「特定物質」の範囲が広がってきたという点を指摘できよう。少なくとも MHA に関しては、2010 年(厳密には 2011 年改訂の内容が明らかになる秋頃)までは特定物質減刑の適用を考える必要がなく、2 年間の資格停止を原則とした上で、せいぜい世界ドーピング防止規程 10.5.2 項の「重大な過誤又は過失がないこと」による「適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない」範囲での減刑の余地しかなかったのである(すなわち、1 年を下回る資格停止期間にはできない)。ところが、「特定物質」の範囲に入ることになった結果、突然、「将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分」で済む可能性すら出てきたのであり、MHA に代表されるサプリメントを巡るドーピング紛争仲裁事例が近時突然に増加したことには十分な理由があるといえよう。

他方で、そのように急増したドーピング紛争仲裁手続の中で、世界中の専門家達が困惑せざるを得なくなった背景には、特定物質減刑の要件の一つが「競技力の向上」目的の有無という抽象的なものであり、上述したように、サプリメントとの関係では、「あると言えばあると言えり」とし、「ないと言えばないと言えり」規定文言であったという点を指摘できよう。そのため、全く同じ事実関係の事案であったとしても、判断権者の「サプリメントの蔓延に対する評価」や「サプリメントにおいて成分表記が不十分であることに関する評価」次第で、結論が大きく変わってしまうことが起こり得ることになったのである。

そして、そのような懸念は、この 2 年間の間で実際に現実化してしまった。すなわち、サプリメント事案における 10.4 項の「競技力の向上」目的の不存在という要件の解釈を巡って、世界各地で多数の仲裁判断が分裂する形で下されるに至ったのである。

2. 仲裁判断例の分裂

以上のような問題意識から、本研究プロジェクトにおいては、CAS での仲裁判断に限らず、(一番にあたる)各国のドーピング防止規律パネルにおける判断や国際競技連盟のドーピング防止規律パネルにおける判断につき、可能な限り広く渉獵した。そしてその結果、集められたサプリメントを巡るドーピング紛争仲裁判断を、その依拠した(サプリメントとの関係での)10.4 項の「競技力の向上」目的という要件解釈に従って分類して紹介したのが、今年度の研究成果としての以下の仲裁判断例集である。

かかる仲裁判断例をそのグループごとに簡単に紹介するとすれば、以下のようにな

る。すなわち、判断例番号 1 から 7 ままで一つのグループ (A) であり、8 から 11 ままでもう一つのグループである (B)。さらに、12 から 17 がもう一つのグループであり (C)、18 から 22 ままで最後のグループである (D)。なお、同じグループの中では、仲裁判断例は古い順に並べている。

もっとも、このうち D のグループについては、(サプリメントとの関係での) 10.4 項の「競技力の向上」目的という要件の解釈については明確に立場が明らかにされていないという分類であり、その意味で最初に除外すべきものと言うべきかもしれない。例えば、18. *Duckworth v. UK Anti-Doping* (上訴審)、20. *CCES v. Toor*、22. *UK Anti-Doping v. Barrett* は、訴追者たるドーピング防止機関の UK Anti-Doping や CCES が、競技者に「競技力の向上」目的がなかった点を争わないとしており、そのことを前提に仲裁手続が進められているため、厳密には、上記要件の解釈の如何とは関係なく、特定物質減刑がなされた事例である(資格停止期間はそれぞれ 6 カ月、2 カ月、15 カ月)。また、19. *Rugby Football Union v. Wihongi* では、競技者が中身が水であると思っただけで MHA を含むドリンクを飲んでしまったという事実が認定された結果、特定物質減刑がなされており、こちらも上記要件の解釈については示されていない事例といえる(資格停止期間は 4 カ月)。

これに対し、同じ D グループでも、21. *IRB v. Hitch* は注目される。後述のように、IRB なるラグビーの国際競技連盟においては、その内部におけるドーピング防止規律パネルや上訴パネルの仲裁判断が、A グループに属するものと、B グループに属するもの、二つに分裂するという状態が生じていた。そのためか、同仲裁判断においては、「どちらの基準に従うべきかにつきコメントすることが必要とは考えない」というように、どちらの解釈に従うべきかについての自らの判断を明言することが、あえて避けられたように考えられる(結論としては、「競技力の向上」目的がないことは認められ、資格停止期間は 6 カ月とされている)。

それでは、IRB の内部においてすら見出された仲裁判断の分裂状況とはどういうものなのだろうか。この点、まず、A グループに分類された仲裁判断例は、10.4 項の文言が「特定物質の使用が…競技力の向上…を目的としたものではない」としている点に着目する。すなわち、MHA といった「特定物質」を「競技力の向上」のために「使用」したか否かが問題なのであり、サプリメントを「競技力の向上」のために「使用」したか否かが問題なのではないと、細かな文言解釈から導くのである。そのため、たとえサプリメントを「競技力の向上」のために服用したとしても、そこに MHA といった「特定物質」が含有していることを当該競技者が知らなければ、「特定物質」を「競技力の向上」のために「使用」したとは言えず、結果、特定物質減刑の要件は満たされるとするのである。かかる解釈は、1. *Oliveira v. USADA* なる CAS 仲裁判断において初めて示され(但し問題となった特定物質はオキシロフリン (oxilofrine) である。資格停止期間は 18 カ月)、その判断は 4. *Kendrick vs. ITF* なる CAS 仲裁判断において踏襲されている(資格停止期間は 8 カ月)。また、2. *DFSNZ v. Jacobs*、7. *DFSNZ v. Cordes* といったニュージーランドのドーピング防止規律パネルにおける判断例においても踏襲されている(資格停止期間はそれぞれ 12 カ月、18 カ月)。さらに、上述の IRB においても、3. *IRB v. Sri Lanka Players*、5. *Murray v. IRB* (上訴審)、6. *IRB v. Peru Players* (資格停止期間はそれぞれ 9 カ月、12 カ月、12 カ月)において踏襲されている。

しかし、かかる解釈には、サプリメントを「競技力の向上」目的で使用していることが明らかな場合でも、どのような「特定物質」が具体的に含有しているか知らなければ「競技力の向上」目的とは常に認められないということになり、10.4 項のそもそもの趣旨から逸脱しているのではないかという批判があり得る。そして実際に、その

ような観点から上記 1. Oliveira v. USADA の CAS 仲裁判断を批判する別の CAS 仲裁判断が登場することとなった。すなわち、8. Foggo v. National Rugby League は、どのような「特定物質」が具体的に含有しているか否かの認識は「競技力の向上」目的か否かとは関係ないと判断し、特定物質減刑の余地を否定したのであった（もっとも、資格停止期間は特定物質減刑以外の事情から 6 カ月に短縮されている）。そして、かかる判断は、9 UK Anti-Doping v. Laing、10. IRB v. Murray（第一審）、11. FA v. Marshall において踏襲されている（資格停止期間は、特定物質減刑の余地がない結果、いずれも 24 カ月）。すなわち、これらの B グループの判断例においては、サプリメントを「競技力の向上」目的以外に競技者が服用することはおよそ考えられず、特定物質減刑の余地はないと考えられているといえる（そして、IRB における判断例のみに着目すれば、A と B の二つの立場に判断例が分裂してしまっていることも確認できる）。

ところで、かかる A、B 以外の考え方はないのであろうか。すなわち、「サプリメントに含有する「特定物質」を具体的に知らなければ一律に特定物質減刑の対象になる」という解釈（A）、「含有する「特定物質」を具体的に知っているか否かにかかわらずサプリメントであれば一律に特定物質減刑の対象にならない」という解釈（B）、この二つ以外の解釈の可能性である。実は、別の解釈を示しているものがあり、「含有する「特定物質」を具体的に知らなければ一律に特定物質減刑の対象になるわけではないが、サプリメントであったとしても性質・態様によっては「競技力の向上」目的とまでは言えないものがある」という解釈に依拠する C のグループに分類される仲裁判断例である。例えば、12. UK Anti-Doping v. Duckworth（第一審）は、当該サプリメントの服用に「競技力の向上」目的があるか否かを直接に審査し、かかる目的があったことは否定できないとして特定物質減刑を適用しなかった（その結果として資格停止期間は 24 カ月）。他方、13. Wallader v. UK Anti-Doping、14. UK Anti-Doping v. Dooler、15. Rugby Football Union v. Steenkamp においても、当該サプリメントの服用に「競技力の向上」目的があるか否かが直接に審査されているが、こちらではかかる目的を否定し、特定物質減刑を適用している（資格停止期間はそれぞれ 4 カ月、3 カ月、3 カ月）。また、同様の傾向は、日本のドーピング防止規律パネルにおける 16. JADDP（2011-002）事件判断、17. JADDP（2011-004）事件判断においても見出される（もっとも、前者は当該サプリメントの服用に「競技力の向上」目的がないとして特定物質減刑を適用して 6 カ月としているが、後者は対内侵入経路の証明がないという点で特定物質減刑の適用が否定されたために 24 カ月となっている）。

以上のようにみても、A「サプリメントに含有する「特定物質」を具体的に知らなければ一律に特定物質減刑の対象になる」という解釈、B「含有する「特定物質」を具体的に知っているか否かにかかわらずサプリメントであれば一律に特定物質減刑の対象にならない」という解釈、C「含有する「特定物質」を具体的に知らなければ一律に特定物質減刑の対象になるわけではないが、サプリメントの服用に「競技力の向上」目的がないと認定できる場合には特定物質減刑の対象になる」という解釈の三つが、少なくとも現在の世界のドーピング紛争仲裁判断例の中に分裂する形で併存していることを確認できるのである。

3. 問題の所在の再検討と各解釈の問題点

ところで、このようにサプリメントの服用への特定物質減刑の適用の余地という問題を巡る解釈の分裂を確認してきたが、ここでもう一度、何故にこのような問題が生

じるのかをあらためて検討してみたい。

まず、上記において簡単に紹介したサプリメント服用に起因する各事例をもう少し詳細に分析してみると、その中には、競技者に悪質性をほとんど見出すことができないような軽微なドーピング違反事例としか言えないものが、少なからず含まれていることに気がつく。すなわち、資格停止期間の決定という点で、直感的に、1年未満で必要にして十分ではないかと思われるような事案が少なくはないという特徴が、サプリメント事案にはあるのである。

ところが、現在の世界ドーピング防止規程においては、上述のように、10.5.2 項の「重大な過誤又は過失がないこと」による減刑は、「適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない」範囲でしか行うことができず（すなわち1年を下回れない）、また、資格停止処分が課されない「過誤又は過失がない」場合の10.5.1 項については極めて厳格にしか適用できないことが世界的に共有されている。とすると、1年未満の資格停止期間が相当と考えられるような事案については、10.4 項の適用の余地を探るしかないということになるが、しかし、サプリメントの服用である以上、「競技力の向上」目的を究極的には否定できない。では、10.4 項の文言をどのようにクリアするか、問題になるというわけである。

そしてそのために、A 説は10.4 項の細かな文言から「特定物質」を「競技力の向上」のために「使用」したか否かが問題であるとされているとして、たとえサプリメントを「競技力の向上」のために服用したとしても、そこに「特定物質」が含有していることを当該競技者が知らなければ、「特定物質」を「競技力の向上」のために「使用」したとは言えず、結果、特定物質減刑の要件は満たされると導くのである。しかし、上述のように、この解釈を推し進めると、サプリメントを「競技力の向上」目的で使用していることが明らかな場合であっても、どのような「特定物質」が具体的に含有しているか知らなければ「競技力の向上」目的とは常に言えないということになり、10.4 項のそもそもの趣旨からの逸脱が甚だしくなってしまうように思われる。

しかし、そうであるからと言って、B 説のように、サプリメントの服用である以上は「競技力の向上」目的を究極的には否定できないとして、特定物質減刑の余地を一律に否定しまうと、サプリメント事案の中には、直感的に1年未満の資格停止期間で必要にして十分と思われるような、悪質性をほとんど見出すことができない軽微なドーピング違反事例が少なくはないという上記の問題意識に全く応えられないということになってしまう。

そこでC 説、すなわち、含有する「特定物質」を具体的に知らなければ一律に特定物質減刑の対象になるわけではないが、サプリメントの服用に「競技力の向上」目的がないと認定できる場合には特定物質減刑の対象になるとした上で、当該サプリメントの服用の意図を直接に探るという立場が登場するということになる。しかし、どのような場合が「競技力の向上」目的があるサプリメントの服用で、どのような場合が「競技力の向上」目的がないサプリメントの服用なのか、その線引きは非常に難しい。実際、C グループに分類される仲裁判断例の中には、「競技力の向上」目的の否定が強引に過ぎる感のある判断例も見受けられるため、この立場にも一定の問題があるといえよう。

4. 世界ドーピング防止規程の改訂と新しい10.4 項

以上のように再検討してみると、サプリメント事案の頻出という新たな状況に、既

存の世界ドーピング防止規程が対応しきれていないというのが問題の真の所在であり、その間隙にどのように実務的に対応するかという点において、それぞれの考え方が分かかれ、それがひいては仲裁判断例の分裂につながってしまったと言えるであろう。

とすると、究極的な解決策は、かかる新たな問題に対応する形での世界ドーピング防止規程の改訂である。その意味において、現在においてまさに進行している世界ドーピング防止規程 2015 に向けた改訂作業における以下の 10.4 項の改訂提案は注目に値する。

10.4.1 Specified Substances.

Where the anti-doping rule violation involves a specified substance, and the Athlete or other Person can establish No Significant Fault, then the period of Ineligibility found in Article 10.2 shall be replaced with the following:

First violation: At a minimum, a reprimand and no period of Ineligibility, and at a maximum, two years of Ineligibility, depending on the Athlete's or other Person's degree of Fault.

すなわち、かかる新 10.4 項案においては、これまでの 10.4 項にあった「競技力の向上」目的の不存在なる要件が削除されているのである。そしてもちろん、かかる改訂提案の背景には、本稿で分析してきた問題、すなわち、サプリメント事案と既存の 10.4 項の間における「間隙」の発生という問題がある。

かかる文言であれば、B 説のように、サプリメントであれば「競技力の向上」目的を否定できないことを理由に、特定物質減刑の適用の余地を一律に否定する必要はなくなる。また、A 説のように、10.4 項のそもそもの趣旨から逸脱してしまうような解釈を、文言を字義通りに読むことで、無理に導き出す必要もなくなるように思われる。

もっとも、かかる規定によれば、結局のところ「重大な過誤又は過失」の有無という曖昧な基準のみしか残らないということになり、C 説が有していた問題、すなわち、どのような場合が特定物質減刑の対象となるサプリメントの服用で、どのような場合が対象にならないサプリメントの服用なのか、その線引きが難しいという問題は残存することになる。資格停止期間の決定についての裁量の余地が膨らむことによる不確か性の拡大という点もあわせて、来るべき新规定の下でも、研究すべき課題は山積していると言えるであろう。

なお、かかる新 10.4 項に関しては、世界ドーピング防止規程 2015 に向けた改訂作業の一環として、2012 年の秋において各国にそのファーストドラフト（ここでは 10.4 項に「競技力の向上」目的の不存在という要件が残存していた）への意見聴取がなされた際、本研究の成果を反映させる形で、わが国から本稿で詳述した問題への新规定による対応を要請するコメントを提出していた。上記の新 10.4 項案は、（もちろん他国や他団体からも同様のコメントが寄せられていた可能性はあるが）かかるわが国からのコメントにまさに応える形で、そのセカンドドラフトにおいて提示されたものなのであり、その意味で、本研究プロジェクトが目指した「第二フェーズ」の研究、すなわち、世界的に未だ明確な解を有しない新たな問題にわが国から挑戦し、その研究成果をもって世界に「貢献する」ことは、現段階においてすら、一定の範囲で実現されたと言うことができるかもしれない。

以 上

専門家チーム・メンバー表

リーダー：

早川吉尚

立教大学大学院法務研究科・法学部教授

メンバー：

浅川伸

公益財団法人

日本アンチ・ドーピング機構専務理事・事務局長

小川和茂

法政大学法学部兼任講師

荻村慎一郎

立教大学法学部助教

穴戸一樹

弁護士、弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

千賀福太郎

弁護士、弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

溜箭将之

立教大学法学部准教授

濱本正太郎

京都大学大学院法学研究科教授

水沼淳

弁護士、松田・水沼総合法律事務所

山内貴博

弁護士、長島・大野・常松法律事務所

以上

仲裁判断の概要

1. Oliveira v. USADA(CAS 2010/A/2107, 6 December 2010)

【仲裁人】

Hugh L. Fraser (Canada) (パネルの長)

Mathew J. Mitten (USA)

Graeme Mew (Canada)

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 X (申立人) は、自転車ロードレースを中心に活動する女性の自転車競技者である。ブラジル生まれであるが、アメリカ合衆国に 12 年間居住し、国際自転車競技連合 (UCI) 傘下で同国における自転車競技の NF である USA Cycling のライセンス保持者である。但し、合衆国の市民権を取得していないため、国際競技会において同国代表として出場することはできない (パラグラフ 1.1)。

1-2 Y (被申立人) は、USADA である (パラグラフ 1.2)。

2. 事実及び手続の経過

2-1 X は、UCI エリートステージレースの 1 つで、北イタリア南ティロル自治州で行われた女子ロードレースである Giro del Trentino Donne 2009 に出場した。同年 6 月 19 日の第 2 ステージにおいて X の尿検体が採取され、検査において禁止物質であるオキシロフリン (oxilofrine) の陽性反応が検出された (パラグラフ 2.5 まで)。

2-2 本件は X にとって、1 回目の違反である (パラグラフ 2.6)。

2-3 X は、2009 年 9 月 19 日に暫定的資格停止 (Provisional Suspension) に同意したものの、Y の処分案を不服として同月 22 日に AAA による仲裁のための聴聞会の開催を要請した (パラグラフ 2.15 まで)。

2-4 AAA による聴聞会が 2010 年 2 月 16 日に開かれたのち、仲裁判断の言渡しが同年 4 月 6 日に行われ、X に対して 2 年間の資格停止処分が下された。なお、資格停止期間の開始は 2009 年 6 月 19 日 (検体採取の日) から、とされた (パラグラフ 2.19 まで)。

2-5 X は、AAA の仲裁判断について不服として、2010 年 4 月 27 日に CAS へ控訴した。争点は、本件における資格停止処分の適切な期間についてである。同年 9 月 13 日に聴聞会が開催されたのち、同年 12 月 6 日に本仲裁判断が言渡された (パラグラフ 3、4、5、6、7 および 9.1)。

II. 当事者の主張

1. X の主張

1-1 オキシロフリンが体内に侵入したこと、およびそれについてなんらかの過誤があ

ったことは認める。但し、インターネットにより Hyperdrive 各種製品の成分を調査し、Y の Web サイトも調べ、WADA 禁止表もチェックしたものの見つけれなかったものであるから、過誤の程度は著しいとまでは言えない（パラグラフ 8.2 まで）。

- 1-2 エリート競技者になってから短期間であることから、ドーピング問題に関して相対的に不十分な教育しか受けておらず、この点が処分期間の短縮との関係で重要な考慮要素となる（パラグラフ 8.3）。
- 1-3 2 年間におよぶ資格停止処分は比例性を欠いており、検体採取の日（2009 年 6 月 19 日）から 15 月が妥当である（パラグラフ 8.4）。
- 1-4 競技者は競技力を向上させるためにオキシロフリンを服用しようとしたわけではなかったことを証明すればよく、Hyperdrive 製品の使用を通じて競技力を向上させる意図がなかったことの証明までは要求されない（パラグラフ 9.9）。

2. Y の主張

- 2-1 CAS は以下の 2 点に関して原決定を尊重すべきである。①たとえ競技力向上を意図せずにオキシロフリンを体内に入れたとしても、X の過誤の程度は、競技者に期待される基準に比して著しいものがある。②過誤の程度が著しく重大であるから、資格停止期間の短縮措置を X に適用することはできない（パラグラフ 8.5）。
- 2-2 Hyperdrive3.0+という製品には、メチルシネフリン（methysynephrine）というオキシロフリンの化学的同等物の名前が、ラベル上の成分リストに載っていた。また、FDA も 2009 年の時点で当該製品が禁止物質の一種であるシブトラミン（sibutramine）を含んでいると警告していた（パラグラフ 8.6）。
- 2-3 X が暫定的資格停止に同意した日（2009 年 9 月 19 日）から 2 年間の資格停止処分が妥当である（パラグラフ 8.8 まで）。
- 2-4 X の検体採取が行われた 2009 年 6 月 19 日から、同人が暫定的資格停止を受け入れた同年 9 月 19 日までに X が出場した競技会における成績を、UCI295 条または 297 条により失効させよ（WADC 10.8 にいう自動失効）（パラグラフ 8.8）。
- 2-5 X は、アレルギー治療薬に起因する疲労状態の克服を助長し、スタミナを維持するために Hyperdrive3.0+を使用していた。2009 年 6 月 19 日の競技会当日において Hyperdrive3.0+を服用したことは（たとえ禁止物質が含まれていたことを知らなかったとしても）、それだけで、当該製品の使用に関して X に競技力向上の意図があったことを示している。というのも、競技力を向上させる禁止物質が含まれていない興奮剤として製品化されていることを確認するという適切なステップを踏まなかったことに関する過誤が、X にあったからである（パラグラフ 9.10）。
- 2-6 競技者がサプリメントの成分に関してわざと無知であることによって競技力を向上させる意図の不存在を証明できていることにすべきではない（パラグラフ 9.10）。
- 2-7 X は、また、競技力向上以外の目的で Hyperdrive3.0+を使用したことを証明する補強証拠を提出できていない（パラグラフ 9.10）。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

- i. 2010 年 4 月 6 日の AAA における仲裁判断で下された 2 年間の資格停止

- (Ineligibility) 処分を取消し、これに替えて 18 月の資格停止処分を命じる。
- ii. 資格停止の期間は 2009 年 8 月 30 日に開始され (、2011 年 2 月 28 日までとす) る。

[理由]

1. 判断の枠組みと過程について

- 1-1 UCI ADR 295 にいう資格停止期間の短縮を議論するためには、X は、①特定物質であるオキシロフリンの体内侵入経路を証明し、かつ、②オキシロフリン (の使用) には「競技力を向上させる目的」がなかったことを証明したうえで、さらに、自己の証言に加えて、「競技力を向上させる目的」の不存在を聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。この①と②の両者の条件が満たされれば、本パネルは、資格停止期間の短縮について検討するために、X の「過誤の程度」について吟味することができる (パラグラフ 9.2)。

2.

オキシロフリンの体内への侵入経路

- 2-1 オキシロフリンの体内への侵入経路については、Hyperdrive3.0+の服用によるものである (パラグラフ 9.3 から 9.8)。

3. 競技力を向上させる目的

- 3-1 WADC 10.4.1 (2003 年版の 10.3) は、資格停止期間の短縮を主張し、正当化するために、特定物質の使用が競技力を向上させるためではなかったことの証明を、競技者に対して明示的に要求している。これに対して、10.4.2 は、特定物質の使用を通じて競技力を向上させる目的がなかったことを競技者に証明するような要求を、明示的には規定していない。つまり、本項は一義的に定まった解釈が可能なものではなく、曖昧で両義性を帯びている (パラグラフ 9.13)。
- 3-2 この点、本パネルとしては、10.4.2 について、競技者 X が競技力を向上させる目的で Hyperdrive3.0+を服用しなかったことの証明を、X 本人に要求している規定であるとは解さない。本パネルのこのような解釈によれば、一般的には競技力の向上を目的としているが、それ自体は WADC によって禁止されていない栄養補給系サプリメント (以下、単にサプリメント) を摂取した場合には、陽性反応の原因となったこのサプリメントが特定物質を含んでいたとしても、10.4 は適用できないことになる (パラグラフ 9.14)。
- 3-3 10.4 は、資格停止期間の決定という目的にもとづいて、特定物質を禁止物質から区別している。そもそも、10.4 のコメント欄にもあるように、「特定物質については、他の禁止物質とは異なり、ドーピングをしていないという説明を信頼しがちになる傾向が多量にある」ために、違反に対する適切なサンクションを決定する目的で、裁量の幅が (0 から 2 年間の資格停止までと) 広がっている。この根拠となるのが 10.4 なのである (パラグラフ 9.14)。
- 3-4 もし仮に、本パネルが、10.4.2 について Y 側が主張するような解釈を取るとすると、サプリメントに含まれる特定物質の摂取が原因で課された 2 年間の資格停止期間を取消し又は短縮するために当該競技者がとりうる方策は、10.5 の要件を満足させる場合だけになる。その場合、なんらかの短縮を講じるためには「過誤がないこと」(10.5.1) 又は「重大な過誤がないこと」(10.5.2) の証明が必要となる。

競技者が「過誤がないこと」を証明するための非常に厳格な要求を満たすことができなければ、禁止物質の混入したサプリメントの使用に対する処分の短縮は、最大でも 1 年間となる。このような帰結は、特定物質と禁止物質とを区別している WADC の目的と正反対のものとなる。(10.4 に定められた) この区別は、競技者の資格停止期間の取消し又は短縮が、各事案の状況下で適切なものであるかどうかを決めるためにあるからである (パラグラフ 9.15)。

- 3-5 以上から、本パネルは、10.4.2 が、オキシロフリンの摂取が競技力の向上を目的としたものでないと証明することだけを X に対して要求しているものと解する。10.4 に関するこの解釈は、10.4.1 の明瞭な文言と 10.4.2 の不明瞭な文言とを調和させることができ、また、10.4 のコメント欄が「複数の事情が組み合わされることにより、競技力向上の目的がないと聴聞パネルを納得させるような客観的事情の例」として「特定物質」という用語を用いていることとも符合する (パラグラフ 9.17)。
- 3-6 この点、本パネルは、X がオキシロフリンの摂取 (そもそもこれも気づかないうちに摂取していたわけであるが) によって競技力を向上させる目的はなかったことについて、X の証言およびその夫の証言による補強証拠によって、十分に説得的な証明ができていと結論する。
- 3-7 X が Hyperdrive3.0+を 2008 年 11 月または 12 月ごろから米国カリフォルニアにおいて摂取し始めた目的は、市販のアレルギー治療薬に含まれる抗ヒスタミン薬に起因する疲労状態を克服するためであった。そして、この時点では X は、オキシロフリンの化学的同等物であるメチルシネフリンが当該サプリメントに混入されていることを知らず、2009 年 6 月 19 日の尿検査後にオキシロフリンの陽性反応が出て、初めて知ったのである。
- 3-8 X はイタリア固有のオリーブに対してアレルギー体質であったために、症状はカリフォルニアにいたころよりも深刻になっていた。そこで、アレルギー治療薬をチームドクターに処方してもらっていた。X はこの間も、Hyperdrive3.0+を抗ヒスタミン薬の薬効対策として摂取し続けていた。アレルギー治療薬が原因でオキシロフリンの陽性反応が出たと信じていたために B 検体検査をあきらめた、という X の決断と行動は、X が Hyperdrive3.0+中にオキシロフリンが含まれていることを知らなかった、という本人の主張とも整合する。
- 3-9 イタリアに移ってから、X は通常、アレルギー治療薬と Hyperdrive3.0+を両方とも服用していた。ところが、2009 年の夏の時期においては、競技会がある日に限り、アレルギー治療薬と Hyperdrive3.0+のどちらも服用しないことにしていた。その理由は、酷暑の中でのレースで脱水状態にならないように気をつけていたからである。2009 年 7 月 2 日、同 9 日の競技会内尿検査において、2 回ともにオキシロフリンの陰性反応が出たことは、X が競技力を向上させる目的で当該物質を摂取していなかったことの確固たる補強証拠となる (以上、パラグラフ 9.18)。
- 3-10 本パネルは、競技力向上の目的の不存在を X が証明できるか否を検討するに際して、競技力を向上させる禁止物質が含まれていない興奮剤として製品化されていることを確認するという適切なステップを踏まなかったことに関する X の過誤を考慮すべきである、とする Y の主張を斥ける。したがって、本件において X の資格停止処分の短縮の算定にあたって考慮すべき本質的な要素は、X の「過誤の程度」だけとなる。さらに端的に言えば、X が摂取していたサプリメントの成分についてわざと無知であったかどうか、だけが「過誤の程度」を吟味するうえで重要なのであって、X の「競技力を向上させる目的」は「過誤の程度」の吟味に

は関係がない（パラグラフ 9.21）。

4. 過誤の程度

- 4-1 X は、①特定物質であるオキシロフリンの体内侵入経路を証明し、かつ、②オキシロフリン（の使用）には「競技力を向上させる目的」がなかったことを証明したうえで、さらに、自己の証言に加えて、「競技力を向上させる目的」の不存在を聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出したと認められるので、本パネルは、資格停止期間の短縮について検討するために、X の「過誤の程度」について吟味する（パラグラフ 9.22）。
- 4-2 この点、本パネルは、X がエリート競技者になってから相対的に短期間であること、および公式のアンチドーピング教育を一度も受けていないことが重要であると考え。そして他の事案と比較して、最長期間である 2 年間（24 月）の 50%以上の処分が望ましく、具体的には 75 %にあたる 18 月の資格停止処分が妥当である（パラグラフ 9.23 から 9.41）。
- 4-3 なお本件は、いかなる短縮も認められなかった特定物質に関する他事例とも区別されるべきであり、また、2 年間の資格停止処分が下された幾多の禁止物質の事例におけるよりも過誤の程度は明らかに低い（パラグラフ 9.42 から 9.47）。

5. 資格停止期間の開始における適時の自白の成立

- 5-1 X は、2009 年 9 月 2 日に同年 8 月 31 日付の UCI からの通知を受け取り、B 検体検査を受ける権利を放棄したうえで、A 検体検査の結果を受け入れる決断をした。X はさらに、9 月 19 日に暫定的資格停止に同意しており、競技活動を再開しなかった。また、この間、8 月 30 日を最後に競技会への出場を取りやめている（パラグラフ 9.48 から 9.54）。
- 5-2 以上の事情により、X については、WADC 10.9.2 にいう「適時の自白 Timely Admission」は成立していると認められる。この場合、資格停止期間の開始に関して、検体採取の日以降であれば、パネルの裁量によって、WADC 10.9 に定められた日と異なる日に設定することができる（パラグラフ 9.55）。
- 5-3 X は、検体採取の日である 2009 年 6 月 19 日から 2009 年 8 月 30 日までの間競技会に出場していた。資格停止期間というのは、競技者が競技しなくなる期間でなければならないのであるから、本パネルは、最後に競技へ出場した 2009 年 8 月 30 日から X に対する 18 月の資格停止期間が開始されるべきである、と考える（パラグラフ 9.56 および 9.57）。

*検体採取日から暫定的資格停止同意日までの X の競技成績の自動失効に関する部分（パラグラフ 9.58・9.59）については、省略する。

以上

2. DFSNZ v. Jacobs (THE SPORTS TRIBUNAL OF NEW ZEALAND, ST 24/10, 22 June 2011)

【仲裁人】

Alan Galbraith QC

Adrienne Greenwood

Ron Cheatley

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 申立人 (X) は DFSNZ であり、被申立人 (Y) は BLAIR JACOBS である。

2. 事実

2-1 2010年11月14日、Yは、「2010短水路水泳選手権大会(2010 National Short Course Championships)」の100m個人メドレー決勝に出場し、ドーピング検査の対象となった。

2-2 A検体からMHAが検出され、2010年12月14日付けで暫定的資格停止処分がくだされた。B検体の分析結果もA検体の分析結果を追認するものであった。

2-3 2011年2月16日、Sport Anti-Doping Rules (SADR)第3.1条の違反に該当するとして、裁定手続きが申立られた。2011年3月8日付けの文書において、Yは同条の違反発生について認めると同時に、聴聞会へは出席しない意向を提示した。

2-4 2011年3月17日の裁定手続きの議事録(Tribunal's minutes)の後、YはSADR第14.4条に基づき、制裁期間を2年間から短縮することの申立をおこなった。2011年6月8日、Yのコーチからの意見書が提示された。

2-5 2011年6月14日、電話会議形式により、聴聞会が開催された。Yの代理人としてMichael Smyth氏が、Xの代理人としてPaul David氏が対応した。

2-6 Yに対するドーピング検査は、2010年11月14日に実施されており、2010年のWADA禁止表国際基準によれば、MHAは特定物質ではない。他方、2011年1月1日にWADA禁止表国際基準が改訂され、MHAは特定物質となった。仲裁廷では、類似案件(ST 14/10, 29 Nov.2010)の対応を参照し、2011年WADA禁止表国際基準の規定を適用して審議することが認定された。

2-7 SADR第14.4条の規定では、以下の2つの条件を競技者が立証できる場合、2年間の資格停止期間を短縮することが可能としている。

- a) 禁止物質が競技者の体内に入った経路
- b) 競技能力を向上する意図が無かったこと

II. 当事者の主張

1. Yの主張

- 1-1 2010 短水路水泳選手権大会の後に競技としての水泳を引退する以前においては、Y は国内レベルのスイマーであった。国内選手権での入賞経験はあるものの、ニュージーランド国内のハイパフォーマンスプログラムの対象として選出された経験はなく、よって、登録検査対象者群に位置づけられたことはなかった。
- 1-2 Y は建築関係の職業に就いており、勤務の負担から競技レベルを維持可能な強度で練習を継続出来なくなっていた。Y のコーチによれば、2009 年～ 2010 年においては、勤務の負担により、従前のトレーニング強度を維持するのが困難になっているのを感じており、また Y がトレーニングの強度をこなすためにサプリメントを摂取していたのを把握していた。Y のコーチは、過去においてはサプリメントが安全なものなのかについてアドバイスをしたことがあったが、その後は特段の指導をすることは無かった。
- 1-3 Y は、ラグビーや自転車競技のアスリートが「Jack3d」というサプリメントを摂取していることを知り、また「Super Pump」という商品の存在についても認識する様になり、これらの商品をネット経由で購入した。
- 1-4 Y は、これらの商品については、今の時点では原材料として MHA が明示されていることは理解出来るものの、使用していた当時は、クレアチンとカフェインを含有したエネルギー飲料であり、勤務の疲れを癒し、トレーニングへのエネルギーを補充してくれるものと考えていた。
- 1-5 Y は、国内のハイパフォーマンスプログラムの対象として選出された経験は無く、Drug Free education に参加したこともなく、これらのサプリメントが WADA 禁止表に定める禁止物質である MHA を含有しているという認識を持たずに摂取していた。同時に、ドーピング検査のことについては、概要を認識しており、禁止物質の使用が禁止されていることは理解していた。
- 1-6 Y は、2010 短水路水泳選手権大会においてドーピング検査の対象となり、ドーピング検査用紙に「Super Pump」の使用を申告していた。Y の代理人は、ドーピング検査時に申告がなされたことは、Y が「Super Pump」の使用を競技力の向上を意図したものではなく、また、「Super Pump」に禁止物質が含まれていることを知らなかった証拠であると主張している。
- 1-7 Y の代理人は、Y は不注意ではあったものの、禁止物質が体内に入った経路については、これらのサプリメントの使用が原因であることは明白であり、また競技力の向上を意図したものでは無いと主張した。更に、これらの点が裁定において、認められるのであれば、ハイパフォーマンスプログラムの対象であるアスリートとは異なる思慮がなされるべきであると主張し、DFS vs. Boswell、DFS vs. Wallace、DFS vs. Brightwater-Wharf (6ヶ月の資格停止) の各裁定及び、FINA web site に掲載された MHA による最近の 2 件の違反事例 (3ヶ月と 9ヶ月の資格停止が課された) に言及した。
- 1-8 また、Y の代理人は、Oliveira 事件を引き合いに、「競技者が競技力向上を意図していた」のかの判断は、使用していたサプリメントが競技力向上効果のある物質を含有しているという事実によるのではなく、競技者が競技力向上を意図していたのかに依拠すべきであると主張した。

2. X の主張

- 2-1 X の代理人は、「禁止物質が競技者の体内に入った経路の証明」については明白であるとし、他方で、Oliveira 事件においては、「競技者は何が含有されているか

を認識していなかったものの、競技力の向上については期待値があった」とし、Yのサプリメントの使用が「競技力向上の意図の意図がないことを適切に立証」しているかについては、議論の余地があると主張した。

- 2-2 仮に、裁定パネルが、「競技者が競技力向上を意図していなかった」ことの立証に満足しているのであるならば、本事件は、競技者はサプリメントの安全性の確認において特段の注意を払わず、また安全な情報を得る努力もしていない重大な注意不足があったと主張し、これらの過誤の度合いは制裁期間に反映されるべきと主張した。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

12ヶ月の資格停止とする。

[理由]

- 2-1 ドーピング検査は2010年11月に実施されており、当該期日に適用されるWADA禁止表国際基準においては、MHAは「非特定物質」ではあるものの、本事件を「特定物質によるもの」として取り扱うこと、及びMHAの競技者への体内への侵入経路については、競技者が提示した2種類のサプリメントによるものである点も争いが無いことを了承している。
- 2-2 ハイパフォーマンスプログラムの対象として選出された経験は無いとはいえ、国内レベルの競技者として数年に渡り競技をおこなう者については、WADA規程及びその他規則の適用を免れることはない。
- 2-3 過去に同国内で発生し、DFSが下した裁定のうち、本事件と同様にMHAを含有するサプリメントの使用が原因で発生したDFS vs. Brightwater-Wharf（6ヶ月の資格停止）を参照し判断を行うことが適当。
- 2-3 DFS vs. Brightwater-Wharf事件においては、原材料の表示が曖昧であったこと、競技者は製造業者に対して安全性についての問合せを行っている。他方、本事件においては、Yは安全性の確認に関する特段の対応を講じていない。
- 2-4 他方、Yはドーピング検査時に「Super Pump」の使用を申告しており、この申告は競技力の向上に対する期待が無かったことを認定するに足りものであり、Yのサプリメントの使用は、水泳競技における競技力の向上を期待していないという主張を受け入れる。
- 2-5 これらの事情を考慮に入れ、12ヶ月の資格停止が適当と判断する。

以上

3. IRB v. Sri Lanka Players (THE BOARD JUDICIAL COMMITTEE OF INTERNATIONAL RUGBY BOARD, 16 September 2011)

【仲裁人】

Dr. George Ruijsch van Dugteren (South Africa)

Dr. Barry O'Driscoll (Ireland)

Graeme Mew (Canada – Chair)

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 XはIRBでありラグビーにおけるIFである。

1-2 Yらはラグビー競技のスリランカの代表選手である。

1-3 そのうちの一人は現在20歳であり、高校卒業後すぐに代表選手に選ばれている。これまで十分なドーピングに関する教育を受けたことがないと主張しており、高校時代のトレーナーの指導の下で”Hemo-Rage”を含むクレアチン・サプリメントを服用するようになった。大会に出場の際の書類への署名の際も、何に署名しているのか意識的ではなかった。代表コーチからサプリメントは飲むなど言われてはいたが、それがドーピングと関係しているとは思っておらず、実際、更衣室ではサプリメントが回し飲みされていた。高校卒業以来、これらにつき指導してくれる人もおらず、”Hemo-Rage”についてもラベル以外、英語力の乏しさから、理解ができなかった。

1-4 もう一人は現在27歳であり、15年間のラグビー経験を有しているが、これにより給与を得たことは無い。地元の代表や地元のクラブチームにも所属しているが、今回のことでクラブチームを除名され、賠償金の請求さえ求められている。これまで十分なドーピングに関する教育を受けたことは無く、これまでも一回しか検査の経験がないとしている。

1-5 もう一人も現在27歳であり、9年間にわたりクラブチームでラグビーをしてきた。これまで6回から7回の検査を受けているが、その際に使用しているサプリメントの申告さえしていた。十分なドーピングに関する教育を受けたことは無く、代表コーチのサプリメントへの警告の際にはその場におらず、むしろ学校でもクラブでもサプリメントは蔓延していた。現在、ラグビーにより給与は受けていないものの、そのつながりで銀行に務めている。電話での会話ができるほどの英語能力はある。

2. 事実

2-1 2011年4月から5月にかけての2011 Asian 5 Nations Tournamentにおけるドーピング検査において、YらからMHAが検出された。

2-2 また、Yらは、当該違反は、Yらの一人が入手した”Hemo-Rage”なるサプリメントの摂取によるものであるとしている（摂取の様子の詳細はpara.31-39）。

- 2-3 Yらは、ドーピングに関する教育をほとんど受けたことがなく、スリランカのNFの教育体制も不十分であった（詳細は para.44-50）。ただ、Yらは、競技力を向上させるドラッグを使用することが禁止されており、体内に入る物質について責任を有することについては、一般的な認識を有していた。
- 2-4 Yらは、当該サプリメントに禁止物質が含まれていることを知らず、検査の後に、MHA が ” Hemo-Rage” に含まれていると知らされたにすぎなかった（そのラベルには “1,3 Dimethylamylamine” という MHA の別名が記されてはいたが、英語力、コンピュータやインターネットへのアクセスの問題、医療関係者その他の専門家からのコンサルタントの無さにより、Yらには理解が不能であった）。

II. 当事者の主張

1. IRB の主張

- 1-1 (Yらがドーピング違反を犯したことについては争っていないため) 制裁期間について (特定の制裁期間の主張はしていないものの)、以下の MHA 事例の判断を参考にすべきであると述べている。
- Oliveira v. USADA (CAS 2010/A/2107) – 15 months Ineligibility
 - Foggo vs. NRL (CAS A2/2011) – 6 months Ineligibility
 - UKAD vs. Wallader (NADP, 29 October 2010) – 4 months Ineligibility
 - Duckworth vs. UK AD (CAS NADP, 10 January 2011) – 6 months Ineligibility
 - UK AD vs. Dooler (NADP, 24 November 2010) – 4 months Ineligibility
 - RFU vs. Wihongi (RFU Disciplinary Panel, 16 March 2011) – 4 months Ineligibility
 - RFU vs. Steenkamp (RFU Disciplinary Panel, 22 March 2011) – 3 months Ineligibility.
- 1-2 また、考慮すべき事実として、サプリメントに MHA が含有する可能性や Dimethylamylamine が MHA の同義語であることを記したレターが、2011年4月に IRB の Anti-Doping Manager からスリランカの NF に送付されたことにより、もしも競技者の誰かが ” Hemo-Rage” のラベルにつき助言を求めたとしたら、疑いが生じたであろうことを指摘している。
- 1-3 さらに、個々の競技者の不注意についても、ラベルやウェブサイトの表記の過激さをもからめて、主張している。

2. Yらの主張

- 2-1 自らがドーピング違反を犯したことについては争っていないが、禁止物質を用いて競技力の向上を図る意図は無く、制裁は低いものであるべきであると主張する。
- 2-2 また、南アフリカにおいて、medical team が英国で入手して服用させたサプリメントに (南アフリカのそれとは異なり) MHA が入っていたケースにおいて、制裁期間ゼロ、譴責処分のみとされた Ralapelle 事件と Basson 事件の存在につき、指摘する。
- 2-3 その他、NF の医師の不注意、ドーピングに関する教育・情報の不十分、既になされている社会的な制裁についても参考にされるべきであると主張する。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

ドーピング防止規則違反が認められ、資格停止期間は9ヶ月間とする。

[理由]

- 1-1 特定物質に関する Regulation 21.22.3 との関係で、“Hemo-Rage”によりMHAが体内に入ったことは、本件において認定できる。
- 1-2 他方、競技力向上の意図に関しては、“Hemo-Rage”の使用が競技力向上の意図を有していたかは問題ではない。競技者が従う栄養プログラムは、厳密に言えば、すべて競技力の向上の意図の下になされていると言える。また、サプリメントについては表記の誤りや汚染の可能性があることのリスクを競技者は負うべきあり、禁止物質が入らないように厳格な責任を有するべきではあるものの、競技者の責任の判断において、それが単なる禁止物質であるか、それとも特定物質でもあるのかで、区別がなされている。特定物質については、信頼性があるとされる傾向があるが故に、異なる制裁レジームが適用される。それ故、特定物質の摂取が競技力の向上の意図なしに行われたのかこそが証明すべきことであり、当該物質に特定物質が入っていることを知っていたことを示す証拠が何ら存在しないときには、競技力の向上の意図はなかったと判断される (Oliveira v. USADA, CAS 2010/A/2107 para. 9.13 – 9.18)。
- 1-3 補強証拠についても、証人による証言、Yらの相互の証言からは、問題は無い。
- 1-4 制裁の期間については、IRBが指摘した事例の他に、Kendrick v. ITF (CAS 2011/A/2518)において、当初は12ヶ月とされた制裁期間が、CASにより8ヶ月とされた事例も参考になる。ドーピングに関する教育が不十分であったことは考慮すべき要素ではあるが、それほど重要視すべきではなく、WADCは世界のどの国にもだれにでも等しく適用されるべきである。また、本件の競技者のすべてがIRB's anti-doping programmeに異議なく署名をしている。さらに、南アフリカにおけるRalapelle事件とBasson事件については、WADCに沿った判断ではなく、参考にできない。本件における競技者の過失は大きい。

以上

4. Kendrick v. ITF(CAS 2011/A/2518, 10 November 2011)

【仲裁人】

Graeme Mew (パネルの長)

Jeffrey Benz

Michael Beloff

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 X はアメリカのプロテニスプレーヤーであり、Y はテニス競技の国際統括団体である。

2. 事実

2-1 X は、2000 年にプロ選手になった 31 歳のプロテニスプレーヤーであり、ATP の週間ランキングで 100 位以内にいた。X は、2011 年 5 月 19 日、全仏オープンに参加するためにフロリダの自宅からパリへ向かい、翌朝にパリに到着した。なお、X の試合は同月 22 日に予定されていた。X は、婚約者が初めての子供の妊娠後期にあつたため、初戦の日の直前に移動した。X は、今回と同様の厳しい日程が原因で時差ぼけに苦しんだことがあったので、全仏オープンに参加するために時差ぼけのリスクを低減させることに注力した。

2-2 同年 5 月 9 日の週のいずれかの日、X は時差ぼけの問題について知人である Z と話をした（このとき X のコーチも立ち会っていた。）。Z は、30 年の経験を持つ US テニス協会公認のプロテニス教師であった。このとき Z は X に「Zjija XM3」（以下「Zjija」という。）という製品の使用を薦め、マークのない包装に入った 2 錠の Zija を X に渡した。また、Z は、時差ぼけ解消を助けるために他の何人もの競技者にこの製品を渡したことがあり、効果についていつも良好な反応を得ていたと X に伝えた。X は Z に対して、Zija に違法なもの又は禁止されたものが含まれていないか尋ねたが、Z はそのようなことはないと言った。また、X によれば、Z は Zija が「モリンガの木からとれる完全な天然・有機由来の製品」であると述べた。そして、Z は Zija を摂取した後、禁止物質について陽性とされた競技者を誰も知らないと言った。X のコーチは、この一連の会話に立ち会っていたが、摂取の前にインターネットの検索を行った方がよいと提案したものの、何ら懸念を示すことはなかった。それというのも、Z の妻は Zija のディストリビューターであり、X は Zija について信用に足る情報源であると考えていたからである。

2-3 X は、10 年間のプロ生活の中で、本件以前に約 20 回から 25 回の検査を受け、いずれも問題はなかった。また、X は、ヒアリングの席で、栄養補助剤が汚染されることがあり、故意なく禁止物質の陽性反応が出ることを知っていることを認めた。

2-4 また、X は、プログラム及び禁止表の情報が含まれ、ドーピングに関する問合せのための電話番号が記載された Y 支給の wallet card を受領していたことを認め

たが、Xはそれを保持していなかった。

- 2-5 Xは、Zijaについてインターネットでも調査を行った。Xの証言によれば、最初の日は30分間調査を行い、製品の内容物のリストを探そうとした。また、Xは、その次の日も他の日も調査を行ったと証言した。そして、Xの努力の甲斐なく、内容物のリストを見つけることはできず、内容物を特定することもできなかった。
- 2-6 インターネット調査の結果、Xは「APPROVED BY THE WORLD ANTI DOPING ASSOCIATION and WORLD ANTI DOPING ASSOCIATION APPROVED」という表題のウェブページを発見し、更にXはgoogle.comを利用して”Zija” ”banned substance” ”approved by World Anti Doping Agency” “”organic” “safe” “moringa” “Apollo Anton Ohno”という検索ワードで検索を行った。これらのウェブサイトによれば、他の高いレベルの競技者によってZijaが利用されているとのことであり、また、特に禁止物質を含むといったネガティブな事情が見当たらないことから、XはZから渡されたマークのない包装に入ったZijaの錠剤を摂取することが適当であると結論付けた。しかし、Xは、dimethylpentylamineが含まれることを示したラベルのあるパッケージが開示されていることを示したZijaの内容物を掲載しているウェブサイトを見逃した。
- 2-7 パリに到着した後の2011年5月20日、XはZijaを昼食と一緒に1錠摂取した。2011年5月22日、Xは全仏オープン1回戦で敗れ、その後、競技会検査にて尿検体を提出した。このとき、Xは、Zijaを使用していたことをドーピング・コントロール・フォームに記載しなかった。
- 2-8 その後、尿検体から禁止物質であるdimethylpentylamine (MHA)が検出されたことが通知され、Xは、直ちに自発的な資格停止を受け入れ、2011年7月29日、YのTribunalは12ヶ月間の資格停止を課した。
- 2-9 2011年8月2日、XはCASに対して、YのTribunalの決定に係る不服申立てを行った。

II. 当事者の主張

- 1-1 XがZijaを摂取したのは、時差ぼけ解消のためであり、競技力向上を目的としたものではなかったことについて、当事者間に争いはない。
- 1-2 Yは、経験があり、独立した、ドーピング防止に係るTribunalの下で、手続的な不公正がなく判断されたような場合には、CASはその権限を行使すべきでない旨を主張した。
- 1-3 Xの過誤の程度に関して、資格停止期間を減輕・変更することに値するかという点について、両当事者は以下のとおり主張した。
- 1-3-1 Xは、MHAの他の類似事案に比べると不均衡であるとして、CAS A2/2011 (6ヶ月間の資格停止)、CAS 2005/A/828 (3ヶ月間の資格停止)、UKAD vs. Dooler, UKNADP, 24 November 2010 (4ヶ月間の資格停止)、RFU vs. Steenkamp RFU Disciplinary Hearing, 22 March 2011 (3ヶ月間の資格停止)、RFU vs. Wihongi RFU Disciplinary Hearing, 16 March 2011 (4ヶ月間の資格停止)、SARU vs. Ralapelle and Basson (SARU Judicial Committee Hearing, 27 January 2011) (譴責)の事例を提出した。
- 1-3-2 これに対してYは、CAS 2009/A/1918 (3ヶ月間の資格停止)、RFU vs. Wihongi, RFU Disciplinary Hearing, 16 March 2011 (4ヶ月間の資格停止)、RFU vs. Stenkamp,

RFU Disciplinary Hearing, 22 March 2011 (3ヶ月間の資格停止)、UKAD vs. Dooler, UKNADP Hearing, 24 November 2010 (4ヶ月間の資格停止)、CAS A2/2011 (6ヶ月間の資格停止)、NADP vs. Wallader, UKNADP Hearing, 29 October 2010 (4ヶ月間の資格停止)、UKAD vs. Duckworth, UKNADP Hearing, 10 January 2011 (6ヶ月間の資格停止)、DFSNZ vs. Brightwater-Wharf, STNZ 29 November 2010 (6ヶ月間の資格停止)、DFSNZ vs. Jacobs, STNZ 22 June 2011 (12ヶ月間の資格停止)の事例を提出しつつ、Xの主張に反論した。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

資格停止期間8ヶ月とする。

[理由]

1-1 Yは、仲裁パネルの権限の範囲について、YのTribunalの下した制裁を覆してはならないというが、仲裁パネルはそのような主張を受け入れない。

2. 過誤の評価について

2-1 当事者間において、ドーピング防止規則違反の原因がZijaにあること、また、Xに競技力向上目的又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽目的がなかったことについて争いは無い。したがって、Yのドーピング防止プログラム(以下「プログラム」という。)M.4項(WADA規程10.4項に相当する)の適用が前提となり、Xの過誤を評価した上で適切な制裁(0から24ヶ月の間の資格停止)を決めることとなる。

2-2 仲裁パネルは、プログラムM.4項及びM.5項(WADA規程10.5項に相当する)に定められた過失の内容については、通常期待される行動からの乖離の程度という観点から差異はないと考えるが、本件ではM.4項のみが適用されると考える。

2-3 この点、Xにとって有利な事情は以下のとおりである。

2-3-1 Zija XM3の製造業者がその性状について嘘を述べたようであること。すなわち、製品が”World Anti-Doping Association”によって承認され、アポロ・オーノが使用したという表明は嘘であったこと。

2-3-2 ドーピング防止規則違反がXにとって非常にストレスの多い時期に生じたこと。すなわち、第一子の誕生が差し迫っており、引退する前の、トップレベルのプロテニスプレーヤーとしての晩年に入ろうとしていたこと。

2-3-3 Xが製品を使用する前にインターネットで調査を行っていたこと。

2-3-4 Xは医師に相談することができると認識していたが、直ちにアドバイスをもらえる自分自身の医者はおらず、(間違っているにもかかわらず)”World Anti-Doping Association”という名前の不一致に気づかなかったこと。また、FDA(Food and Drug Administration)、IOC及びこの製品を使用したとされる数々の競技者の名前をオンライン情報で調べて安心していたこと。

2-3-5 Xは、”Zija-Why I Don't Like It”というインターネットの記事を見たことを思い起こさなかつたこと。

2-3-6 Xが陽性であることを知った後、直ちに暫定的資格停止を受け入れたこと。

- 2-3-7 テニス界からドーピングを排除する必要があることの重要性を X が自覚していることについて、X は、著名な当代のライバルから、人格的な証明を受けていること。
- 2-4 これに対して、X にとって不利な事情は以下のとおりである。
- 2-4-1 X が実施したインターネット上の調査は、特に禁止物質の摂取について細心の注意を払うことを代表して行うべき経験豊かなプロアスリートにとっては、不適切であったこと。
- 2-4-2 X は、Y から支給された wallet card を確認せず、Y のホットラインに連絡する努力を怠ったこと。
- 2-4-3 X は、自分自身のコーチではない人物から受け取り、マークのない包装に入った製品を使用したこと。
- 2-4-4 X は、使用したサプリメントが「安全」であるか否かのアドバイスを行うことについて資格のない人々に依拠したこと。表面的なインターネット上の調査を行い、批判的な検討を行うことなく「ちょうちん記事」に依拠して満足を得てしまったこと。
- 2-4-5 X のストレスは、X が注意義務を怠った理由を説明しうるが、注意義務を低減させないこと。
- 2-4-6 検査の際に記入したドーピング・コントロール・フォームにおいて、X が Zija の使用を明らかにしなかったこと。

3. 適切な制裁について

- 3-1 仲裁パネルは、重大な無関心に匹敵するような高度の過誤、無謀であること又は著しい不注意が立証されない限り、12 ヶ月間の制裁が、プログラム M.4 項ないし WADA 規程 10.4 項の下で、MHA のケースにおいて課されるべき制裁の上限であると考えている。この点本件では、X が適切な注意を大きく欠いたこと、及び X がマークのない包装に入った馴染みのない製品を使用するリスクを当時認識しなかったことは、ドーピング防止規則違反を犯した当時、X が強いストレス状態にあったことによっていくらか（その評価の程度が）軽減されるものである。
- 3-2 以上の事情を全て考慮に入れると、仲裁パネルとしては、Y によって課された 12 ヶ月という制裁は厳しすぎるという結論に至った。しかし、X の主張するような 3 ヶ月間の制裁が適切であるとも考えない。X の過誤の程度（上記の軽減及び加重要因）を考慮に入れると、仲裁パネルとしては、8 ヶ月間の資格停止が相当な制裁であるという結論に至った。

以上

5. Murray v. IRB(Post-Hearing Review Body, IRB, 27 January 2012)

【仲裁人】

Tim Gresson (NZ)

Barry L'Driscoll (Ireland)

Greame Mew (Canada) (パネルの長)

I. 事実の概要

1. 当事者

(BJC 決定に同じ)

2. 事実

(BJC 決定に同じ)

2. 手続の経過

3-1 BJC 決定は、2011 年 9 月 5 日に、UAE ラグビー協会(UAERA)を通じて競技者 X に通知された。9 月 8 日に、UAERA および X (パラ 5 によれば、X と UAERA との両者が review を求めたとされている。しかし、TADP24 項 (IRB Regulation 21.24) を見る限り、UAERA にその資格はない。本 PHRB 判断のパラ 6 以降でも、上訴人は X のみとして記述が進められている。しかし、UAERA が review を求める資格を有するかどうかの判断はなされていない。) は、TADP24 項に基づき、BJC 決定の審査を聴聞会後審査機関(PHRB)に求めた。本件 PHRB は、IRB アンチ・ドーピング司法パネルの長により 2011 年 9 月 10 日に任命された。

3-2 X は、BJC 手続の段階で証人として参加しなかった者 2 名を本 PHRB 手続で承認として申請したい旨、PHRB に申し出た。PHRB は、それら 2 名を BJC 手続の段階で証人とするができなかった理由を付し、それら 2 名の証言を書面で提出することを求めた。X はその証言を提出せず、したがって、PHRB は、BJC に提出された証拠を基に判断することとした。

II. 当事者の主張

1. 上訴人の主張

1-1 BJC は、energy drink と sports drink とが同義語であることを見逃したため、X に競技能力向上の意図があったとの誤った結論に達した。また、BJC が Oliveira 事件の基準を採用していれば結論が異なっていたはずであり、BJC は誤った基準を用いて判断した。

2. 被上訴人の主張

- 2-1 PHRB は、Foggo アプローチを採用すべきでないと判断することができる。その場合、即ち Oliveira アプローチを採用する場合、X が競技能力向上の意図を以て本件特定物質を体内に取り込んだのではないと PHRB が判断することも可能である。

III. 判断の要旨

[決定]

- i. X に 12 ヶ月間の資格停止処分を課す。
- ii. 2011 年 5 月 28 日から 2012 年 5 月 27 日（同日含む）まで、資格を停止する。

[理由]

1. 評価基準

- 1-1 類推可能な法原則に従い、BJC のなした事実判断は、明白に誤りである場合にのみ否定若しくは修正されうる。BJC による法適用については、それが適正であるかどうかを判断する。

2. WADAC10.4 条 (IRB Regulation 21.22.3) の解釈

- 2-1 PHRB は、BJC が適正な基準を適用しなかった、と判断する。
- 2-2 Foggo 事件仲裁判断の述べる通り、アンチ・ドーピング規則の解釈にあたっては、規則全体の文脈に配慮しつつ、文言の自然かつ通常の意味に効果を与えるようにしなければならない。しかし、そのように解釈するならば、Oliveira 事件仲裁判断の方こそが法の適切な適用をなしているといえる。[para. 58]
- 2-3 一般に用いられるもう一つの解釈原理は、二通りの解釈が可能な場合、公正な結論をもたらすより合理的な解釈の方を採用すべき、というものである。[para. 69]
- 2-4 IRB アンチ・ドーピング規則 (IRB Regulation 21.22.3 条) (WADAC10.4 条に基く) は、“Where a Player or other Person can establish … that such Specified Substance was not intended to enhance the Player's sport performance” と定めており (強調 PHRB)、「特定物質を」競技能力向上のために用いる意図があったかどうかを問題としている。[para. 60]
- 2-5 同条の適用に際して、競技者は以下のいずれかを説得的に示さねばならない。
 - a) 特定物質を摂取していることを知らなかった。
 - b) 知っていたとすれば、当該特定物質と競技力との間に関連性がない。[para. 67]
- 2-6 このように判断することは、競技者が競技能力向上を意図していなかったことを証明できる場合に課される制裁についてより柔軟なものとするという WADA の政策とも合致する。その政策は、WADAC の 2009 年版において加えられた 4.2 条および 10 条への修正に現れている (4.2.2 条への解説を参照)。[para. 68]
- 2-7 Oliveira アプローチは、WADA vs. FIV & Berrios (CAS 2010/A/2229) および UKAD v. Dooler, UKNADP (2010) で支持されている。[para. 70]

3. 競技能力向上の意図

- 3-1 そこで、本件において PHRB が検討すべきは、以下の 3 点である。
- a) 競技者は自身が摂取した飲料が MHA を含んでいることを知っていたか。
 - b) 競技者は、競技力向上の意図を有していなかったことを十分に示したか。
 - c) 競技者の過失はどの程度か。[para. 72]
- 3-2 BJC は Foggo アプローチを採用したため、上記(a)について決定的な判断を行っていない。しかし、当該飲料が MHA を含んでいることを競技者が知っていたとする決定的な判断がない以上、競技者はそれを知らなかったとする十分な証拠があると考える。[paras. 73-75]
- 3-3 しかし、競技者がそれを知らなかったと述べるだけでは十分でなく、補強証拠の提出が求められる。2011 年 8 月 15 日になされた証人 A (X のチームメイト) の証言によれば、X は他のチームメイトから回ってきた飲料を数回にわたって飲んでいとされる。[paras. 77-78]
- 3-4 X は“Jack3d”なる飲料を摂取したと主張しているところ、A の証言には変遷が見られ、明確ではない。すなわち、①“Jack3d”または“NO-Xplode”、②“Rocked”、“NO-Xplode”、“Super Pump 250”、“Jack3d”のいずれか、③“NO-Xplode”の確率が 7 割、“Jack3d”の確率が 3 割、④ 99%の確率で“Jack3d”、というように変わっている。A によれば、証言次第では自らにドーピング違反の制裁が課されるかもしれないと思っていたためにこのような不一致があるとのことである。いずれにせよ、問題のサプリメントを含む飲料が回し飲みされていたことは確実である。したがって、X が競技能力向上のために [当該特定物質を] 摂取していたのでないことの補強証拠としては十分である。[paras. 79, 84]
- 3-5 競技者の過失の程度を判断する際、禁止物質を摂取しないようにするためにあらゆる手段を尽くすという競技者の基本的義務を考慮に入れなければならない (Vencill . USADA, CAS 2003/A/484, para. 57; FIFA & WADA, CAS 2005/C/976 & 986, paras. 73-74)。[para. 85]
- 3-6 MHA についての情報は一般に入手することができる (例、geranamine.org ウェブサイト)。さらに、MHA が競技能力向上のために用いられうることも既に知られている (ITU v. Smurov, ITU Anti-Doping Hearing Panel, 15 November 2011)。加えて、本件ドーピング検査が行われた Asian 5 Nations 大会において、IRB アンチ・ドーピング・マネージャーは、MHA がサプリメントに含まれていることがある旨警告する連絡を各チーム等に行っている。[paras. 87-89]
- 3-7 X がいうように、X が摂取したのが Jack3d であるとする、当該製品のウェブサイト (www.jack-3d.com) には、成分に“Germanium (1,3 Dimethylamylamine)”が含まれていることが明記されている。製品ラベルにおいても同様である。また、製品ラベルには、「体力・力・持久力が急激に向上します」との目立つ表記もある。[para. 91]
- 3-8 あるいは、X が摂取したのが Rocked であるとする、それについての説明がある www.sportsfuel.co.nz を見ると、成分に“1.3 Dimethylamylamine”が含まれることが明記されている。[para. 92]
- 3-9 本件手続において言及された MHA 関連の事例は次のとおり。
- IRB vs. Grusinghe, Swamathilake and Kumara (IRB Judicial Committee, 16 September 2011)
MHA 入りサプリメントが更衣室で飲み放題。競技者はアンチ・ドーピング研修を受けておらず。9 ヶ月資格停止。

- RFU vs. Stenkamp (RFU Disciplinary Panel, 22 March 2011)
ドリンク剤の成分として MHA は記されておらず、汚染(contamination)の例とも思われる。医師等に事前に相談していないことから無過失とは言えず、3 ヶ月資格停止。
 - UKAD vs. Dooler (NADP, 24 November 2010)
サプリに MHA が含まれていたが“geranium root extract”と表記されていた事例。4 ヶ月資格停止。
 - UKAD vs. Wallader (NADP, 29 October 2010)
経験豊かなコーチが、仕入元から「合法」製品として入手したサプリ。競技者本人も調べたが、禁止表に Dimethylpenyltamine と記されているところ、製品には MHA と記されていた。4 ヶ月資格停止。
 - Foggo vs. NRL (CAS A2/2011, 3 May 2011)
サプリ販売元に照会し、ASADA ウェブサイトもチェックしたが、MHA が含まれていることに気づかなかった。6 ヶ月資格停止。
 - UKAD vs. Duckworth (CAS NADP, 10 January 2011)
製造元から問題ないと言われており、自分で Global DRO (Drug Referece Online)を調査しても気づかなかった。6 ヶ月資格停止。
 - RFU vs. Wihongi (RFU Disciplinary Panel, 16 March 2011)
ハーフタイムに更衣室に置いてあったボトルに入っていたものを水と違って飲み始め、スポーツドリンクだと気がついてすぐ止めた事例。4 ヶ月資格停止。
 - Kendrick vs. ITF (CAS 2011/A/2518)
コーチから「安全」と言われて渡された錠剤を飲む。自分でも十分な調査を行っていない。8 ヶ月資格停止。
 - DFSNZ vs. Jacobs (STNZ, 22 June 2011)
製品ラベルを見るのみでそれ以上の調査を行わず。12 ヶ月資格停止。[paras. 94-105]
- 3-10 これらと比較すると、X の過失は重い。経験あるプロの国際レベル選手であり、アンチ・ドーピング研修も受けているにもかかわらず、問題の飲料を摂取する前にそれが何であるかを一切確認しようとしていない。本人が自認するとおり、「考えが浅く、間抜けであった」。[para. 106]
- 3-11 上記 MHA 関連事案のうち、制裁期間が 3 ヶ月から 8 ヶ月のものは、競技者本人またはそれに代わる者がサプリメントの内容を確認するための何らかの努力を行っている。本件においてその努力は見られない。よって、12 ヶ月間の資格停止とする。[paras. 108-109]

以上

6. IRB v. Peru Players (THE BOARD JUDICIAL COMMITTEE OF IRB, 29 August 2011)

【仲裁人】

Graeme Mew (Canada – Chair)

Dr. Ismail Jakoet (South Africa)

Gregor Nicholson (Scotland)

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 XはIRBでありラグビーにおけるIFである。

1-2 Yら (Y1とY2)はラグビー競技のペルーの代表選手である。

1-3 Y1は現在23歳(違反時に22歳)であり、PR会社に勤めつつ大学レベルの勉強をしている。彼は、アマチュア選手であり、ペルー代表として国際レベルで4年間プレーしている。

1-4 Y2は現在24歳(違反時に23歳)であり、食品加工工場で働きつつエンジニアリングの勉強をしている。国際レベルで4年間プレーしている。ラグビー活動には積極的に参加し、若い選手のコーチを務めたりもしている。

2. 事実

2-1 Yらは、2012年2月7-10にラスベガスで開かれたLas Vegas Invitational Seven-a-Side Rugby Tournamentに出場したペルー代表チームの選手だった。ラスベガスでの滞在中、Yらはサプリメントを売っている店に立ち寄り、HemoRageなる製品を購入した。

2-2 4週間後、Yらは、2012年3月10日にブラジルのリオデジャネイロで行われたCONSUR Sevens matchのペルー対アルゼンチン戦の試合後にドーピング検査を受けた。Yらはどちらもドーピング・コントロール・フォームにHemoRageを服用しているとは記載しなかった。両者のA検体からMHAが検出された。

2-3 Yらは、A検体の結果を受け入れ、事情を釈明したいとの意向を明らかにした。

II. 当事者の主張

1. IRBの主張

1-1 [仲裁判断においては、IRBによる主張は特段に記載されていない]

2. Y1の主張

2-1 自らがドーピング違反を犯したことについては争っていないが、禁止物質を用いて競技力の向上を図る意図は無く、制裁は低いものであるべきであると主張する。

- 2-2 Y1 は、ドーピング禁止について一般論は聞いたことがあったが、禁止物質のリストについては知らなかった。IRB のウェブサイトは何度も見たことがあったが、IRB のドーピング禁止に関するウェブサイトは見たことがなかった。
- 2-3 ラスベガスのサプリメント店で、Y1 は、店員に「このサプリを買いなさい。とてもいい製品 **very good product** ですよ」と **HemoRage** を勧められた。Y1 は、これが「安全 **safe** か」と聞いたが、店員は、モールにある店で違法な製品は売ってないですよ、と請け合った。Y1 は、アメリカならサプリメント店の店員は十分なトレーニングを受けているだろうと思い、安心した。
- 2-4 ラスベガスから帰国後、Y1 は毎練習前にひと匙の **HemoRage** を飲用した。使用して、持久力が高まり、できることが増えたと感じた。
- 2-5 Y1 は英語が不自由で、ラベルを読もうとしたが、練習前に飲むようにとの指示があること、「究極 **extreme**」という言葉があることは分かったが、全部は読まなかった。
- 2-6 Y1 は、運動力向上のために練習前に飲用したことを認めたが、試合では飲まなかったと主張する。「試合で持久力を高めるものを飲むのはフェアでないと思った」と述べている。しかし Y1 は、2012 年 3 月 10 日の朝練前に **HemoRage** を引用したことは認めている。ペルーの第一試合は午前 8:40 だった。Y1 は午後 5:46 にドーピング・コントロールに出頭し、午後 7:50 に検体採取を受けている。
- 2-7 Y1 は、CONSUR 大会の前に、スペイン語版の IRB ドーピング禁止ハンドブックを受け取っていない。**HemoRage** の使用につき、ほかの選手には話したが、コーチやチームの医療スタッフに相談はしなかった。
- 2-8 **HemoRage** の飲用につきドーピング・コントロール・フォームに記載しなかったのは、試合のことばかり考えていたからだという。

3. Y2 の主張

- 3-1 **HemoRage** を購入した経緯については、Y1 とほぼ同じ主張をしている。Y2 もペルーに戻ってきてから **HemoRage** を服用し始めた。ただ、Y2 は Y1 と違い、練習の際には使用していないと主張している (Y1 は Y2 も練習中に使用したと主張しており、証言に矛盾がある)。
- 3-2 Y2 は、CONSUR 大会の第三試合の時に初めて **HemoRage** を飲んだ。疲労回復を狙ったからである。
- 3-3 Y2 も、ラスベガスの店員の言ったことを信じ、製品について自分で調べず、ラベルもきちんと読んでいない。IRB のウェブサイトも見たが、ドーピング関係のページは見えていない。
- 3-4 Y2 は、これまで競技内検査を受けたことはないが、「自分が何か間違っただけを摂取していないか確かめるため」ペルー・スポーツ機構による国内検査なるものは受けたことがある。栄養士の勧めに従い、ペルー・オリンピック委員会の提供する、グルタミンと重量増のためのサプリメントを摂取したことがある。しかし、**HemoRage** を飲むことについて、栄養士に相談したことはない。
- 3-5 Y2 は、**HemoRage** を飲んだのは体調回復のためであり、運動能力向上を狙ったのではないと主張する。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

ドーピング防止規則違反が認められ、資格停止期間は Y1、Y2 とも 12 ヶ月間とする。

[理由]

- 1-1 特定物質に関する Regulation 21.22.3 との関係で、HemoRage により MHA が体内に入ったことは、本件において認定できる。
- 1-2 Y らは、HemoRage を使用したのが、運動能力向上を狙ったものではなく、練習の補助のためか、体調回復を目的としたものであると主張する。MHA は、競技会外のドーピング検査では検査対象とされておらず、競技会外では禁止されていないことに注意する必要がある。
- 1-3 WADC ないし各競技団体のドーピング禁止ルールにおいて、「競技能力の・・・向上を意図して」が何を意味するかを巡り、議論がある。文言に忠実なアプローチをとれば、サプリメントを使用することが、それが禁止物質を含有しているか否かを問わず、競技能力の向上を意図したものと解釈することもできる。十分な栄養を取ることは、ベストな競技コンディションで競技に臨もうとする選手にとっての食生活の一環である。
- 1-4 IRB v. Murray 事件では、「Regulation 21.22.3 (WADC 10.4 条) を援用するアスリートは、a. 自分が特定物質を飲んでいるとは知らず、したがって、特定物質を飲むことで競技能力の向上を意図したとはいえないこと、b. 特定物質を使用していると知っていた場合には、そうした使用と試合での競技との関係がないこと、のいずれかを証明する必要がある」とされた (パラグラフ 67)。
- 1-5 本件では、Y らは、HemoRage に特定物質が含まれているとは知らなかったものと認定する。
- 1-6 Y らの過失を検討する。Y らはドーピング禁止活動について、一定の理解があったことを認めている。具体的な情報は持っていなかったものの、Y1 はラスベガスの店員に、これを使用して大丈夫かと聞くだけの認識はあった。しかし Y らは、それ以上に製品に関する情報を集めたり、調査をしたり、人に相談をしようとはしていない。
- 1-7 Y2 らの証言にも、過失を示唆する内容が見られた。Y1 は「試合で持久力を高めるものを飲むのはフェアでないと思った」、HemoRage を服用したのは練習前だけだ、と主張したのは、MHA が競技会外では検査対象でないことを知って取り繕った証言のように受け取れる。Y1 は、HemoRage を最後に摂取したのはいつかと問われ、ドーピング検査の日の朝練前だったと答えているが、その日の第一試合は午前 8:40 に開始されている。
- 1-8 Y2 は、HemoRage を 2012 年 3 月 10 日の試合まで使わなかったと述べているが、これは信用することができる。Y1 と Y2 の HemoRage の使用方法が同じでなければならぬ、ということはないが、両者の経緯の説明には一定の疑いが残る。
- 1-9 本件で不幸なのは、ドーピング禁止に関する情報がペルーのチームまでは届いていたが、Y2 らまで届いていなかったことである。
- 1-10 以上の事実を検討すると、Y らには相当程度の過失があると認められる。IRB v. Gurusinge, Swarnithilake and Kumara (9 カ月の出場停止)や、IRB v. Murray (12 カ月の出場停止)を参考として、12 カ月の出場停止とする。

以上

7. DFSNZ v. Cordes(THE SPORTS TRIBUNAL OF NEW ZEALAND, ST 04/12, 12 October 2012)

【仲裁人】

Alan Galbraith QC (Deputy Chairperson)

Dr Lynne Coleman

Chantal Brunner

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 X (申立人) は DFSNZ である。Y (被申立人) は NIGEL CORDES であり、Z (NEW ZEALAND POWERLIFTING FEDERATION) は利害関係人である。

2. 事実

2-1 2012年6月9日に開催された「North Island Powerlifting Championships」の際に行われたドーピング検査において、Yの検体からMHAが検出され、ルール3.1項違反として、他のパネルによりYに対し暫定的資格停止処分が課された。

2-2 2012年9月18日、電話会議形式により、聴聞会が開催された。Y本人と、Xの代理人としてPaul David氏が対応した。

2-3 Yは、2012年3月に初めて重量挙げ選手として登録された。地域大会に参加したあと、2012年6月にNorth Island Powerlifting Championshipsに参加し2位の成績を収めた。登録の際に、SADRとドーピング検査を受け入れる旨のAcknowledgementに署名した。

II. 当事者の主張

1-1 Yは、6月の大会までに、Acknowledgement以外のSADRに関する情報を受け取っておらず、アンチドーピングプログラムからの接触も受けていなかった。Yは、アンチドーピングプログラムは、薬物やステロイドといった深刻な濫用事例に対処するものであり、スポーツショップで販売されているサプリメントに問題があることは想像すらしていなかった。

1-2 Yがパネルに語ったところによれば、Yは以前から地元のスポーツ店でプロテインのサプリメントを購入したことがあり、3月にその店で、それまでに使っていたカフェインピルよりも強いカフェインピルを買い求めた。Yは、トレーニングの1日の終わりになると精神力が枯渇してくるので、集中力を維持するためにカフェインピルを用いていた。Yは、店から1.m.rを勧められ、購入した。Yはその時点でカフェインベースのサプリメントだと理解していたが、実はジvをも含有しているものであった。

1-3 地域大会の経験から、Yは、North Island Powerlifting Championshipsにおいて、集

中状態を維持するために 1.m.r.を用いることを決めた。Y は、競技大会の日に、集中状態を維持するためにこの飲料をすすり (sip)、それまでの自己ベストと同じ成績を出し、彼のクラスで 2 位につけたが、Y は、この飲料が 1 日中集中状態を維持できたこと以外の効果を有していたとは思わなかった。検査対象に選ばれたとき、Y は申告書に 1.m.r.を 24 時間以内に摂取したものとして記載した。

- 1-4 X (Ms. Kernohan) によれば、陽性反応を告げられた際、Y は 1.m.r.の容器ラベルに禁止物質の記載があることに気づいていたとのことだが、Y が提出した証拠は、1.m.r.を購入し使用した時点では、それが禁止物質であることは知らなかった、というものであった。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

18 ヶ月の資格停止とする。

[理由]

- 1-1 SADR 第 14.4 条の救済を得るために、競技者は以下の 2 つの条件を立証することが必要である。

- a) 禁止物質が競技者の体内に入った経路。
- b) 競技能力を向上する意図が無かったことにつき、パネルが「心地よい満足感 (comfortable satisfaction)」を必要がある。

- 1-2 a) に関し、陽性反応の原因が 1.m.r.にあることについて争いはない。b) については、権威ある説が 2 説ある。この論点は、意図の有無は、禁止物質そのものに関して検討されるべきか、それとも当該物質を含有する製品に関して検討されるべきかというものである。

- 1-3 Oliveira v USADA (CAS 2010/A/2107)で認められ、UCI v Kolobnev (CAS 2011/A/2465)で採用された立場は、競技者が、製品に含有されている禁止物質の存在を知らなかったことを立証できれば、競技能力を向上する意図がなかったことを証明できたことになるというものである。これに対し Foggo v NRL (CAS A2/2011) のアプローチは、含有されている物質を知らなかったとしても、製品を摂取することにより競技能力を向上させる意図がなかったことを証明する必要があるというものである。

- 1-4 THE SPORTS TRIBUNAL OF NEW ZEALAND は過去において Oliveira アプローチに従っている (例 : Drug Free Sport New Zealand v Rangimaria Brightwater-Wharf (ST 14/10) Decision 29 November 2010, Drug Free Sport New Zealand v Blair Jacobs (ST 24/10, decision 22 June 2011) and Drug Free Sport New Zealand v Taani Prestney (ST 09/11, decision 15 December 2011).)。

- 1-5 最近の Drug Free Sport New Zealand v Wiremu Takerei (ST 01/12, Decision 8 June 2012) ケースも、多数意見は Oliveira アプローチを維持しているが、パネルメンバーの 1 名はこれに反対し、Foggo アプローチに従うべきとした。X も、Foggo アプローチの法が、競技者は体内に入れたはいかなる物についても責任を取るべきとする SADR と整合すると主張した。

- 1-6 CAS の判断は明白に 2 つのラインにわかれている。Takerei 事件の決定において、THE SPORTS TRIBUNAL OF NEW ZEALAND は、現在の立場は満足いくもので

はなく、WADA は近いうちに態度を明確にするだろうと述べていたが、明確化は実現されていない。そうであれば、当パネルも、CAS の立場が明確になるまでは、従前の Oliveira の線に沿うべきと考える。

- 1-7 Oliveira に従うとしても、SADA は、含有物質を知らなかったという単純な否定だけでは足りず、裏付けの証拠を要求している。この点について当パネルは、提出された証拠、特に Y が 24 時間以内に摂取した物質として 1.m.r.を開示したことを、Y が MHA の存在を知らなかったことの証拠として採用する。従って、当パネルは、X が競技能力を向上させる意図がなかったことを立証できたと判断する。
- 1-8 当パネルは、X は合理的な注意を払わなかったと判断する。X は最近の登録選手であるが、重量挙げ競技に長年関係し、サプリメントを使用した経験も有している。特に今回は、従前のカフェインタブレットよりも強い効果を有する製品を求め、トレーニング中にこれを使って効果的であることを発見し、競技会で用いることを決定したのだから、その製品がなぜ効果的であったのか注意を払うべきであった。
- 1-9 当パネルは、12 ヶ月の資格停止となった Jacobs, Prestney または Takerei の件よりは過失の程度が高いと考え、X を 18 ヶ月の資格停止とする。

以上

8. Foggo v. National Rugby League(CAS/A2/2011, 3 May 2011)

【仲裁人】

Henric Nicholas (パネルの長)

Tricia Kavanagh

Malcolm Holmes

I. 事実の概要

1. 当事者

- 1-1 Xは、ラグビーリーグの競技者であり、Yの Anti-Doping Tribunal が下した決定に対して不服を申し立てたものである。
- 1-2 Yは、オーストラリアの国内ラグビーリーグであり、WADA 規程の署名当事者であり、Yの Anti-Doping Policy (以下「Policy」という。)はWADA 規程に準拠している。
- 1-3 Yの Anti-Doping Tribunal は、禁止表に掲載された禁止物質である 1,3-dimethylpentylamine をXが用いたものと判断し、Yが定める Policy 第149条に基づき、Xに対して2010年10月11日から2年間の資格停止を課した。これに対して、Xは、CASに対して資格停止期間の短縮を求めたものである。

2. 事実

- 2-1 2010年9月10日19時、Xは試合の後にドーピングコントロールの通知を受けた。
- 2-2 Xは、ドーピング・コントロール・フォームに記入し、同日19時40分に尿検体を提出した。Xが提出したドーピング・コントロール・フォームには、Xが服用した複数の薬やビタミンサプリメントが記載されていたが「Jack3d」は含まれていなかった。
- 2-3 A 検体からは1,3-dimethylpentylamine が検出され、B 検体からも当該物質が検出された。1,3-dimethylpentylamine は当時禁止表に非特定物質として掲載された禁止物質であった。しかし、その後、特定物質として掲載され、Yの Tribunal においては特定物質として扱われた。
- 2-4 なお、Policy 第149条、第154条、第155条及び第156条は、それぞれWADA 規程第10.2項、第10.4項、第10.5.1項及び第10.5.2項と概ね同様の内容を定めている。

II. 当事者の主張

- 1-1 Xが Mass Nutrition というサプリメントストアから少なくとも1回は購入した「Jack3d」というサプリメントを摂取したことで、1,3-dimethylpentylamine がXの体内に入ったことについて当事者間に争いは無い。

3. Policy 第 154 条の定める競技力の向上目的の有無について

2-1 X の主張は次のとおりである。

(1) Policy の定めによれば、X には 1,3-dimethylpentylamine (methylhexaneamine (MHA)) という「物質」を摂取して競技力を向上させる目的を有していないことを示すことが求められており、Jack 3d という「物質」の摂取について当該目的を有していないことを示すことが求められているものではない。

(2) X らは ASADA のウェブサイトにおいて Jack 3d の内容物を調べたが、禁止物質、特定物質又はそれらに関連して禁止された物質は見当たらなかった。よって、Jack 3d の内容物として 1,3-dimethylpentylamine (MHA) が見当たらなかったのであるから、X は特定物質であるという意図を事前に持ち得なかった。

(3) X のこの主張は、CAS の判断例である CAS 2010/A/2107 の理由付けに依拠するものである。

2-2 これに対する Y の主張は次のとおりである。すなわち、(X が依拠する) CAS 2010/A/2107 の決定は他のパネルを拘束するものではなく、本仲裁廷は従うべきではない。意識的か否かを問わず、競技者がサプリメントの内容物を調査せず、違反の事実を知らなかったと主張することが許されるのであれば、競技者による禁止物質の摂取を防止し、当該物質の摂取が競技力の向上を目的としたものではないことを証明する責務を競技者に課した WADA 規程のポリシーに反することとなる。

4. Policy 第 154 条の定める補強証拠の有無について

3-1 X は、製品を最初に購入した店のオーナーに助言を求めたこと、ASADA のウェブサイトを利用して調査を行ったこと、X の母親とともに調査を行ったこと、チームのトレーニング・コンディショニングコーチに相談したこと、不正確で古いアドバイスを ASADA のウェブサイトから X が得たことを立証するための証拠を提出した。

3-2 これに対して Y は、それらの補強証拠の信用性や十分性について争った。

4. Policy 第 156 条の定める重大な過誤又は過失の有無について

4-1 X は WADA 規程 10.4 項 (Policy 第 154 条) が適用されない場合でも、10.5.2 項 (Policy 第 156 条) が適用される余地があることを主張し、Y はそれを争った。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

資格停止期間を 6 ヶ月間とする

[理由]

1-1 本件においては、Policy 第 31 条 (WADA 規程 2.1 項) 違反が証明されたことから、Policy 第 149 条 (WADA 規程 10.2 項) の下では、1 回目の違反にかかる資格

停止期間は自動的に2年間となる。

5. WADA 規程 10.4 項適用の可否について

2-1 1,3-dimethylpentylamine は禁止物質であり、2010 年禁止表では S6.a の非特定物質とされていたが、その後の改訂により S6.a から S6.b に移行したことから現在は「特定物質」として掲載されている。したがって、lex mitior（軽い刑罰の遡及）の法理により、当該物質を特定物質として Policy 第 154 条（WADA 規程 10.4 項）の適用可能性を認める。すなわち、自己の体内に特定物質がいかに入り、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上を目的としたものではないことを証明した場合には、（Policy 第 149 条・WADA 規程 10.2 項の定める）1 回目の違反に関する 2 年間の資格停止は、将来の競技大会等における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間 2 年を最高とする措置に置き換えられる。

3. 自己の体内に特定物質がいかに入ったかを証明できたか否かについて

3-1 X の体内に当該物質がいかに入ったかということについては、両当事者間で、Jack 3d というサプリメントの含有物によって証明されたことを前提としている。

4. 競技者の競技力の向上目的が存在するか否かについて

4-1 パネルの職責は、規則全体の文脈の中で、その文言に対して自然で普通の意味を与えることにある。当該規則は、競技者に対して特定物質を含む製品の摂取が競技者の競技力向上を目的としていないことを示すことを求めている。また、当該目的の無いことが示されるべき時点は、当該物質を摂取する時点とされるべきである。

4-2 競技者は、その時点で、当該物質の摂取によって当該競技（本件ではラグビーリーグ）の競技力を向上する目的が無いことを示さなければならない。当該規則は、当該物質の摂取と競技者の競技力との結びつきに着目するものである。

4-3 この点、仲裁パネルは、CAS 2010/A/2107 が採用したアプローチに同意しない。競技者が、禁止された内容物を含むことを知らなかったとしても、競技力を向上させる物質の摂取であると信じた場合には、Policy 第 154 条（WADA 規程 10.4 項）の要件は満たさない。競技者は、当該物質の使用が競技力の「向上を目的としなかった」ことを示さなければならない。競技者が、当該物質が禁止された内容物を含むことを知らなかったというだけでは、目的がなかったことを証明したことになる。

5. 補強証拠の有無について

5-1 仲裁パネルは、より高度の挙証責任に基づき、また全ての事情及び証拠に基づき、X には特定物質を含む製品を摂取したときに競技力を向上させる目的がなかったものと納得した。

5-2 X の証言によれば、X には製品を摂取することでラグビーリーグの選手としての競技力を向上させる目的は無かったとのことであり、当パネルは当該否認を認めることとする。

- 5-3 (X から提出された補強証拠によれば) X はクラブにおいてサプリメントを表立って使用していたことが認められ、それは X が使用していたサプリメントは合法であるという X の理解に一致し、補強する事情である。また、X の母親による証拠も、適法に製品を摂取していたと X が信じていたことを補強するものである。
- 5-4 製品のラベルは、ワークアウト前用の飲み物として使用するという X の目的を裏付けるものである。つまり、ラベルには「Jack 3d の長所は、含有物を有しない (“LACK”)」ことである。つまり、ワークアウト前用の素晴らしい一酸化窒素飲料 (“pre-workout nitric oxide drink”) を作るために最も重要な成分に純粋に基づくものであり…」と記載されている。

6. 適切な制裁期間の判断について

- 6-1 適切な制裁期間を考慮するに当たっては、Policy 第 154 条のコメントでも同様に定められている WADA 規程 10.4 項のコメントの文言に留意する必要がある。この点は、摂取するサプリメントの成分中に禁止表に掲載されているものがないことを X が確認しようとした程度と関連するが、この点については (Jack 3d の内容物は) ASADA のウェブサイトに掲載されていなかったものの、他方で、X が徹底的に調査を行えば、製品を使用した場合には違反になるリスクを注意喚起するような製品情報を見つけることができたかもしれない。
- 6-2 競技者たちは、ジムにおけるトレーニングセッション、すなわちクラブが許可した練習のためにワークアウト前の物質を摂取することが推奨されていた。また、X は、クラブから、正規のものとしては非常に限られた薬物教育しか受けていなかった。なお、競技者には違反が無いことを確認する義務があり、知らないことは言い訳にならないが、仲裁パネルの意見としては、製品の摂取が規則違反にならないことを確認する継続的な義務が課されていることについて、過度に強調してはならないと考える。禁止物質又は特定物質の意図しない摂取を防止するためには、その製品を使用する間、継続的に合理的な調査を行うことが賢明であると常にいえよう。この点、2005 年のワールドカップにおいて禁止物質が検出された競技者のケースであり、1999 年から医療上の理由により禁止物質を摂取し、USADA のウェブサイト上にある禁止表を 1999 年から 2004 年まで毎年確認していたものの、当時は当該物質が禁止表にはなく、禁止表に掲載された 2005 年において確認を怠った競技者に関して、2005 年においては「最高度の注意」を尽くしたとはいえないと評価した CAS OG 06/001 のケースが参考になる。
- 6-3 制裁期間に関して、仲裁パネルとしては、国際的な「制裁措置の調和」が望ましくと考え、英国の National Anti-Doping Panel の決定である 2010 年 10 月 29 日付けの Rachel Wallader 事件、2011 年 1 月 10 日付けの Matthew Duckworth 事件及び 2010 年 11 月 24 日付けの Steven Dooler 事件に注意を払ってきたが、それぞれの事例は個別の事情に基づいて裁定されなければならない。
- 6-4 この点、仲裁パネルとしては、X の行った努力及び X に対する X の母親による支援があったことを認識している。
- 6-5 以上の全ての事情を踏まえ、仲裁パネルとしては、資格停止期間の短縮が正当化されるものと考え、資格停止期間を 6 ヶ月間とすることが適切であると考え。

以上

9. UK Anti-Doping v. Laing(National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 28 June 2011)

【仲裁人】

Christopher Quinlan QC (United Kingdom) (パネルの長)

Carole Billington-Wood (United Kingdom)

Dr Kitrina Douglas (United Kingdom)

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 被申立人である競技者 X は、1988 年 9 月 26 日生まれのラグビー選手であり、ウェールズの Principality Premiership League 所属のセミプロフェッショナルチーム (Pontypool RFC) との間で、試合単位で報酬を受け取る (pay per play) 条件で契約をしていた (ポジションはウィング) (パラグラフ 3)。

1-2 申立人 United Kingdom Anti-Doping Limited (UKAD) は、英国における NADO であり、Welsh Rugby Union (WRU) の結果管理機関でもある (パラグラフ 5)。

2. 事実

2-1 X は、2011 年 3 月 5 日、Bedwas RFC と Pontypool RFC 間で行われた WRU Premiership match において控え選手として選出された。X は、試合後に競技会ドーピング検査の対象となり、尿検体を提出したが、King's College にある drug control centre における検査の結果、当該尿検体には、WADA2011 年禁止表において S6.b として記載された MHA が含まれていることが判明した (パラグラフ 4)。

2-2 審問パネル (Tribunal) は、2011 年 6 月 17 日に聴聞会を開催した (パラグラフ 6)。

3. 手続の経過

3-1 X に対しては、2011 年 3 月 29 日付のレターにおいて、ドーピング行為について違反の主張 (charge) がなされた。当該レターにより、2011 年 3 月 29 日を効力発生日とする暫定的資格停止も課された (パラグラフ 8)。

3-2 Frank Stanton (Pontypool RFC のマネージングディレクター) から UKAD の Jason Torrance 氏に宛てられた 2011 年 4 月 8 日付 E-mail において、X がドーピング防止規則第 2.1 条に基づく違反の主張を認め、また、B 検体の検査を希望しない旨が明らかにされた (パラグラフ 10)。

4. 違反主張 (charge) の決定

4-1 X は 2011 年 4 月 8 日付 E-mail によって代理人を通じて違反の事実を認め、また、これは 2011 年 5 月 20 日付で開催された Directions hearing の冒頭においても Stanton 氏によって再び認められた。X は、2011 年 6 月 17 日、当該違反の主張を

審問パネルの前において認めた（パラグラフ 15）。

5. 争点

- 5-1 本件は X にとって第 1 回目の違反である（パラグラフ 17）。
- 5-2 X は、ドーピング防止規則第 10.4 条に依拠しており、第 10.5 条には依拠しなかった。
- 5-3 ドーピング防止規則第 10.4 条に基づき本件において問題となる争点は以下のとおりである（パラグラフ 21）。
 - a. X が、特定物質が如何にして自らの身体に侵入したのかということを立てできたか否か
 - b. X が、特定物質を服用した時点において、競技力を向上させ又は競技力を向上させる物質の使用を隠ぺいする目的を有していなかったことを（自己の証言に加えて補強証拠でもって）立証できたか否か
 - c. X の過失の程度に照らしどの程度の制裁が課されるべきか

II. 当事者の主張

1. X の主張

- 1-1 X はこれまで（アマチュアクラブである）Caeleon RFC でプレーしていたときにもドーピング防止の教育を受けたことはなく、ドーピング防止体制に組み込まれたことも無かった。Pontypool との契約に署名する前に、WRU ドーピング防止規則を遵守すべしという当該契約第 20 条が目にとまった。X は、摂取しているサプリメントや医薬品について疑義がある場合には、「メディカルチーム」に相談し、WADA のウェブサイトから入手可能な WADA の禁止表の下で成分を確認するように言われた。上記が、X が受けたという、ドーピング防止教育の限度である（パラグラフ 22）。
- 1-2 2010 年から 2011 年のシーズン中、X は以下のサプリメント及び薬を服用した。
 - イブプロフェン
 - ZMA ビタミンタブレット
 - Gaspri Super Pump250
 - JBC Whey powderX は、Pontypool RFC との間で契約した際、これらについては自ら確認を行い、“安全である”ものと結論付けている。この確認は、それぞれの成分を WADA 禁止表に掲載された興奮薬と突合する方法で行った（パラグラフ 23）。
- 1-3 2011 年 2 月 17 日、X は Affordable Supplements というウェブサイトから、Nox Pump と呼ばれるサプリメントを購入した。これは水と一緒に飲料として摂取するものである。このサプリメントを購入した理由は、当該サプリメントが高濃度のカフェインを含有しているという宣伝のためであり、X は、現場仕事 (manual work) や Pontypool RFC でのトレーニングによる疲労に対処することの手助けになると思っていた。X は、購入前に、製品タブに記載されていた成分表を WADA 禁止表記載の興奮剤の一覧表と突合させたが、成分表記載の成分は、当該一覧表の中に一つも該当するものがなかったため、X はこの製品は“安全である”と判断し、当該製品を購入した（パラグラフ 24）。

- 1-4 Nox Pump は2月の22日又は23日にXの自宅に配達され、XのPontypool RFCでのデビュー戦の前日であった2011年3月3日の夕方に初めて服用した。Xが服用した理由は、その日の晩は、一週間に及ぶ重労働の後、家族との間で、Xのデビュー戦を記念したお祝いの食事会が予定されていたというものである。Xは疲労しており、その日の晩に“好調である (on form)”ことを確認するために服用した、すなわち、Xは一週間にわたる重労働による疲労と戦うために当該サプリメントを服用したものである (パラグラフ 25)。
- 1-5 試合の後、Xは検査対象者として選定された。Xは、ドーピング・コントロール・フォームに、“イブプロフェン 2錠 5/3/11、プロテインパウダー スプーン 2匙 5/3/11、Super Pump スプーン 2匙 5/3、ZMA2 条 4/3/11”として申告した。Xの陳述書においては、Nox Pump について申告しなかった理由は、これが“単に高カフェインのエナジードリンクであり、申告を要しないものと考えた”からであると記載されている。Xは (UKADのMr Authur に対し)、“頭から抜け落ちていたので記載 (しなかった)”と述べ、また、特段隠す意図は無かったと主張している (パラグラフ 26)。
- 1-6 Xは、違反が疑われる分析報告の通知を受けた後、検索エンジンを利用してMHAについて調査を行った。その結果、XはUKADのウェブサイトを見つけ、そこでサプリメントにおけるMHAの存在についての警告、及びゼラニウムがMHAを含んでいる可能性についての記述を発見した。XがNox Pumpの箱に記載されたゼラニウム油の記載を相互参照し、自己の尿検体から検出されたMHAが何に由来するのか理解した (パラグラフ 27)。
- 1-7 UKADによる反対尋問の結果、Xは、クラブドクターや理学療法士に対して自己が服用していた薬やサプリメントについての確認しなかったことが判明した。Xは自らの確認結果に自信を持っており、また、Nox Pumpを試合当日に服用したか否かというUKAD (Mr Arthur) からの質問に対しては、毅然としてこれを否定した。Xは、Nox Pumpを試合前日 (金曜日) に服用したが、Super Pumpについては試合当日に“energy”のために服用し、これは通常の競技力 (a level of performance) に自己を引き上げるために使用したものであると述べた。XはNox Pumpは“安全なもの”であると理解しており、また、Super Pumpと“同一の効果”を有するものと考えていた。Xは、何故3月5日 (試合開催日) には服用しなかったのかと聞かれたところ、これに対しては、その味が好きではないからであると回答した (パラグラフ 28)。
- 1-8 Xからは追加的証拠として、Pontypool RFCのクラブドクターであったDr Kerry Daviesの陳述書も提出された (パラグラフ 29)。
- 1-9 Dr.Daviesは、“一般診療に必要な”程度以外には“薬理学における特段の専門性”は有しないと述べたが、その陳述書において、“当該事実 (Nox Pump入りの飲み物が試合前日の晩に服用されたということ) が正しければ、その飲み物が競技力向上のために服用されたものでないと結論付けるのが合理的である。何故なら、その飲み物に含まれる有効成分が翌日においても選手に対して興奮作用を及ぼし続けることは非現実的 (highly unlikely) だからである”と述べている。Dr Daviesは (UKADの) Mr Arthurからの質問に対し、同人の一般診療医としての経験に基づけば、Nox Pump飲料の効力が持続するのは数時間程度であると回答している (パラグラフ 30)。

III. 判断の要旨

[決定]

- i. ドーピング防止規則第 2.1 条の違反が認められる。
- ii. 課されるべき資格停止期間は、2011 年 3 月 29 日から 2 年間とする。

[理由]

1. 第 10.4 条

1-1 X は以下の各項目につき立証責任を負っている（パラグラフ 31）。

- a. ドーピング違反が特定物質に関わるものであること
- b. 特定物質の侵入経路
- c. 競技力向上の目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったこと

1-2 上記 a.及び b.における証明の程度は、証拠の優越（ドーピング防止規則第 8.3.2 条）である。X は、“自己の供述に加えて”、競技力向上の目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを立証するための補強証拠を提出しなければならない（パラグラフ 32）。

(1) 特定物質

MHA は特定物質である（パラグラフ 33）。

(2) 特定物質の侵入経路

- (a) X は、MHA はサプリメントである Nox Pump の成分の一つであり、X がこのサプリメントを服用した際に、意に反して自己の体内に入ったと主張する。ゼラニウム根抽出物については、Nox Pump の箱上の成分表に記載があり、ゼラニウム油を含有するゼラニウム根抽出物が MHA の源であるとして広く認知されているという事実は、UKAD が 2010 年 10 月に発出した警告文においても記載されているところである（パラグラフ 34）。
- (b) UKAD は HFL Sport Science に対して Nox Pump 製品の科学的分析を依頼した。その分析報告によれば、Nox Pump が MHA を含んでいることが確認された。この事実を基に、UKAD は、X が Nox Pump を使用したことによって、MHA が X の体内に入ったということを認めた（パラグラフ 35）。
- (c) 本審問パネルは、UKAD による供述が適式になされたものであり、また入手可能な証拠に基づき、MHA が X による Nox Pump の摂取の結果として同人の体内に侵入したものであるという結論に納得している（パラグラフ 36）。

(3) 競技力向上の目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったこと

(a) 隠蔽の意図

- (i) UKAD の Head of Science and Medicine である Michael Stow 氏の陳述書によれば、MHA は WADA 禁止表に記載された他の禁止物質の使用を隠蔽することを目的としては使用されず、また、そのような作用（ability）を有しているとは考えられていないとのことである。UKAD は、X が競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的が無かったという主張を受け入れており、また本審問パネルも X に隠蔽の意図が無かったという主張が証拠により補強されたと考えている（パラグラフ

37,38)。

(b) 競技力向上の意図

(i) ドーピング防止規則第 10.4 条により X に対して課せられた立証責任は重いものである。X による（自己が競技力を向上させることを意図して行動したものではないという）主張は、X から独立した証拠によって補強されなければならない。証明の程度は、証拠の優越よりも高く、(十分に)納得できるものである (comfortable satisfaction) 必要がある (パラグラフ 39)。

(ii) WADA 規程第 10.4 項の解説によれば、(他の証拠による) 補強は、客観的な要素により行われなければならないとされ、また、以下のことが示されている (パラグラフ 40)。

複数の事情が組み合わされることにより、競技力向上の目的がないと聴聞パネルを納得させるような客観的事情の例としては、次のようなものがある。特定物質の性質又は摂取の時期が競技者にとって効果的なものではなかったという事実。競技者が特定物質を公の場で使用し、又は自己が使用した旨を公表していること。特定物質が競技とは無関係に処方されたことを証明する当時の医学上の記録。一般的に、競技力向上の可能性が大きくなればなるほど、競技力向上の目的がなかったことを競技者が証明する負担は大きくなる。

(iii) UKAD のための最終提出書面において、Mr Arthur は以下の事実を認めた (パラグラフ 41)

- a. X が Nox Pump を摂取した時期 (すなわち、金曜の晩ということ) についての X の説明
- b. X が Nox Pump を摂取した意図、すなわち、スポーツ外の理由であったということ
- c. ドーピング・コントロール・フォームに Nox Pump を申告しなかったことについての X の説明
- d. 競技力向上を目的とするものではなかったという X の主張

(iv) 主張書面 (written argument) において、UKAD は、X の供述を補強する証拠がない旨を述べている。本審問パネルにより、この観点から説明を求められたことに対し、Mr Arthur は、Dr Davies の証拠 (書面)、並びに Nox Pump が摂取された状況及び時期において、本審問パネルは X の供述の補強証拠を見出すことが可能であると述べ、Mr Stanton もまた、X 側の立場から同様の理由に基づき本審問パネルが上記結論に達するよう促した (パラグラフ 42)。

(v) Mr Arthur は以下の先例を本審問パネルに提出した (パラグラフ 43)。

- a. Rachel Wallader v UKAD, 20 October 2010
- b. UKAD v Steven Dooler, 24 November 2010
- c. Oliveira V United States Anti-Doping Agency, CAS 2010/A2107
- d. South Africa Rugby Union v Mahlastse Chiliboy Ralepelle and Bjorn Basson, 27 January 2011
- e. UKAD v Matthew Duckworth, 10 January 2011
- f. RFU v Karena Wihongi, 16 March 2011
- g. RFU v Bico Steenkamp, 22 March 2011
- h. Kurt Foggo v NRL, CAS A2/2011

(vi) Dr Davies の証拠 (書面)、並びに Nox Pump が摂取された状況及び時期が補強証拠となりうるという UKAD の主張にもかかわらず、これらの証拠が、X に競技力向上の意図がなかったという同人の主張と独立し、かつ当該主張を補強するもの

であるか否かについて評価することは、本審問パネルの役割である。Mr Arthur は、UKAD による上記の譲歩は、ドーピング防止規則第 10.4.2 条における「補強」を意味するものではない旨を認めた（パラグラフ 45）。

- (vii) 摂取の時期及び状況は、X の意図と密接に関連している。これに関する唯一の証拠は、X の供述のみである。本審問パネルは Mr Stanton に対し、(X のほかに) 上記に関する供述を提供できる者がいるか否かを尋ねた。Mr Stanton は、X が Nox Pump を私的な場で (in private) 服用した旨述べた (Dooler 事件、Wallader 事件及び Steenkamp 事件における競技者達とは異なる。)。更に、Wallader 事件及び Dooler 事件とは異なり、X は服用の事実をドーピング・コントロール・フォームにおいて申告していない。X は、申告をしなかったことについて、相矛盾する (different and contradictory) 説明を行っている。すなわち、X は、記載を忘れていたか、又は high-energy ドリンクであったために記載は不要と考えていたというものである。Duckworth 事件における競技者と異なり、X は、Nox Pump について、これを購入し、同人が主張するような態様でこれを服用しようとし又は実際に服用したということを他人に話したという証拠はない。X が Nox Pump を保有していたということを他人が知っていたという証拠もない（パラグラフ 46）。
- (viii) このように、X が Nox Pump を摂取した時期及び状況について、X から独立した証拠は存在しない。したがって、X が禁止物質を摂取した時の（摂取の）意図についての独立した証拠もない（パラグラフ 47）。
- (ix) 本審問パネルは、Dr Davies の証拠が、競技力向上を意図していなかったという X の主張を補強するものとは認めない。第一に、これは、禁止物質がいつ摂取されたかという点についての主張を裏付けるものではない。同氏の意見は、X が主張する通りの時期に Nox Pump を摂取した事実を認めるという前提に立っている。第二に、Dr Davies は、薬理的な専門知識を特段有している訳ではなく、Nox Pump の興奮作用の残存可能性については一般的にしか述べるできないということを示している。同氏は、前夜に摂取された場合には効力を有さなかったといえるか否かについては意見を表明しておらず、またかかる証拠もない（パラグラフ 48）。
- (x) 更に、(Ralepelle & Basson 事件とは異なり) 本件は汚染 (Contaminated) されたサプリメントの事案ではない。すなわち、MHA は Nox Pump の成分である。X は、(Wihongi 事件とは異なり) 当該サプリメントが何か全く異なる他の性質のものであると信じてこれを摂取した訳ではない（パラグラフ 49）。
- (xi) これらの理由により、本審問パネルは、X が競技力向上目的を有していなかったということを本審問パネルが十分納得するレベルで立証するに足る補強証拠を提出しなかったと判断する。したがって、X はドーピング防止規則第 10.4.1 条を適用させることはできない（パラグラフ 50）。

2. 資格停止

2-1 X に課される資格停止期間は、2 年間である。

- (a) ドーピング防止規則第 10.9.3 条に基づき、資格停止期間は 2011 年 3 月 29 日から開始する（パラグラフ 63）。
- (b) 資格停止期間中の X の地位は、ドーピング防止規則第 10.10 条及び International Rugby Board Regulation 21.22.13 条に規定されているとおりである（パラグラフ 64）。

以上

10. IRB v. Murray (29 August 2011)

【仲裁人】

Christopher Quinlan QC (パネルの長)

Gregor Nicholson

Professor Yoshihisa Hayakawa

I. 事実の概要

Asian 5 Nations Tournamentにおけるアラブ首長国連邦対カザフスタン試合後に採取された尿サンプルからMHAが検出された。

II. 当事者の主張

XはTADPC 22.3の適用を主張した。

Elimination or Reduction of the Period of Ineligibility for Specified Substances Under Specific Circumstances.

22.3 Where a Player or other Person can establish how a Specified Substance entered his body or came into his Possession and that such Specified Substance was not intended to enhance the Player's sport performance or mask the Use of a performance-enhancing substance, the period of ineligibility found in Regulation 21.22.1 shall be replaced with the following: First violation: At a minimum, a reprimand and no period of Ineligibility from the Game, and at a maximum, two (2) years of Ineligibility.

To justify any elimination or reduction, the Player or other Person must produce corroborating evidence in addition to his word which establishes to the conformable satisfaction of the hearing panel the absence of intent to enhance sport performance or mask the Use of a performance-enhancing substance. The Player's or other Person's degree of fault shall be the criterion considered in assessing any reduction of the period of Ineligibility.

また、Xは、TADPC 22.4 (the elimination or reduction of a period of Ineligibility where the Player can establish no fault or negligence)及び同22.5 (the elimination or reduction of a period of Ineligibility where the Player can establish no significant fault or negligence)の適用も主張した。

III. 判断の要旨

[決定]

- i. ドーピング防止規定違反を認める。
- ii. 競技能力向上の意図がなかったとは認定できず、特定物質であることを理由とする資格停止期間の短縮は認めない。その結果、2年間の資格停止。少数意見あり。

[理由]

1. 特定物質の体内への侵入経路について

- 1-1 Xの主張は、MHAはJack3dというサプリメントを含む飲料を、同僚であるQuinn氏所有のボトルからカザフスタン戦の直前に3口または4口摂取した、ただし、Xは摂取の際に、(1)当該飲料を作るのに何のサプリメントが用いられたかを知らず、かつ(2)そのサプリメント（ひいては飲料そのもの）がMHAを含んでいることを知らなかったから、彼の特定物質の使用は意図的ではなかった、というもの。【44項】
- 1-2 他方、関連するが異なる論点として、(1)MHAの体内への侵入経路及び(2)MHAのボトル内への侵入経路が問題となる。【45項】
- 1-3 (2)MHAへのボトル内への進入経路に関する競技者の証拠は整合性がとれておらず採用しない。【46項以下】しかし、(1)MHAの体内への侵入経路に関するXの主張は整合している。BJCは、MHAを含むサプリメントから作られた飲料を試合前に飲んだことによりMHAが体内に入ったというXの主張を採用する。【51項】

2. 競技能力向上の意図の有無について

- 2-1 Xの主張は、「のどの渇きを癒すため（“quench [his] thirst”）」という単純なものである。しかし、Xは、ボトルからの摂取の際に、サプリメントと水を混ぜて作られた飲み物がボトルに入っていることを知っていたこと、Xは「他の人が他のエナジードリンクを使うように自分もその飲み物を使った（“I used this drink as one would use any other energy drink”）」と説明したように、X自身が「エナジードリンク」という言葉を使っていたことからすれば、この点に関するXの主張は採用できない（BJCの全員一致）。【53項～55項】
- 2-2 しかし、TADPC 22.3の「その特定物質の使用がXの競技力の向上をを目的としたものでないこと（“that such Specified Substance was not intended to enhance the Player's sport performance …”）」という文言の解釈を巡ってBJCの意見は一致しなかった。多数意見は、Foggo v NRL事件におけるCAS Panelの見解、すなわち「規則は、特定物質が含まれている製品の摂取が競技力の向上を意図していなかったことをXが立証することを要求している（“effect of the rule is to require the athlete to show that the ingestion of the product which contained the specified substance was not intended to enhance his sport performance”）」に賛成した。【56項】
- 2-3 Foggo事件におけるCAS Panelは、Oliveira v USADA事件におけるCAS Panelの見解を採用しなかった。Oliveira事件においてパネルは、「規則の文言は競技者が『競技力の向上を意図して当該製品を摂取したものではないことを立証すること』を要求してはおらず、『競技者は特定物質の摂取が競技力の向上を意図していなかったことのみを立証すること』を要求していると結論づけられる。（“the said words did not require the athlete to “… to prove that she did not take the product … with the intent to enhance sport performance” (para. 9.14) and concluded that they require “ [the athlete] only to prove her ingestion of [the specified substance] was not intended to enhance sport performance”）」と判断した。この見解のもとでは、意図は、特定物質に関係するものである必要があり、特定物質を含む製品に関係するものではないことになる。【57項】
- 2-4 BJCの多数意見は、Foggo事件における解釈を採用する。この見解によれば、意図は、特定物質に関係するものではなく、特定物質を含む製品に関係するもので

あることになる。【58 項】

- 2-5 この見解は、以下の諸点からも支持される。すなわち、a. TADPC 2.1(a)の「each Player “has a personal duty to ensure no Prohibited Substance enters his body” and “… it is not necessary that intent, fault, negligence or knowing use on the Player's part be demonstrated in order to establish an anti-doping violation …” [emphasis added]」という文言、b. 競技者が競技力の向上を目的としてサプリメントを摂取する時には、中に何が入っていようがそれを用いるつもりであったと認定するのが合理的であること、c. 競技者の責任は、競技者が摂取している製品の成分を知っているか無視したかによって変わるべきではないこと、d. WADA Code のポリシーにも合致すること、である。【58 項】BJC の多数意見は、X が、競技能力向上の意図はなかったと立証できたとは考えない。【60 項】

3. Mr Nicholson の反対意見は以下のとおりである。

- 3-1 TADPC 22.3 の文言、すなわち、「その特定物質が競技者の競技能力の向上を意図していなかったこと (“that such Specified Substance was not intended to enhance the Player's sport performance …” [emphasis added])」という文言からすれば、Nicholson 氏は、Oliveira 事件の解釈、すなわち、「競技者は、競技者が摂取するサプリメントが特定物質を含むことを知らなければ、競技能力を向上させる意図を持つことはできない (that an athlete cannot intend to enhance sporting performance unless he knows the supplement he ingests contains the Specified Substance.)」との解釈に好感を持つ。X はその飲料が MHA を含んでいることを知らなかったと主張する以上、X の MHA の摂取は意図的なものではなく、競技能力の向上を意図して摂取したものではないと認定する。【59 項】

以上

11. FA v. Marshall(FOOTBALL ASSOCIATION REGULATORY COMMISSION, 2 May, 2012)

【仲裁人】

Christopher Quinlan QC (Chairman)

Maurice Armstrong

Mick Kearns

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 Xはサッカー協会 (Football Association) である。

1-2 Y (競技者) は、Barnet FC (BFC) に所属するプロのサッカー選手である。

2. 事実

2-1 Yは、2011年12月26日に行われた、Football League matchにおける Dagenham & Redbridge FC 対 BFC 戦の後のドーピング検査において尿検体を提出した。その際に Y は、検体採取票の「過去7日間に摂取したすべての処方薬／非処方薬またはサプリメントについての詳細(可能な限り摂取量も記載のこと)」の欄に「JACK 3D」と記入していた。そのA検体から興奮剤であるMHAが検出された。

2-2 YはB検体の検査を放棄するとともに、「問題の物質は、私が『Jack3d』というサプリメントを服用したことにより尿に含まれることになりました」と述べた。

2-3 Xは2012年3月16日の書面で、Yに対するドーピング違反手続を開始した。Yはドーピング違反を認め、審問を求めた。これは、Yによる最初の違反である。

II. 当事者の主張

1. Yの主張

1-1 Yは、プロのサッカー選手となって4年目、BFCに加入して2年目である。ドーピング防止教育を受けており、3度のドーピング検査を受けたことがある。

1-2 Yはドーピング違反を認め、それが不注意によるものだと主張する。FADR 66 (WADC 10.4 前段に対応) に沿って、Jack3dの服用によって特定物質が体内に入ったこと、これにより競技能力の向上を意図したものではなかったこと、を主張する。証言供述書の中で「私は、食事プランの助けとして、また健全な食事の一環として Jack3d を服用しただけです」と述べている。

1-3 Jack3dは粉末状で、水に溶かして服用する。運動前のサプリメントとして販売されている。製品表示には、「本製品には、強力な集中力、エネルギーおよび意識を生じさせる場合があります」という「警告 black box warning」が付されている。

1-4 Yは、2011年7月ごろ、専門栄養士で長年の友人でもある Simeon Muiyawa (SM) に Jack3d を勧められた。SMは、自分が Tottenham Hotspur FC のスポーツ科学チ

ームで働いていると言っており、Yに食事プランを提供した。SMは、Yが「脱水気味なので not hydrated」 Jack3d が効くと助言した。これに含まれるグルタミンは水分を保持し、クレアチンがエネルギーを補給し、カフェインも似たような効果がある、という。Yはこれが「合法 legal」かと尋ねると、SMは大丈夫だといった。

- 1-5 Yは、2011年10月26日、ロンドンの店で Jack3d を購入した。Yは、その晩にパートナーの iPad を借りてインターネットにアクセスして、製品の成分を調べた。彼は、サッカー協会のウェブサイトから WADA の禁止表にアクセスしたが、製品表示に記載されたどの成分も載っていなかった。
- 1-6 なお、製品表示に記載された成分の一つが「1,3-dimethylamylamine」であり、これは MHA と同義である。
- 1-7 Yは、インターネットでの調査に加え、服用前に、BFC の理学療法士と医師に相談したと主張する。Yは、2人とも「違法 illegal」だとは助言しなかったため、それが「安全 safe」だと思って服用したのだ、と主張する。
- 1-8 Yが粉末を服用したのは、試合の日だけであり、それもキックオフの45分から1時間前だった。初めて服用したのが、2011年11月8日のアウェーでの Cheltenham 戦の前だった。更衣室でほかの選手の前で、隠すことなく服用した。それ以降、Yは毎試合ごとに服用し、ボクシングデーの Dagenham 戦でも服用し、その試合後に MHA が検出された。
- 1-9 Yが Jack3d を服用したのは、試合の日だけで、練習日やほかの時には服用しなかった。これは、試合中の脱水症状を軽減するためだとしている。練習前には服用しないのはなぜかと聞かれて、Yは、練習中は試合中ほどエネルギーを使わないので、それほどつらくなかった、と答えた。

2. X(FA)の主張

- 2-1 Xは、Yが自らの運動能力向上の意図がなかったか否かについて、厳格な証明の責任を負う、またYの過失は大きいので、本来2年の出場停止期間から短縮が認められるとしても、最低限しか認められるべきでない、と主張する。
- 2-2 BFC の栄養療法士 James Peckitt は、Yが助言を求めて面会に来た際に、Yに対し、「医師に確認するまではサプリメントを摂取してはならない」と述べた。彼は、Jack3d を見せられた時、それが何かわからなかった、と述べた。また Peckitt は、Cheltenham Town FC とのアウェー戦で、Yがサプリメントを準備しているのを見て、チーム医師が服用するなどと言っているのだから、服用すべきでないと言った。
- 2-3 BFC のチーム医師 Tamin Khanbhai 博士は、試合前に診察室に来た X に Jack3d の容器を見せられ、飲んでも OK かと聞かれたが、何が含まれているか確認できないので服用すべきではないと思うと助言した。
- 2-4 FA のドーピング担当者 Jenni Kennedy は、シーズンの初めに選手に対しドーピングについて助言を行った。この会合に先立って、ドーピング問題についての手引や禁止物質表などのパッケージが、BFC を含めたすべてのプレミア・リーグとフットボール・リーグの各チームに送付されていた。このパッケージには、サプリメントについて警告がなされ、そこには methylhexanamine、dimethylamylamine、geranium oil（太字または赤字で強調）が含まれていた。

III. 判断の要旨

[決定]

X を 2012 年 1 月 20 日から 2 年間の資格停止とする。

[理由]

- 1-1 MHA は特定物質である。Y のサンプルに存在した MHA は、Y が自ら認める通り Jack3d 摂取に由来する。
- 1-2 Y は、運動能力を向上するために飲んだのではなく、食事プランの一部として、また脱水症状という特定の問題に対処するために飲んだのだと主張する。また、Y は、Jack3d に特定物質が含まれているとは知らなかったと主張する。Jack3d を服用することで特定物質を摂取しているとは知らなかったため、論理的に言って、運動能力を向上するために特定物質を用いる意図があったとは言えない、という主張である。
- 1-3 本件の当事者は、本件では、Oliviera 事件(2010)で示された解釈をとるべきだと合意している。Oliviera 事件では、WADC 10.4 条は、アスリートに対し、自分が競技能力を向上させる意図で製品を服用したわけではないとの証明を求めるものではない(9.14)、そしてアスリートは、特定物質の飲用が、競技能力を向上させる意図でなかったことを証明すれば足る(9.17)、とされた。要するに、意図がかかるのは、特定物質ではなく、製品(サプリメントなど)ではない、というのである。
- 1-4 この解釈は、Murray 事件(2012)でも採用され、そこでは、WADC 10.4 条を援用するアスリートは、a. 自分が特定物質を飲んでいないとは知らず、したがって、特定物質を飲むことで競技能力の向上を意図したとはいえないこと、b. 特定物質を使用していると知っていた場合には、そうした使用と試合での競技との関係がないこと、のいずれかを証明すればよいとされた(パラグラフ 67)。
- 1-5 Oliviera/Murray の解釈は、Foggo 事件(2011)では取られなかった。このアプローチは、本仲裁廷の長には説得力だと思われる。Foggo 事件では、WADC 10.4 条は、アスリートに対し、特定物質を含有する製品を服用することが、自らの競技能力の向上をしたものではないことを証明することを要求している、とされた。これが Martin Gleeson 事件(2011)でも支持された、そこでは、Oliveira 事件の解釈は、一般法、10.4 条を全体として解釈したときの文言、WADC の政策、二つの事件の理由づけに照らしても、受け入れがたいとされた。Dooler 事件(2011)は、Murray 事件で論拠として引用された事件だが、Murray 事件の立場とは相容れない個所もある。すなわち、Dooler 事件では、サプリメントを服用した目的のすべてまたは一部が競技能力の向上である場合、サプリメントに特定物質が含まれているとは知らなかったということを証明しても、それ自体では競技能力の向上の意図がなかったことの証明にはならない、としている。
- 1-6 両当事者は、Y に最も有利な解釈である Oliviera/Murray を採用して判断をするよう求めた。しかし、この解釈といってもニュアンスがないわけではない。Murray 67a は、(1) 選手が、自分は特定物質を服用していると知らなかった、(2) 選手が自分がある物質を服用していたことを知らず、かつ、それが特定(禁止)物質であることを知らなかった、との二つの解釈がありうる。Murray 事件では、パネルが、まず第一に「選手は、自分が飲んだドリンクに MHA が含まれていると知っていたか？」を問題にしている。ここから、Murray 67a で問題となる、選手の知って

いたこと、とは、ある問題の物質の存在、であって、それが禁止物質ないし特定物質と指定されていることではない、ものと理解する。これは Dooler とも一貫する。〔57.〕

- 1-7 本件の事実によると、Y は、Jack3d を摂取した理由として、「グルタミンは水分を保持し、クレアチンは軽度のエネルギー補給になり、カフェインが軽度の興奮作用がある」と述べている。また、Y は試合日にのみ、それも試合の 45 分前に Jack3d を服用している。Jack3d の服用は、サッカーの試合に直接関係するものであり、これからプロのサッカー試合に出場するところだ、というとき以外にはこれを服用していない。脱水症状は運動能力を低下させるのであり、Y が脱水症状を軽減させることができれば、彼の身体コンディションを向上させ、運動能力が向上することになる。Y 側はこれに対し、運動能力の向上と、Y のように以前のレベルに回復しようとするとは「概念上」異なる、と主張するが、説得力はない。Y がサプリメントの摂取により運動能力の向上を意図しなかったと認定することはできない。
- 1-8 以上の結論で、Foggo 事件の解釈方針であれば十分である。しかし以下では、Oliviera/Murray に沿って、Y が摂取したドリンク（Jack3d を溶かしたもの）に特定物質 MHA が含まれていたことを、Y が知っていたかを問題とする。
- 1-9 Y は、Jack3d に違法な物質が含まれていたとは知らなかったと主張する。しかし、製品表示に MHA は記載されていないが、1,3-dimethylamylamine は記載されている。Y は成分表示を読み、成分表示を WADA の禁止物質リストに照らしてチェックもした。したがって、Y は Jack3d に 1,3-dimethylamylamine が含まれていることは知っていたことになる。だからといって、それが禁止されている（Y の表現でいえば「違法」）と知っていたことにはならないが、それは FRDA 66、WADC 10.4 条、さらに Oliviera/Murray のいずれの判断基準でもない。したがって、Y は、MHA を服用することで競技能力を向上させる意図を有していなかった、とは証明できていない。〔66.〕
- 1-10 以上に照らすと、Y が補強証拠を提出したかどうかは判断を要しないが、a. ドーピング質問票に Jack3d の使用を記載したこと、b. サプリメントを他人も見ているところで公に使用していたこと、c. チームの医療関係者に使用するつもりだと伝えたこと、など補強証拠は存在している。
- 1-11 以上の結論からは、Y の過誤の程度の判断は必要ではないが、念のため判断しておく。過誤があったことに争いはない。当事者は、Robert Kendrick 事件(2011)、Patrick Kenny 事件(2009)、Steenkamp 事件(2011)、Christian Lang 事件(2011)、Kolo Toure 事件(2011)、Hardy 事件(2010)、Dean Gaskell 事件(2009)、Dooler 事件(2010)、James Hamilton 事件(2010)、Rachel Wallader 事件(2010)、Duckworth 事件(2011)などに言及した。しかし、それぞれの事件は、事件ごとの事実関係や提出された証拠や証言によって異なってくるので、これらの先例から結論を導くことには注意しなければならない。
- 1-12 本件で、Y には次の点で過失があった。a. チームの栄養療法士が、チーム医師に確認せずに Jack3d を服用するなど助言していた。b. チーム医師が、違法な成分が混入していないことを保証できないので、Jack3d を服用するなど助言した。Y には、医師らの助言に従わなかった過失がある。c. Y は、医師が「混入の危険性があるので、自分であれば服用しない」と助言したにもかかわらず Jack3d を服用した。d. Y は FA のウェブサイトを通じて WADA の禁止薬物リストを一度チェックしただけである。FA から配布されたドーピング関係情報に関するパッケージを

数秒調べれば、Jack3d に禁止物質が含まれているとすぐわかった。プロ選手は、その特権的地位から大きな利益を得られる可能性があるのだから、体内に禁止薬物が入らないようにする厳格な責任がある。

1-13 2 年の出場停止期間を短縮しなければならないとしても、18 か月より短い出場停止期間を課すことはなかったであろう。

以上

12. UK Anti-Doping v. Duckworth(National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 12 October 2010)

【仲裁人】

Mr Paul Gilroy QC (パネルの長)
Professor Peter Sever
Dr Terry Crystal

I. 事実の概要

- 1-1 Xは、英国におけるNADOである。
- 1-2 Yは、2010年8月8日、Rugby Football LeagueのCo-operative Championship League 1において、Rugby League Football Club(以下「RLFC」という。)のYork City Knightsの選手としてOldham RLFCとの試合においてプレーした後、DCOによって検体を採取されたが、そのA検体からMHAが検出された。

II. 当事者の主張

- 1-1 Yはドーピング防止規則違反を認めたため、制裁内容が残された論点となった。なお、UKAD Rules 10.2項の定めによれば、同2.1項違反が認められる場合には、資格停止期間の取消し若しくは短縮又は加重事由がない限り、1回目の違反にかかる資格停止期間は2年間となる。この点、特定物質にかかるケースにおいては、同10.4項の定めに従い、譴責処分を最低限とし、資格停止期間24ヶ月を最高とする措置に置き換えられうる。
- 1-2 ここでMHAは2010年禁止表のSection 6(a)において「非特定物質」として掲載されているが、Xは、MHAが2011年禁止表のSection 6(a)において「特定物質」として掲載されることをWADAから通知された。Xは、2011年禁止表は翌年1月まで発効しないものの”lex mitior”の原則を適用することに同意し、仲裁パネルもそのことを前提としてUKAD Rules 10.4項の適用可能性を認めることとした。
- 1-3 そこで、仲裁パネルは、当事者の同意を前提として、UKAD Rules 10.4項の適用に関する以下の点をYが立証できたか否かを考慮することとした。
- ① MHAがYの体内へ侵入した経路
 - ② 当該物質が競技力の向上を意図して摂取されたものでないこと。
 - ③ Yの最初のドーピング防止規則違反であること。
- 1-4 この点、Xは上記①について、Jack3dとして知られる製品の使用が侵入経路であることを認めており、上記③の要件も(事実関係から)満たしていることから、上記②の論点が主たる争点とされた。
- 1-5 なお、Xは、Yが(下記に述べる)Global DROに依拠したことには過失があること、製品を販売しようとする業者からのアドバイスに依拠したこと及び仮名で問合せを行ったことに疑問があること、並びに「期待される水準」の調査をYが行わなかったことを主張した。

III 仲裁判断の要旨

[決定]

2年間の資格停止とする。

[理由]

- 1-1 Yは21歳（決定当時）であり、15歳のときからプロのレベルでプレーしている。また、Yは薬物に関する数多くの講習を受け、薬物・サプリメントの使用に関するRFLのガイドライン、ルール及び規制を十分理解している。
- 1-2 Yは、2010年8月7日にJack3dを摂取したと証言したが、同月8日（試合当日）のサンプル・コレクション・フォームにおいて、Jack 3dを摂取したことを記載しなかった（“Declaration of Medication”というタイトルの下で、処方の有無を問わず、過去7日間に摂取した薬物、サプリメント及びドラッグの詳細を記載するように求められていた。）。他方で、仲裁パネルとしては、Yがクレアチン及びOmega 3 Fish Oilを8月6日、7日の各日に摂取したことを記載していたことに着目する。
- 1-3 なお、Yの陳述によれば、YはJack3dを「スポーツの持久力を高めるワークアウト前用のサプリメント」として利用していたとのことである。もっとも、Yは、ヒアリングの場では、当該陳述は不正確であり、集中力を高めるためにサプリメントを利用したと述べるつもりであったと仲裁パネルに対して述べた。
- 1-4 YはXのGlobal Drug Reference Onlineを利用して、Jack3dの内容物をすべて検索欄に記入し、更にGoogleにおいて検索を行ったうえで、摂取しても安全であり、薬物検査にて失格にならないと考えた。また、英国を本拠地とするサプリメント販売業者であるMonster Supplements.comに、Jack3dの全内容を記入し、仮名にて（但し、プロのラグビープレーヤーであることは名乗ったうえで）スポーツ選手が使用するうえで当該製品が検査又は認証されているか否か問い合わせたところ「当該製品はあらゆる規制を確認しているので、ラグビー競技において検査されても問題ない」旨の回答がなされた。
- 1-5 仲裁パネルは、主に以下の理由に基づいて、MHAの使用が競技力の向上を目的としたものではないことをYは立証できなかつたと結論付けた。
- 1-5-1 Yは「集中力」を高めるためにサプリメントを利用したというつもりであったと口頭の証言にて撤回したものの、Yが当該製品を「スポーツの持久力（sports endurance）を高めるワークアウト前用のサプリメント」として利用していたと陳述書の中で述べていたこと。
- 1-5-2 Yがサンプル・コレクション・フォームにおいてサプリメントの使用を宣言しなかったこと。
- 1-5-3 最も基本的な確認に基づいて、MHAが禁止物質であることをYが発見できなかったとは到底考えられないこと。
- 1-5-4 Yが仮名を使ってMonster Supplements.comに対して照会を行っていること。
- 1-6 したがって、仲裁パネルは、UKAD Rules 10.4項の適用を認めず、Yに対して2年間の資格停止を課した。

以上

13. Wallader vs. UK Anti-Doping(National Anti-Doping Panel Appeal Tribunal/Sport Resolutions, 29 October 2010)

【仲裁人】

Charles Fling QC

Dr.Terry Crystal

Abi Ekoku

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 X (申立人) は、21 歳の陸上競技砲丸投げ女性競技者の Rachel Wallader である。Birmingham で sports therapy を学ぶ大学生であり、23 歳以下のジュニアレベルでの英国ランク 2 位の英国代表選手である。普段は、Loughborough High Performance Center で練習をしており、大学から練習場所への移動が必要である。

1-2 Y (被申立人) UK Anti-Doping (UKAD) は、英国の国内ドーピング防止機関である。

2. 原決定と WADA 禁止表国際基準における MHA に係る規則上の取扱の変遷

2-1 National Doping Panel による原決定

2-2 2010 年 5 月 1 日、Bedford に於いて開催された British University Championship において競技会検査を受け、methyhexaneamine (MHA) が検出された。

2-3 2010 年 8 月 5 日、National Doping Panel は、X に対して、methyhexaneamine (MHA) の使用について 12 ヶ月の資格停止処分を決定。

2-4 WADA 禁止表国際基準における MHA の規則上の取扱の変遷

2-5-1 2009 年：S6 興奮薬のカテゴリーで禁止。物質名が明示されておらず、generic description “all stimulants” の範疇に含まれる物質との解釈。

2-5-2 2010 年：S6 興奮薬のカテゴリーで禁止。非特定物質 (non-specified stimulant) として物質名が明示された。

2-5-3 2010 年 9 月 18 日：2011 年版禁止表国際基準 (2011 年 1 月 1 日発効) が公示される。

2-5-4 2011 年：S6 興奮薬のカテゴリーで禁止。特定物質 (specified stimulant) に取扱が移行された。

II. 当事者の主張

1-1 X は、競技歴 10 年、21 歳の英国ジュニアランク 2 位の競技者である。

1-2 Birmingham で Sports therapy を学ぶ大学生だが、トレーニングは、Loughborough High Performance Center (電車で 1 時間半程度) で行っており、Geff Capes コーチに指導を受けている。

1-3 大学生 (full time student) として学びながら練習に通うことから、食事による栄

養補給がおろそかになることから、“energy boost”のために、Lucozade や Red Bull 等の栄養ドリンクを飲むのと同様に、トレーニングにおいてサプリメントによる栄養補給をすることがある。

- 1-4 2009 年、Geff Capes コーチは、Muscle Fitness 社に対して、競技者へのサプリメント製品の無償提供を受けるスポンサーシップを得る為にアプローチした。Muscle Fitness 社は、Endure という製品を含む多くのサプリメント製品を製造している。
- 1-5 X は、Endure が 6 つ束となって包装されたものを受領した。Muscle Fitness 社は、“1,3-Dimethylamylamine Vinpocentrine”を含む、原材料リストを作っていた。Geff Capes コーチは、Muscle Fitness 社と原材料について協議した結果、“they are all legal”との確かな回答を得ていた。
- 1-6 X は、2009 年版の WADA 禁止表をダウンロードし、サプリメントの使用に際しては、常に禁止物質の含有の有無を確認していた。2009 年の夏に 6 つの Endure を使用した。
- 1-7 2009 年 8 月、IAAF (国際陸上競技連盟) の”Nutrition for Athletics : A practical guide to eating and drinking for health and performance in track and field” というタイトルの web サイトから、“Supplements and doping issues” というセクションを含む資料をダウンロードしていた。
- 1-8 2009 年 10 月、UKAD は、Global DRO を公開。
- 1-9 2010 年 1 月、X は 2010 年禁止表をダウンロードして、使用している薬品はサプリメントの原材料に禁止物質に該当するものがないかを確認した。
- 1-10 2010 年の初頭に、Endure を 3 つ受取り、2 つについては、練習時に使用したものの、残りの 1 つは 4 月まで彼女のカバンの中に保管されていた。
- 1-11 4 月 29 日 (競技大会の 2 日前)、大学の講義の後で Loughborough High Performance Center に移動して練習を行った。かなり疲れを感じたことから、Endure を水に溶いて飲んだ。(これについては、トレーニングパートナーが witness statement で証言している)
- 1-12 5 月 1 日、Bedford で開催された British university championship に出場し、ドーピング検査の対象となった。ドーピング検査時には、sample collection form の declaration of medication section に、“Endure – 1packet – Thursday” と申告した。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

- i. 4 ヶ月の資格停止とする。
- ii. 5 月 1 日に実施された競技会の競技成績の失効、6 月 5 日に暫定的資格停止が課されるまでの競技成績の失効

[理由]

- 1-1 WADA code 10.4 条の適用においては、以下の 3 つの要件が検討の対象となる。
 - ① 当該特定物質が如何にして体内に入ったかを立証すること
 - ② 競技力向上の意図がなかったことを立証すること
 - ③ 競技者の過失の程度による罰則の程度

本件については、4月29日の練習時に Endure を水に溶いて摂取したことが特定されており、1 つめの要件（体内に取り入れたルートの特定）は満たされている。

- 1-2 MHA は、禁止表国際基準において、競技会において禁止されるカテゴリーに属す物質である。

WADA code4.2.1 条の規定を引用し、MHA は競技会でのみ禁止されているカテゴリーに属するのであるから、将来実施される競技において競技力を向上するおそれがあるものとは判断できず、X によるその摂取は将来の競技力向上を意図したものとは言い難いと認定。

【WADA code 4.2.1 条】

「禁止表は、将来実施される競技において競技力を向上するおそれ又は隠蔽のおそれがあるため、常に（競技会及び競技会外において）ドーピングとして禁止される禁止物質及び禁止方法並びに競技会においてのみ禁止される物質及び方法を特定する。」

- 1-3 X は、常に禁止表国際基準を参照して、禁止物質の含有の有無を確認してからサプリメントを摂取する態度を励行している。また、Global DRO での検索も実施したものの、Global DRO ではサプリメントについての情報は得られなかった。
- 1-4 Muscle Fitness社から Endure の原材料として提示された ” 1,3-Dimethylamylamine Vinpocentrine ” と、禁止表に記載された MHA が同一物質の別称であると理解するためには、薬学、医学の専門知識が必要である。薬学や医学の知識がなく、専属のスポーツドクターが不在である X の立場も考慮要因として、X はリーズナブルな努力は行っていたと認定する。
- 1-5 Endure は指導者から供給されていることと、コーチが Endure について安全であると伝えていることについては、競技者は指導者に依存する傾向にある事象を踏まえ、考慮すべき要因と判断している。
- 1-6 他方、これらの要因を踏まえたとしても、サプリメントの使用にはリスクがあると常に UKAD 等により注意喚起がなされていた点を踏まえれば、X には過失があったことは否めない。
- 1-7 過失の程度については、競技者がドーピング検査にどの様に対応したのかも考慮要因として取り扱うべき。X は、検査時に ” Endure – 1packet – Thursday ” と申告していることを評価する。これらの過失の程度を評価して制裁期間を決定する。

以上

14. UK Anti-Doping v. Dooler(National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 24 November 2010)

【仲裁人】

Rod McKenzie (United Kingdom) (パネルの長)

Carole Billington-Wood (United Kingdom)

Neil Townshend (United Kingdom)

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 被申立人である競技者 X は、32 歳のラグビー選手であり、セミプロフェッショナルチーム (Hunslet Hawks) においてパートタイムベースでプレーしている。彼は、ガス保安技術者として生計を立てている (para. 3.1)。

2. 事実及び手続の経過

2-1 X は、2010 年 8 月 22 日に行われた競技会検査の際に尿検体を提出したところ、当該尿検体から MHA が検出された (para. 1.2)。

2-2 本件は X にとって 1 回目の違反である (para. 2.1)。

2-3 X に対しては、2010 年 9 月 16 日付のレターにより、2010 年 9 月 18 日を効力発生日とする暫定的資格停止が課された (para. 2.2)。

2-4 聴聞会において、NADO (UKAD) は、MHA が 2010 年の禁止表の時点では (2011 年版とは異なり) 特定物質として掲げられていないにもかかわらず、X がドーピング防止規則 10.4 条に依拠することを認めた。本パネルも同様の見解を採用するが、これは UK Anti-Doping v Rachel Wallader (29 October 2010) で採られたのと同様の手法である (para. 2.4)。

2-5 NADO は、ゼラニウム根が MHA の源となっていること、及びゼラニウム根抽出物が、“Xtreme Nox Pump” と呼ばれるサプリメントの成分の一つとして含まれていることを認め、更に、X が 2010 年 8 月 22 日に Xtreme Nox Pump を含む水を飲んだことによって、MHA が X の体内に侵入したものであることを認めた。本パネルもまた、上記が MHA の X の体内への侵入経路であるという説明に納得した (para. 2.10)。

3. X の証言

1-1 X は、検体採取フォームにおいて、Xtreme Nox Pump というサプリメントを服用したことを申告した (para. 3.2)。

1-2 X は、過去にドーピング防止活動に関わる教育を受けたものの、MHA がサプリメントに含まれている危険性については特に知らされていなかったと述べ、これは、書証によっても、RFL (ラグビーリーグ) を含む競技団体からの警告書についても、X の検査前には特段発出されていなかったことが認められた (パラグラ

フ 3.3)。

- 1-3 X はまた、Xtreme Nox Pump を服用するに先立ち、その成分が 2010 年禁止表には記載されていないことを確認した等と主張した (para. 3.4)。
- 1-4 X は、Xtreme Nox Pump の服用を開始した理由として、ラグビーの試合後の筋肉痛や疲労感によって翌日の仕事に影響が及ぶのを防ぐためであったと主張し、当該サプリメントについては、スポーツ/フィットネスショップのオーナーと思われる人物の薦めにより購入したものであると述べた (paras. 3.5, 3.6)。
- 1-5 X は、Xtreme Nox Pump については、各試合のハーフタイムの際に、試合後の疲労から早く回復するために服用していたと述べた。X は、しばしば後半開始後 10 分～15 分程度で他の選手と交代しており (ルール上は復帰が可能であるものの)、その後は、通常は試合に復帰することはないと述べた (para. 3.7)。

II. 当事者の主張

1. NADO の主張

- 1-1 NADO は、X が検体採取フォームにおいて Xtreme Nox Pump を申告したことは、X が競技力向上の目的を有していたのであれば、禁止物質を含む当該サプリメントの申告はなされなかったであろうという事実を推認するものであると認めた (para. 4.1)。
- 1-2 なお、NADO は、資格停止期間の取消しが認められるのは極めて例外的な場合であることを述べ、また、先述の Rachel Wallader 事件においては、クラブからサプリメントを提供された競技者が実質的な確認を行ったにもかかわらず、4 か月間の資格停止が課されたという注意喚起を本パネルに対して行った (para. 4.3)。
- 1-3 そして、本件では、2010 年 9 月 18 日から 4～9 か月間の資格停止が課せられるべきであると主張した (para. 4.4)。

2. X の主張

- 2-1 X の代理人は、本件においてドーピング防止規則 10.4 条が適用されるべきであること、及び Xtreme Nox Pump の服用は、あくまでも X のフルタイムの仕事、並びに試合後の疲労及び筋肉痛と関連するものであって、試合中の競技力向上とは無関係であることを主張した (para. 5.1)。
- 2-2 X の代理人はまた、Rachel Wallader 事件は、10 年以上にわたる競技経験を有し、日々専門家に接触可能な国際的な砲丸投げ選手を対象とするものであり、下位のリーグに所属し資金的にも恵まれていないクラブに属する X の事例を判断するにあたって過度に依拠すべきではないと述べた (para. 5.2)。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

- i. 2010 年禁止表において禁止物質とされている MHA は、特定物質として扱われるべきである。
- ii. 競技者は、2010 年 9 月 18 日から 4 か月間の資格停止期間に服する。

[理由]

- 1-1 競技会において禁止される禁止物質についての事案において検討されるべきは、競技者が競技における能力向上を意図していたか否かである (para. 6.5)。
- 1-2 本件の争点は、X が Xtreme Nox Pump を服用しようという概括的な意図を有していたのかということではなく、むしろ、(禁止物質として扱われることになる) MHA を摂取しようとしていたのかということである (para. 6.6)。
- 1-3 この観点からは、10.4.1 条は、禁止物質の服用の意図が競技能力の向上のためではなかったことを競技者が証明したか否かと関係するものであり、これに答えるためには、競技者の主観も含め、禁止物質が服用された際の全体的な状況を分析することが求められる (para. 6.7)。
- 1-4 本件において、本パネルは X による証言は信用できると考える。X が検体採取フォームにおいて Xtreme Nox Pump を服用した旨を開示したことは、X に MHA を摂取することによって競技能力を向上させる意図がなかったということの補強証拠となりうるということを示しているが、本パネルもこれに賛同する (para. 6.13)。
- 1-5 本パネルは、X が Xtreme Nox Pump には MHA が含まれていたことを知らず、また、知り得たと認めるに足りる合理的な理由がなかったと認める。X が Xtreme Nox Pump に MHA が含まれていたことを知らなかったということは、X に競技力を向上させる意図があったか否かを本パネルが判断する際に考慮すべき要素の一つである (para. 6.14)。
- 1-6 Xtreme Nox Pump を服用した目的について、NADO は X に対して反対尋問を実施しなかったが、X の主張は手続を通じて一貫しており、本パネルとしても X の証言を採用するものとする (para. 6.16)。
- 1-7 仮に、競技者がサプリメントに特定物質が含まれていることを知らずに、当該サプリメントを服用することによって競技会における競技能力の向上を意図するということがありうるが、その場合、競技者がサプリメントに特定物質が含まれていることを知らなかった旨を証明したという事実は、それのみでは、競技能力向上の意図がなかったということを示すに足りない (para. 6.18)。
- 1-8 (競技能力向上の意図は無かったとしても) 本パネルは、X はドーピング防止規則違反を犯したことについて幾許かの過失はあると考えている。X は、合理的な注意を払っていれば、チームドクターやコーチとの間で、試合当日に Xtreme Nox Pump を服用することについて意見を取り交わすことができたはずである。更に、X は、Xtreme Nox Pump を包装に記載された用法に従って服用した訳ではない。包装上の用法は、明らかに当該製品がトレーニングのために使用されることを目的としたものであって、トレーニング前に服用されることを示している。誇張された表現を割り引いて考えたとしても、X は、その主張する上記製品の特性は、試合後の筋肉痛に関連したものというよりも、トレーニングパフォーマンスの向上に向けられたものであることを認識すべきであった (para.6.20)。
- 1-9 X が製品を入手したショップにおいて、当該製品を X に薦めた人物のアドバイスを受け入れる前に、その人物が果たして X にアドバイスするに足りる資格を有しているのか確認すべきであったし、当該アドバイスについて、それが確固たる根拠に基づくものであるかを判断しうる、クラブのメディカルアドバイザー等の第三者に確認すべきであった (para.6.21)。
- 1-10 上記事情を総合考慮し、X を 4 か月の資格停止とする (para.6.22)。

以上

15. Rugby Football Union v. Steenkamp(March 9th, 2011)

【仲裁人】

Antony Davies (パネルの長)

Dr. Barry O'Driscoll

Clif Barker

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 X (競技者) は、Rotherham Titans に所属するラグビー選手であり、2011年1月8日に行われた、Rotherham Titans 対 Cornish Pirates 戦におけるドーピング検査において、尿検体から興奮剤である MHA が検出された事実について争わず、ドーピング防止規則違反が成立する旨の答弁をした (pleaded guilty)。

2. 事実の概要

2-1 X は、ドーピング防止規則違反の成立並びにその検体採取の方法及び検査手続を争わず、B 検体の検査権も放棄した。

2-2 2010年9月18日に公布され、2011年1月1日から発効した WADA の禁止表において、MHA は Section 6(b) の禁止物質に指定されている。

2-3 X は、MHA に関し有効な TUE を取得したことはなく、また、ドーピングコントロールフォームにおいても、コーチゾンの注射以外、過去7日間において、いかなる処方薬、非処方薬又はサプリメントについても、摂取を申告していない。

2-4 Rugby Football Union (RFU) のドーピング防止規則20条は、IRB Regulation の21条及びその手続に関するガイドライン並びに WADA の禁止表が適用される旨を明示的に規定している。

2-5 IRB Regulation の21.22.1項 (WADA Code の10.2項と同様の規定である。) は、同21.2.1項、21.2.2項及び21.2.6項に関する最初の違反行為についての資格停止期間を、資格停止期間の取り消し及び短縮の要件を満たさない限り、2年間と規定している。本件は、X の最初の違反行為である。

2-6 IRB Regulation の21.22.3項 (WADA Code の10.4項と同様の規定である。) は、以下のとおり規定している。

「競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、第21.22.1項に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1 回目の違反：将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間2年間を最高とする措置

資格停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を

隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者又はその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定するうえで考慮する基準となる。」

2-7 したがって、本件の争点は以下のとおりである。

- (i) 禁止物質がどのようにして競技者の体内に取り入れられたか。
- (ii) 特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明する補強証拠があるか。
- (iii) 競技者にはどの程度の過失があり、資格停止期間はどの程度短縮されるべきか。

II. 当事者の主張

1. X の主張

- 1-1 X は、25 歳のラグビー選手であり、2010 年までの間、7 年間ほど、アマチュアのラグビー選手として活動しており、別に本業を有していた。2010 年の夏、X は、Rotherham Titans に対し、セミプロ選手となることを打診し、同年 8 月に、Rotherham Titans からの申出を受け、1 試合毎の契約選手となった。契約において、X に対しては、1 シーズン当たり最高でも 3,000 ポンドしか支払われないこととされた。
- 1-2 2010 年 8 月から 2011 年 1 月まで、X は本業を続けながら、週の夜のうち 3 回のトレーニングをし、また、週 4 ～ 5 回ジムに通った。ほとんどの日において、X の朝は午前 5 時 30 分にはじまり、終業は午後 4 時であって、それに引き続き、トレーニングのために 95 マイルの距離を 2 時間かけて移動し、2 時間のトレーニングの後、再び 2 時間かけて帰路に就き、家に着くのは午後 10 時 30 分から午後 11 時の間であった。
- 1-3 上記の代償として、X は、本業の仕事の同僚から、いつも疲弊している (shattered) ように見えることを指摘された。X は、資格を有するフィットネスインストラクターである Mark Roussow に対し、日々の厳しい生活と不眠について相談した。また、X は、運転中に眠くなることもあり、運転中に眠ってしまうのではないかと懸念した。Roussow 氏は、X に対し、眠気を感じた際に USN の Anabolic Nitro を摂取することを勧めた。Anabolic Nitro は、Red bull のようなエナジードリンクであるが、もっと強いものであると説明され、また、副次的な効果として、筋肉疲労を助け、回復に役立つとも説明された。
- 1-4 X は、ドーピングに関する教育をほとんど受けたことはなかったが、禁止されている物質を摂取しないようにする必要があることは認識していた。Roussow 氏は、Anabolic Nitro に禁止物質が含まれていないことを確認し、X に対しそのことを保証したため、X は、Anabolic Nitro を箱で購入することとした。購入当時、X は、自己がセミプロのラグビー選手であり、ドーピング防止体制に服することを認識していた。X は、購入の際に、インターネットで禁止表を確認し、加えて、帰宅後も Google を用いて、パッケージに記載された成分の一つ一つについて調査したが、問題となるものは見つからなかった。
- 1-5 X は、2010 年 9 月及び 10 月に 1 箱目の Anabolic Nitro を使用し、2010 年 10 月 26 日に新たな箱を注文し、2011 年 1 月 8 日までに 3 箱の Anabolic Nitro を使用した。Anabolic Nitro は、X にとって単なるサプリメントであり、X は、疲れを感じた際

に、不定期に Anabolic Nitro を摂取しており、クラブチームの選手の前や、職場においても、公然と摂取を行っていた。

- 1-6 2011年1月8日の試合において検査が行われた際、Xは、肩へのコーチゾンの注射のことにのみを懸念し、Anabolic Nitro については気にしていなかった。Xは、スポーツ及び競技能力の向上に関連して Anabolic Nitro を使用したことはなく、厳しいスケジュールの中で眠気を覚ますために Anabolic Nitro を使用していた。
- 1-7 Xは、Anabolic Nitro について、効果が非常に長く続く Red Bull のようなものだと思っており、もし、MHA に問題とされた効果があるとすれば、ラグビーの競技能力の向上に資することは認めつつも、試合やトレーニングの際に、エネルギーレベルの違いを感じたことはなかった。Xは、ラグビーに関連して Anabolic Nitro を使用したことはなく、主として運転の前に使用していた。2011年1月8日当日の試合直前及び試合中も、他の選手がエナジードリンクを摂取する中、Xは Anabolic Nitro を摂取したことはなく、当日の朝、家を出る際に1袋を摂取しただけであった。
- 1-8 Xは、RFU アンチ・ドーピングマネージャーの、2010年11月9日付電子メールを認識し、リストアップされた全ての MHA の別称について、Anabolic Nitro のパッケージに記載された成分との対比を行ったが、問題となる成分は記載されていなかった。
- 1-9 Rotherham Titans の Jenkinson 氏は、クラブチームとして、サプリメントを推奨しておらず、選手たちはエナジードリンクを摂取しているのみであることを述べた。また、Jenkinson 氏は、X のドーピング防止規則違反について、クラブチームにも一定の責任があることを認め、X に対してドーピングに関する教育がなされなかったこと、及び、選手たちのクラブチームの医師への接触が制限され過ぎていたことを認めた。また、クラブチームは、X が意図的に競技能力を向上させる物質を摂取したのではないことを認め、ドーピング防止規則違反の成立によって X との契約を終了しないこととした。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

- i. X を 2011 年 1 月 28 日から 3 か月間（2011 年 4 月 28 日まで）の資格停止とする。
- ii. 250 ポンドの費用は、X / クラブチームの負担とする。

[理由]

- 1-1 USN から提供されたバッチ番号 LM0808/01 の Anabolic Nitro は、MHA を含有していた。当該バッチの Anabolic Nitro は、製造業者から 2010 年 8 月 23 日に出荷され、同年 9 月 3 日に、540 箱のうち 203 箱がプロスポーツ選手用に取り置かれ、その他は、Sale Sharks に送られたり、南アフリカからの touring group に送られたり、X が Anabolic Nitro を購入した店を含む多くの顧客に供給されたりすることとなった。
- 1-2 X は、2010 年 9 月はじめに 1 回目の Anabolic Nitro の購入を行い、同年 10 月 26 日に 2 回目の購入を行ったが、これらの日付はいずれもバッチ番号 LM0808/01 の Anabolic Nitro が流通していた時期と一致する。USN は、Ralepelle 氏と Basson 氏

から陽性の検査結果が検出されたことを受けて、2010年11月15日に Sale Sharks 及び南アフリカの touring group から Anabolic Nitro を回収したが、X が Anabolic Nitro を購入した店からは回収されなかった。パネルは、非常に注意深く、仲裁手続における X の証拠提出及び回答を注視したが、X の主張する入手方法及び体内侵入経路の信用性を否定する理由はない。パネルは、X の体内から検出された MHA が、(MHA が) 混入した (contaminated) バッチの Anabolic Nitro に由来するものであると認定する。

- 1-3 そして、パネルは、提出された証拠の信用性を認め、X が正直に事実を話していることを認める。パネルは、X において、MHA が混入していることを知らずに、かつそのようなことを知り得ずに、Anabolic Nitro を摂取したことの立証が十分であると判断する。X が特定物質を使用した意図について判断するに、X において MHA が混入していたことを知らなかった事実に鑑みても、競技能力向上の目的はないものと認める。X は、競技能力向上の目的で MHA を使用したのではなく、日々の生活の疲れを解消する目的で、公然と Anabolic Nitro を使用していた。また、パネルは、X が Anabolic Nitro を使用したタイミングも、X の主張と一致するものと認める。すなわち、X は、Anabolic Nitro を、目覚めた際に使用し、試合やトレーニングにおけるパフォーマンスを向上させるためには使用していない。これらの状況を踏まえれば、競技能力向上の目的がないことについて、補強証拠の存在も十分である。
- 1-4 次に、パネルは、X の過失の程度を斟酌する必要があるが、パネルの関心は、Schneck 氏、Duckworth 氏、Wallader 氏、Dooler 氏、Ralepelle 氏及び Basson 氏に関する UK anti-doping の事件に関心を有する。
- 1-5 X は、ドーピング防止規則の下に置かれて最初のシーズンであった。詳細なものとは言えなくとも、X は、混入の危険性があることについてのリスクについて理解していた。X は、医師でない者の助言を信じ、自らインターネットを使って調査をしたのみで、同製品が適正なものであることの調査をしていない。X は、助言を信じて Anabolic Nitro を摂取する前に、製品についての適正性を調査し、また、クラブチームの医師等の独立した第三者の助言を受けるべきであった。X は、サプリメントを摂取するリスクに関する、2010年11月の RFU アンチ・ドーピングマネージャーからの助言を認識しており、適切な検査を行うことなく、ドーピング防止規則違反のリスクを冒した。いかに X が知らなかったとはいえ、X の責任がないということとはできず、X は、医師やドーピング防止の専門家に相談しておらず、更に言えば当該物質を検査することもしていない。
- 1-6 USN のウェブサイトによれば、Anabolic Nitro は、「爆発的なエネルギーを生み出し、血管を拡張させ、耐久性を向上させる」とのことであり、ドーピング防止規則の下にある競技者は、この種の製品を摂取することについて、重大なリスクと危険があることを認識すべきである。最初に専門家による見解を求めることなく、サプリメントを摂取する競技者は、ドーピング防止規則違反が成立する現実的なリスクに自分の身を置くことになる。競技者は、禁止物質が検出された場合、極めて例外的なときのみ、制裁を免れることができる。

以上

16. JADDP(2011-002)事件判断(2011年7月6日)

【仲裁人】

早川吉尚
浅見俊男
木村哲彦

[決定]

- i. 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ii. 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 6 月 19 日・第 27 回全日本学生選手権個人ロードレース大会）の各競技結果は失効する。
- iii. 本規定 10.4 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 23 年 6 月 28 日から 6 ヶ月間の資格停止とする。

[理由]

- 1-1 競技会検査で検出された物質 MHA は、2011 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6.興奮剤」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- 1-2 そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められ、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 6 月 19 日・第 27 回全日本学生選手権個人ロードレース大会）の各競技結果はいずれも失効することとなる。
- 1-3 また、今回検出された MHA は、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人、大学の自転車部の監督、財団法人日本自転車競技連盟事務局長の証言及び提出された証拠（摂取していたサプリメントの現物等）によれば、本件においては以下の各事実が認められる。
 - 1-3-1 今回摂取された MHA は、この物質の意図的な服用に起因するものではなく、これを含有していたサプリメントを当該物質が含有していることを知らずに服用したことに起因するものである可能性が高いと合理的に推定される。その意味において 10.4 項における自己の体内に当該物質がいかに入ったかについては、証明できたとはいえる。
 - 1-3-2 他方、当該サプリメントは主に本人の健康管理のために摂取されており、競技力の向上や向上させる物質使用の隠蔽を目的としたものではないといえる。
 - 1-3-3 しかし、そうであるとしても、医師の処方にも全く基づかずに海外通販により入手したサプリメントを安易に服用していたという点一定の問題があることは否定できない。
- 1-4 以上の事情、及び、今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案すると、本規程

10.4 条の定めに基づき、1 回目の違反として 6 カ月間の資格停止とするのが相当であると判断される。

- 1-5 本件では本決定に至まで平成 23 年 6 月 28 日の通知以来、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止に服している（かかる暫定的資格停止に関しては平成 23 年 7 月 6 日に暫定聴聞会が開催されている）。したがって、本規程 10.4 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 23 年 6 月 28 日より 6 カ月間の資格停止とする。

以上

17. JADDP(2011-004)事件判断(2012年10月15日)

【仲裁人】

山内貴博
浅見俊男
木村哲彦

[決定]

- i. 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ii. 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 9 月 18 日・第 23 回日本マスターズボディビル選手権大会）の各競技結果は失効する。
- iii. 本規程 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 23 年 10 月 4 日から 2 年間の資格停止とする。

[理由]

- 1-1 そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められ、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 9 月 18 日・第 23 回日本マスターズボディビル選手権大会）の各競技結果はいずれも失効することとなる。
- 1-2 また、今回検出された MHA は、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人及び社団法人日本ボディビル連盟常務理事の証言並びに提出された証拠（摂取していたサプリメントの現物等）によっても、本件においては、今回検出された MHA について、意図的な服用ではないと合理的に推定されるものの、自己の体内に当該物質がいかに入ったかを証明できておらず、本規程 10.4 項の適用を認めることはできない。
- 1-3 他方、本規程 10.5 項における資格停止期間の取り消し又は短縮との関係でも、体内に入った経路が具体的に特定されていない上に、（可能性の一つである）海外通販により入手したサプリメントの安易な服用という点に明らかな過失がある以上、本条項の適用を認めることはできない。
- 1-4 以上の事情を勘案すると、本規程 10.2 項の定めに基づき、1 回目の違反として 2 年間の資格停止とするのが相当である。
- 1-5 本件では本決定に至るまで平成 23 年 10 月 4 日の通知以来、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止に服している（かかる暫定的資格停止に関しては平成 23 年 10 月 15 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、本規程 10.9.2 項により、資格停止期間の開始日は平成 23 年 10 月 4 日とする。

以上

18. Duckworth v. UK Anti-Doping(National Anti-Doping Panel Appeal Tribunal/Sport Resolutions, 10 January 2011)

【仲裁人】

David Philips QC (パネルの長)
Chirs Quinlan
Judy Vemon

I. 事実の概要

- 1-1 X は、Rugby Football League の Co-operative Championship League 1 において、Rugby League Football Club (以下「RLFC」という。) の York City Knights の選手である。
- 1-2 Y は、英国における NADO である。
- 1-3 2010 年 8 月 8 日、Y は、Oldham RLFC との試合においてプレーした後、DCO によって検体を採取されたが、その A 検体から MHA が検出された。
- 1-4 2010 年 10 月 12 日、Paul Gilroy QC, Professor Peter Sever, Dr. Terry Crystal から構成された National Anti-Doping Panel は、MHA の使用が競技力の向上を目的としたものではないことを X は立証できなかったとして、UKAD Rules10.4 条の適用を認めず、資格停止期間 2 年間との処分を決定した。これに対して、X が上訴したのが本件である。

II. 当事者の主張

- 1-1 当事者の主張は、第一審の内容が概ね踏襲されている。すなわち、禁止物質の体内侵入経路について当事者間に争いはないため、禁止物質の使用が競技能力の向上の目的を持ってなされたか否かが問題となっている。この点につき X は Jack3d の摂取は競技能力向上の目的がなかったと主張するところ、上訴審のヒアリングでは、証拠を確認したうえで、Y は、X が競技力の向上を目的として Jack3d を摂取したものではなかったことを認めている。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

6 ヶ月間の資格停止とする。

[理由]

- 1-1 証拠及び弁論の全趣旨からは次の事実が認められる。
 - 1-1-1 Y は、2010 年中ごろから Jack3d を摂取し始め、そのことを隠さず、他の競技者に明らかにしていた。その競技者の一人である Z によれば、Y は Z に対して

Jack3d を使用していることを話しており、インターネットで Jack3d の合法性を確認したこと、目が覚めたような感覚があり集中力を高めるから摂取していることも話していたとのことである。

- 1-1-2 サンプル・コレクション・フォームに Jack3d を記載しなかったことについては、Y の説明によれば、フォームの完成を急ぐように検査官からプレッシャーをかけられたからであるとのことである。また、Jack3d のほかに BCAA といったサプリメントもサンプル・コレクション・フォームで言及されていなかった。
- 1-2 10.4 項の適用について、仲裁パネルとしても、Y の同意が適切になされ、以下の点から上訴審における証拠に基づいて X による立証がなされたと考えた。
- ① X は、Jack3d を安全に摂取するように納得するために（不十分ではあるが）合理的な手順を踏んでいた。仲裁パネルとしては、X がドーピング防止に関するトレーニングを受けたとはいえ、直ちにアドバイスを得られるはずの York City Knights には医療施設がないことを考慮に入れることとする。さらに、X は自分自身で調査を行うことがそれほど容易ではないような若者であった。
 - ② 2010 年夏当時は、サプリメントに MHA が存在するリスクが広く認識されるようなものではなかったということ仲裁パネルは納得した。
 - ③ X は Jack3d を摂取している事実を隠そうとせず、同僚の競技者に対して公にし、使用を薦めていた（これは隠し事があると考える者の行動ではない。）。
 - ④ 仲裁パネルは、X がサンプル・コレクション・フォームを完成させようとしたときの状況に関する証拠を受け入れ、Jack3d を摂取した事実を隠そうとする意図がなかったことを納得した。
 - ⑤ 仲裁パネルは、X が Jack3d を試合当日に摂取しなかった（もし競技力の向上目的が存在すれば、X は摂取したはずである）という X の証拠を認めることとした。
- 1-3 以上より、仲裁パネルは、X が WADA 規程 10.4 項の定める要件を立証したことについて納得した。
- 1-4 （以上のとおり WADA 規程 10.4 項の適用を前提として）制裁期間の決定については、過失の程度を反映させる必要がある。また、WADA 規程 10.4 項のコメントに明示されるように、極めて例外的な事件のみにおいて資格停止期間が完全に取り消されることを考慮しなければならない。そして、他の NADP の決定内容とも整合させる必要がある。この点、同種事案の基準と考えうる Rachel Wallader の上訴審の処分が特に注目値する。すなわち、Wallader の決定では以下のように述べられている。
- 「ドーピングコントロールに関して経験のある、資格のある医師のアドバイスを最初に得ずにサプリメントを摂取する競技者は、自らを規則違反のリスクに置くこととなる。禁止物質が検出された場合には、極めて例外的な事件のみにおいて、競技者は実質的な制裁から逃れることを期待することができる。」
- 1-5 そこで、X においても、Jack3d を摂取する前に、独立した、資格者によるアドバイスを求めるべきであったことは明らかである。そこで、仲裁パネルは、そのことを怠った X について明らかな過失があると考ええる。
- 1-6 究極的には個別の事案は個別の事情によって裁定されなければならないが、仲裁パネルとしては、X の過失の程度は Wallader のケースよりも大きいと考え、資格停止期間は Wallader のケースよりも長い 6 ヶ月間が相当であると結論付けるものである。

以上

19. Rugby Football Union v. Wihongi(March 9th, 2011)

【仲裁人】

Antony Davies (パネルの長)

Dr. Barry O'Driscoll

Clif Barker

I. 事実の概要

1. 当事者

1-1 X (競技者) は、Sale Sharks に所属するラグビー選手である。

2. 事実

2-1 X は、2011 年 1 月 7 日に行われた、Aviva Premiership における Newcastle Falcons 対 Sale Sharks 戦におけるドーピング検査において、A 検体から興奮剤である MHA が検出された。

2-2 2011 年 1 月 1 日から発効した WADA の禁止表において、MHA は禁止物質に指定されており、また、Rugby Football Union (RFU) のドーピング防止規則において WADA の禁止表を適用する旨が規定されているところ、X は、ドーピング防止規則違反の成立を争わず、B 検体の検査権も放棄した。

2-3 Rugby Football Union (RFU) のドーピング防止規則 20 条は、IRB Regulation の 21 条及び手続に関するガイドラインが適用される旨を明示的に規定しているところ、IRB Regulation の 21.22.1 項 (WADA Code の 10.2 項と同様の規定である。) は、同 21.2.1 項、21.2.2 項及び 21.2.6 項に関する最初の違反行為についての資格停止期間を、資格停止期間の取り消し及び短縮の要件を満たさない限り、2 年間と規定している。本件は、X の最初の違反行為である。

2-4 IRB Regulation の 21.22.3 項 (WADA Code の 10.4 項と同様の規定である。) は、以下のとおり規定している。

「競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、第 21.22.1 項に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1 回目の違反：将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間 2 年間を最高とする措置

資格停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者又はその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定するうえで考慮する基準となる。」

2-5 本件では、上記 IRB Regulation の 21.22.3 項の適用のみが問題となるため、争点は、

以下の3点である。

- (i) 禁止物質がどのようにして競技者の体内に取り入れられたか。
- (ii) 特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明する補強証拠があるか。
- (iii) 競技者にはどの程度の過失があり、資格停止期間はどの程度短縮されるべきか。

II. 当事者の主張

1. X の主張

- 1-1 X は、31歳のプロラグビー選手であり、フランスでの10年間の競技経験を経て、現在は Aviva Premiership で競技を行っている。X は11年ほどドーピング検査を受けているが、これまで陽性の検体が提出されたことはない。
X は、アンチ・ドーピングに関する教育を十分に受けており、ダイエット用サプリメントの内容物についてのリスクを把握していた。また、クラブチームも、選手に対してサプリメントを提供していたが、これを摂取するか否かについては各競技者の判断と責任に任されており、X はドーピング防止規則における厳格責任を十分に理解していた。
- 1-2 2010年7月、USN (Ultimate Sports Nutrition) は、クラブチームのスポンサーとなり、スポーツ栄養食品に関する公式サプライヤーとなった。同社は、南アフリカの Rugby World Champions と同様の関係にあるなど、評判の良いサプライヤーであると考えられていた。クラブチームは、USN から、同社のサプリメントはドーピング防止規則に適合し、禁止物質を含有しないとの保証を受けていた。
- 1-3 クラブチームに勧められた特定のサプリメントの一つが、「Anabolic Nitro Extreme Energy Surge」(以下、単に「Anabolic Nitro」という。)であった。USNのウェブサイトによれば、Anabolic Nitro は、血管の拡張を促進し、血流を改善し、傷ついた細胞の治癒を促進し、ワークアウト中の爆発的なエネルギーを生み出し、深い部分の筋肉の増強を達成するとのことであった。2010年9月、クラブチームはAnabolic Nitro を選手に試験的に提供したところ、これが成功し、大量のAnabolic Nitro が発注された。当該Anabolic Nitro の番号はLM0808/01であった。
- 1-4 X は、上記試験において、Anabolic Nitro が悪く作用したため、Anabolic Nitro を使用しないことに決めた。
- 1-5 2010年11月、クラブチームとXは、南アフリカのラグビー競技者2名から、USNの製品の使用によってMHAが検出されたとの報道を認識し、Anabolic Nitroについても、使用を一時的に見合わせることにした。Xは、その後、USN及びクラブチームの医師から、Anabolic Nitro が安全であるとの説明を受けたが、自分が使用しているサプリメントではないために、受動的な関心を有するに止まった。
- 1-6 2011年1月7日までに、クラブチームは、Anabolic Nitro の使用を、チームの6名の競技者に対して再開し、ハーフタイム中に投与された。ハーフタイムに先立ち、当該Anabolic Nitro を使用していたチーム内の競技者のために、緑色のゲータレードのボトルにAnabolic Nitroを一袋と水を入れたものを6本ほど用意した。ハーフタイム中に入手可能な飲み物は、水、レッドブル、ゲータレード(透明ボトルに入った様々な色と種類のもの)、緑色のゲータレードボトルに入った水、緑色のゲータレードボトルに入ったAnabolic Nitro と水、の5種類であり、後二者のボ

トル（緑色のゲータレードのボトル）は不透明であった。

- 1-7 ハーフタイム中、Xは、更衣室において、喉の渇きを癒すために、緑色のゲータレードボトルに入った飲み物を、水だと信じて飲んだ。しかしながら、当該ボトルの中に入っていたのは Anabolic Nitro と水であり、その味を感じて、Xはその事実に気づき、ボトルを床に投げつけた。当該ボトルは、X のために準備されたものではなく、チームのほかの競技者のために準備されたものであった。
- 1-8 クラブチームは、選手に供給され、また選手が使用した、Anabolic Nitro のバッチ番号 LM0808/01 を含む 11 個の物質について検査を行った。Anabolic Nitro については、南アフリカの選手から禁止物質が検出された事実があったため、クラブチームが特に検査対象としたものである。2011 年 2 月 21 日に、クラブチームは検査結果を受領したが、Anabolic Nitro の検査結果は含まれていなかった。その後の調査によって、USN が、検査機関に対し、Anabolic Nitro のバッチ番号 LM0808/01 には、MHA が含まれているため、検査をしないで欲しい旨を要請したことが判明した。USN は、当該バッチ番号の Anabolic Nitro が、2010 年 8 月 23 日に南アフリカと Sale Sharks に提供されたことを認めた。
- 1-9 X は、競技力の向上目的がなかったと主張する。なぜなら、X は、自分が飲んだ物が、単なる水ではなく、Anabolic Nitro を含むものであると気付いたが、競技が行われた 2011 年 1 月 7 日の時点では、Anabolic Nitro が MHA を含むものであることを知らなかったからであり、また、X は、単に水を飲みただけで、自分が飲んだ物に Anabolic Nitro が含まれていることに気付いた時点で摂取を止めているからである。更に、X は、禁止物質を秘密裏に飲んだわけではなく、また、Anabolic Nitro は筋肉の回復を促進するものであると信じていた。
- 1-10 X は、検体提出の際の摂取医薬品リストにおいて、Anabolic Nitro を記載していなかったが、これは、自らが摂取したのはごく少量であるためである。
- 1-11 X の過失の程度についていえば、X は、水が入っていると思って飲んだボトルの中に、禁止物質が入っていたということにだけ、過失がある。X は、自分が、ボトルの中に Anabolic Nitro が入っていたことに気付くべきであったことは認めているものの、Anabolic Nitro は、評判が良いと信じていたスポンサーから提供されたものであり、クラブチームのスタッフからもその正当性を確認されていたものであるため、注意を払わなかった。

2. RFU の主張

- 2-1 IRB Regulation の 21.22.3 項を適用するためには、X の供述のほかに補強証拠が必要である。また、X は、検体提出の際の摂取医薬品リストにおいて、Anabolic Nitro を記載していなかった。
- 2-2 クラブチームのほかの競技者の証言によれば、2011 年 1 月 7 日の試合で用いられた Anabolic Nitro は、バッチ番号 LM0808/01 のものではなく、MHA を含まない新しいバッチ番号のものであったとのことである。したがって、禁止物質が競技者の体内に侵入した経路が立証されていない。
- 2-3 X は、医学の専門家に何ら問い合わせをしておらず、ダイエット・サプリメントの使用にリスクが伴うことを十分に理解すべきであった。X は、RFU アンチ・ドーピングマネージャーの、2010 年 11 月 9 日付警告（電子メール）に関心すら有していなかった。同メールには、MHA がエネルギー産出／脂肪燃焼のサプリメントに多く含まれていることと、禁止物質を摂取した競技者は、最低でも 4 か月の

資格停止を受けることが記載されていた。

- 2-4 Xは、ドーピング防止規則に精通している競技者であり、自分が飲もうとするボトルの中身について、十分に注意を払うべきであった。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

- i. Xを2011年1月28日から4か月間（2011年5月26日まで）の資格停止とする。
- ii. 500ポンドの費用は、X／クラブチームの負担とする。

[理由]

- 1-1 パネルは、USNから提供されたバッチ番号LM0808/01のAnabolic NitroがMHAを含有していること、及び、当該Anabolic Nitroがハーフタイム中の飲料として競技者に提供され、Xが水と間違えて当該物質を摂取したことを認める。
- 1-2 パネルは、Xが単に水を飲もうとする目的で、Anabolic Nitroが含まれた水を摂取し、Anabolic Nitroが含まれていることに気付いた直後に、摂取を中止したという事実を認め、Xが、MHA及び／又は競技能力を向上させる物質が入っている飲料を摂取する目的がなかったことを認める。
- 1-3 南アフリカの、SARU Judicial Committee Decision in the manner of Ralepelle and Bassonにおいて、（過失なしとして）資格停止期間を取り消した決定については、慎重に吟味する必要がある。当該決定は、競技者は自分の体内に摂取される物質について責任を持つべきであるというドーピング防止規則に照らし、簡単に採用することはできない。
- 1-4 パネルは、Xのみに責任があるわけではなく、同情を感じる点がある。クラブチームや製造業者であるUSNにも一定の責任がある。USNは、2010年10月13日に、バッチ番号LM0808/01のAnabolic NitroをSale Sharksに送付したが、同年11月15日に不合格の検査結果を受け、Sale Sharksに対する製品供給を中止し、同年11月末に製品を回収した。2010年11月26日に、HFL Sports Scienceは、バッチ番号LM0808/01のAnabolic NitroからMHAを検出した。同年12月8日、USNは「検査結果はOKだったが、あらゆるリスクを避けるため、新しいバッチ番号の製品に交換する」と告げた。南アフリカ選手の陽性事例の後、クラブチームは独自に検査を行ったが、USNは当該検査を妨害した。
- 1-5 クラブチームは、単に安全と信じてAnabolic Nitroを使用したと考えられる。更衣室における飲料供給の手順が分かりにくく、その結果、競技能力を向上させる物質と水とを区別することができなくなった。パネルは、関係者の証言を総合して判断しても、バッチ番号LM0808/01のAnabolic Nitroが返還され、代替品に置き換えられたかどうかは定かでない判断する。
- 1-6 Xは11年にもわたり、ドーピング法制の中で活動してきた競技者である。Xは、十分なドーピング教育を受けており、クラブチームの医師からも、南アフリカの競技者についてのMHAの陽性事例を知らされ、MHAのリスクと危険性が特に強調されて伝えられた。更に、Xは、自己の体内に禁止物質が入らないようにする義務を負うことを十分に承知しており、IRB Regulationの21.6.4項（栄養サプリメントの使用が競技者にとってのリスクとなり、競技者はその使用について最大限

の注意を払うべきであるという趣旨の規定である。) に基づく一般的な責任を認識している。

- 1-7 X は、医療の専門家へ一切相談せず、他者を信頼したものである。X は、(自分が使用しなかったとはいえ、) Anabolic Nitro が競技能力を向上させる製品であったことを知っており、更衣室において飲料を摂取する際、混在 (contamination) の可能性に気付くべきであった。X は、透明なボトルに入った飲料を摂取すべきだったが、実際には、その出所が疑わしい不透明のボトルに入った飲料を摂取した。
- 1-8 以上の状況に照らせば、X を、(資格停止期間を伴わない) 譴責とすることはできない。

以上

20. CCES v. Toor(SDRCC No. DT 11-0165, 3 February 2012)

【仲裁人】

John P. Sanderson, Q.C. (単独仲裁人)

I. 事実の概要

1. 当事者

- 1-1 XはCCESでありカナダにおけるドーピング防止機関である。
- 1-2 Yはバンクーバー在住の州のシニアレベル (provincial senior level) のサッカー選手で、バンクーバー・メトロ・サッカーリーグ一部において競技活動を行っていた者である。
- 1-3 Yは勤勉かつ有能な27歳の男性であり、証人としてのYは信用に値するものであった。また彼の提出した証拠は明確かつ率直なものであった。
- 1-4 Yは、夜間に港湾労働者として、また昼間はYの両親が営む雑貨店の手伝いをしていた。
- 1-5 Yは、スポーツ、とりわけサッカーに対して情熱を抱いていた。そして、とても若い頃から競技をしていた。ユース時代には、ブリティッシュ・コロンビア州U15及びU17代表メンバーであり、現在はバンクーバー・メトロ・サッカーリーグに所属する娯楽目的の男子チームであるICSTペガサスのメンバーである。
- 1-6 Yはこれまで、州及び連邦から一度も強化費用について援助を申請することもなく、また補助金を受領することもなかった。またSport BC及びSport Canadaのメンバーとなったこともなかった。すなわち、Yは全て自分の費用にのみでサッカーにおける競技活動を行っていた。

2. 事実

- 2-1 2011年10月10日、ケベック州Brossardにおいて開催されたThe 2011 Challenge Cup (以下、「Challenge Cup」という。) という競技会後にXはドーピング検査の対象とされ、検査が行われた。
- 2-2 Challenge Cupに先立ち、組織委員会とCanadian Soccerは、ペガサスのコーチに対して、Challenge Cup期間中にドーピング検査が行われる可能性がある旨の通知を行っていた。しかし、ペガサスのコーチは、当該情報をどの競技者に対しても通知することはなく、また、抜き打ち検査があり得ることや禁止物質に関する情報も競技者には伝えなかった。なお、Challenge Cupの組織委員会は競技者に対し直接にはドーピング防止に関する通知を行っていない。
- 2-3 Yの尿検体は適用される検査国際基準などに則りモンリオールにある認証検査機関において分析された。競技者の検体からはメチルヘキサミン(MHA)が検出されたが、当該検出結果に対してYは争っておらず、手続上の瑕疵についても問題とはしていない。またYは、B検体の分析も求めている。
- 2-4 MHAは禁止表国際基準における禁止物質であるが、YはXに対し当該物質に対するTUEを申請しておらず、それゆえTUEは得ていない。

- 2-5 したがって、XはYに対し、ドーピング防止規則違反の通知を行い、Yの違反は1回目の違反ゆえに7ヶ月の資格停止期間を提案した。
- 2-6 X及びYとの間では、ドーピング防止規則違反があったことについて争いはない。また、Yの尿検体から検出されたMHAは、Yにより薬局のカウンターで（over the counter）で購入された「Jack 3D」に起因するものであることにも争いはない。また、競技能力向上の意図が認められないことについても争いはない。

II. 当事者の主張

1. Xの主張

- 1-1 ドーピング防止規則違反が認められ、資格停止期間7ヶ月が妥当であり、それを下回ることを正当化する状況は存在しない。
- 1-2 Yの過誤の度合いについては、次のようなものが過誤の度合いを減ずるものとして存在している。すなわち、① Yはカナダの代表選手となるようなサッカー競技者ではなく、そのようなレベルのアスリートに求められる注意義務はエリート・レベルのアスリート比較した場合、低いものであること、② Yはクラブチームを通じて、ドクターもトレーナーも直ちに利用できる体制になかったこと、また、正式なドーピング防止に関する教育がコーチやチームからは行われていなかったこと、③ Jack 3Dには禁止物質が含まれていたが、MHAではなく、1,3-dimethylamylamine (Geranium)と他の名称で記載されていたこと、④ MHAは最近になって多くのサプリメントに含まれることが多くなってきており、Yはこのことについて気づいていなかったこと、である。
- 1-3 他方で、Yは十分に成熟した者であり、経験ある競技者であるにもかかわらず、Yは見知らぬ販売員の助言を何らの疑いもせず信じ、①販売員が行った助言の内容を確認せず、CCESに連絡することやCCESのウェブサイトを見ることをせず、それゆえCCESから得られる助言と知識にアクセスしなかった、②サプリメントのラベルを確認せず、競技者にとって問題のある内容物が入っているかについて思いも至らなかった、③医療専門家、トレーナー又はコーチにサプリメントを摂取することの確認を一般的にも当該サプリメントに関してもしていなかった、④サプリメントを摂取することのいかなるリスクについても、禁止物質が内容物として含まれている可能性についても注意を向けていなかった。
- 1-4 Yは、ドーピング検査に関する知識をまったく持っていなかったこと、及び、禁止物質に関する知識をまったく持っていなかったこと、を主張するが、少なくともYは、一般によく知られかつとも広く周知されているサプリメントの利用によるリスクについて知っているはずである。
- 1-5 以上のような状況は、Yの過誤の程度を増加させるものである。

2. Yの主張

- 2-1 ドーピング防止規則違反の成立は認めるが、「例外的事情」が存在するため、当該事情に関する証拠を考慮に入れるとすれば、特に、Yの過失が無いこと及びYの態度をも考慮すると、適切な制裁は、2011年12月17日から3週間の資格停止期間が適当である。
- 2-2 Yは、サッカー選手としていかなるレベルにおいても、競技していた期間中ドー

ピングに関する情報、トレーニング、又は教育をどこからも受けることはなかった。とくに、Y は、Y 自身がサッカー競技に参加することによってドーピング検査の対象となることにつき、Y が競技に参加している間ペガサスに在籍しているときも含め、まったく警告も知らされずともされていなかった。

- 2-3 Y は、自身の健康につきとくに気を遣っていた。Y はアルコールを摂取せず、喫煙もせず、そしてハードドラッグも麻薬も摂取したことはなかった。
- 2-4 Y は、ビタミン・サプリメント、ミネラル、ハーブ、及びスポーツ栄養食品店として定評ある GNC という店で定期的にビタミン剤、エナジードリンク及びプロテインを購入していた。
- 2-5 Challenge Cup に参加するため、ケベック州に滞在中のある夜に、Y は通常利用しているプロテインを切らせたため、チームメイトと共に、何年もの間ふだん行っているのと同様に GNC に行って買い物をした。
- 2-6 GNC には、Y が愛用するプロテインを置いていなかったため（ふだん使っているプロテインには MHA が入っていないことはチェックしていた。）、Y は、店員に類似又は同等の製品を勧めるよう依頼した。そうしたところ、Jack 3D を含むいくつかの商品を提示しながら、Jack 3D を勧めた。これに対し、Y は価格、利用結果及び品質に関する質問を行い、店員からの情報に満足した結果、Jack 3D を購入し、ホテルに戻った後に通常同様の作法で Jack 3D を摂取した。ここに至る間、Jack 3D に何が含まれているのかについて、Y はまったく考えることはなかった。
- 2-7 また、定評ある GNC が禁止物質入りの商品を売っているとは予想もしなかった。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

資格停止期間を 2011 年 12 月 17 日から 2012 年 2 月 17 日の 2 ヶ月間とする。

[理由]

- 1-1 本件の争点は、資格停止期間を 7 ヶ月とするか、それよりもより短いものとするか、である。そして、この点については、Y の過誤の程度が問題となる。
- 1-2 Y は、エリート・レベルの競技者ではなく、娯楽といった範囲でサッカーをしており、競技をすることによりなにも金銭的なものは得ていない。このような状況からは、Y がドーピング防止規則そのものについて、あるいは同規則が Y に適用されるのかどうかについて、なんら考えも及ばなかったということには、驚きはない。Y は何かを食べたり飲んだりするものを購入する際に注意をしようとする動機も目的も存在していない。
- 1-3 Y は、Y がバンクーバーで利用しているのと同じチェーンのモントリオールにある店舗で購入したプロテインに禁止物質が入っている可能性につき思いもよらなかったと証言した。仲裁人は、Y の証言は信ずるに値すると判断する。しかし、Y はさらに製品についてより知ろうとするべきであっただろうか？ 店員に製品の内容物や原材料を確認しなかったことは、CCES が主張するように Y の過誤となるのであろうか？皮肉なことに、もし Y がその様にしてラベルを読んだとしても、原材料リストには MHA という名称は使われておらず他の名称が利用されていた。
- 1-4 実際には、Y には競技者として禁止物質に関する教育がなされていなかったのであり、禁止物質に関する情報が得られていなかったのである。Y のコーチ、監督、

及び、州協会ならびに協会の役員からも、すなわち誰からも、ドーピング防止規則違反を犯してしまうリスクについて、Y は知らされも警告もなされていなかったのである。

- 1-5 国内的にも定評のあるビタミン・サプリメント販売店のカウンターにおいて、プロテインが購入されたという事実も、すなわち、禁止物質を含有するにもかかわらず当該商品がカウンターにおいて販売されていたという事実も、Y の過誤の程度を判断する際に無視することはできない。この不幸な状況に関わった全ての者が Y に生じてしまった事件の幾分かの責任及び過誤を負う。
- 1-6 本件において、CCES が提案した、7 ヶ月の資格停止期間は、事案の全ての状況から本件における Y の過誤の程度に対して、比例的ではないと判断する。しかし他方で、Y が主張する 3 週間の資格停止期間という制裁も逆の意味で比例的ではないと判断する。
- 1-7 私は、彼のアスリートとしての誠実さ及び本件の事実に直面してすぐに責任を認めたという点に良い印象を覚えた。Y は繊細であり過度に他人を信用してしまった。その範囲において彼には過誤があった。Y は意図的に目をふさいでいたわけではなく、実際にスポーツにおける禁止物質の利用についての現実が見えていなかったのである。彼は同じ過ちをもう二度としないと約束している。
- 1-8 それゆえ、資格停止期間を 2011 年 12 月 17 日から 2012 年 2 月 17 日の 2 ヶ月間とする。

以上

21. IRB v. Hitch (THE BOARD JUDICIAL COMMITTEE OF IRB, 27 January 2012)

【仲裁人】

T M Gresson (New Zealand-Chair)

Doctor George Van Dugteren (South Africa)

Doctor David Gerrard (New Zealand)

I. 事実の概要

1. 当事者

- 1-1 XはIRBでありラグビーにおけるIFである。
- 1-2 Yはオーストラリア在住で地元のクラブチームにも所属するラグビー選手であり、母国であるフィリピンの代表選手である。

2. 事実

- 2-1 2011年4月にオーストラリアの町の健康食品店で購入した”Mesomorph”なるサプリメントの服用を始めた。本人によれば、職業である足場作業や家具の運搬における肉体労働やトレーニングで疲れた際、断続的に服用していたとのことであった。2012年3月23日、競技者は、カナダとフィリピンとのトーナメント試合の前に、代表チームの理学療法士から配られた”NoDoz”なるカフェインタブレットの代わりに、「非常に疲れている」と感じたため、当該サプリメントを服用した。
- 2-2 この試合の後に提出された尿サンプルから、MHAが検出された。なお、提出にあたって当該サプリメントの服用につき報告はされなかった。なお、TUEは無い。
- 2-3 4月17日に陽性反応の通知と暫定的資格停止処分が課された。なお、競技者は、Bサンプルの分析は求めなかった。
- 2-4 大会への参加に先立ち、ドーピング防止プログラムへ同意していたことについても争いは無い。
- 2-5 当該サプリメントのラベルには、”Geranium (sic) oil extract”が成分に含まれるとある。この点、”IRB Anti-Doping 2012 Handbook”には“geranium, geranium oil or geranium root extract”がMHAの別名であると記載されており、そのコピーは大会に先立ってフィリピンのRugby Unionにも送付されていたが、大会前に代表チームのコーチは特定の物質に関する説明もコピーの配布もしなかった。
- 2-6 服用中、当該選手も、そのチームメートも、MHAの含有に気がつかなかった。

II. 当事者の主張

1. Xの主張

- 1-1 過失の程度は重いものであり、最近のIRBにおける事件の中でも最も重い制裁に

すべきであると主張している。

- 1-2 その上で、IRB v. Sri Lanka Players, BJC 2011 が9カ月であったこと、Murray v. IRB, PHRB 2011 が12カ月であったことが参照されるべきであるとする。
- 1-3 また、Oliveira v. USADA, CAS 2010/A/2107が15カ月、Foggo v. NRL, CAS A2/2011 が6カ月、WADA v. FIVB & Berrios, CAS 2010/A/2229 、Duckworth v. UKAD, 10 January 2011 が6カ月、FA v. Toure, FA Commission 2011 が6カ月、UCI v. Kolobnev, CAS 2011/A/2645 が譴責といった過去の判断を指摘した上で、Kolobnev 事件は血管に関する疾患の治療のために競技力向上と関係ない製品を医師の勧めの下に服用した事件であり区別されるべきであるとする。

2. Y の主張

- 2-1 自らがドーピング違反を犯したことについては争っていないが、陽性反応は当該サプリメントに起因するものであるとし、そのことを前提に、非常に軽い過失である以上、譴責および4月17日から続いている資格停止の処分で十分であり、もしも2回目の違反があった場合に厳しい制裁をすれば足りると主張している。

III. 仲裁判断の要旨

[決定]

ドーピング防止規則違反が認められ、資格停止期間は6ヶ月間とする。

[理由]

- 1-1 当該サプリメントの服用により禁止物質である MHA が体内に入ったことには十分な根拠を見出すことができる。検出過程についても争っておらず、ドーピング防止規則違反が認定される。
- 1-2 制裁については、1 回目の違反として 2 年間の原則であるが、MHA は特定物質でもあるが故に、特定物質であるが故の制裁の軽減措置が問題となる。この点、過去には相互に矛盾する判断例が存在している。Oliveira v. USADA, CAS 2010/A/2107 に従うものとして、WADA v. FIVB & Berrios, CAS 2010/A/2229 や UCI v. Kolobnev, CAS 2011/A/2645 がある。これに反するものとして、Foggo v. NRL, CAS A2/2011 がある。
- 1-3 IRB での Murray v. IRB, PHRB 2011 は Oliveira 基準に従うとする判断を下しているが、FA v. Marshall, FA Commission 2012 はこれらの基準を否定し、特に Murray 判断については先立つ UKAD v. Dooler, 24 November 2010 の肝心な部分を見落として引用していると批判すると同時に、二つの解釈が併存してしまう不適切な表現がとられているとする。
- 1-4 WADA 2009 Code の改訂作業の 2012 年 6 月公表の第 1 ドラフトには、「Oliveira 判断とは反するが、競技能力を向上させる製品を使用・保有しているのであれば、当該製品が禁止物質を含有することを知っていたか否かにかかわらず、10.4.1 項の適用の余地はない」とのコメントが付されている。また、これまでの判断例の中で議論されてきた必要とされる補強証拠についても、上記の第 1 ドラフトでは「競技能力の向上の意図が無いことの “credible” な証拠」というように要求が高くなっている。これが採用されれば補強するに足るか否かという問題ではなく

なる。

- 1-5 “absence of intent to enhance sport performance” につき異なる解釈の余地があることは問題であり、いまだ議論の余地があるとは言え、WADA による Code の改正で解決されるべきである。Murray 判断に拘束されるべきか否かという点は別にして、パネルは、MHA の含有を知らずに競技力の向上ではなく疲れをとるために服用したという競技者の主張を受け入れる。
- 1-6 IRB も Oliveira や Murray を誤っているとは言っていないし、当事者がともに立脚しているところがあるのであり、そこから離れて判断はできない。したがって、かかる理由から、本パネルは、どちらの基準に従うべきかにつきコメントすることが必要とは考えない。このことは、WADA が将来の Code の改訂でなされるべきである。
- 1-7 補強証拠については、競技者の職業上生じてしまう疲れが当該サプリメントを必要としたこと、2011 年 6 月にその旨の疲れをとる方法を尋ねられたことをチームの理学療法士が証言したことで満たされる。
- 1-8 制裁の程度については、過去の判断に 15 ヶ月から譴責まで大きな差があるが、Duckworth 判断にも引用されている UKAD v. Wallader, BJC 2010 が、「” a qualified medical practitioner with expertise in doping control ” の助言無しにサプリメントを服用することはドーピング規則違反の現実のリスクを負う」と述べていることが注目される。そして、この点を本件の競技者は怠っている。
- 1-9 本件は、Duckworth 事件に類似しており、職業上、”helping to feel awake and his focus ” のためにサプリメント（MHA が結果的に含有していた）を服用しており、6 カ月まで軽減されている。したがって、本件も 6 カ月まで軽減する。

以上

22. UK Anti-Doping v. Barrett (National Anti-Doping Panel/Sport Resolutions, 9 October 2012)

【仲裁人】

Robert Englehart QC (UK) [パネルの長]

Lorraine Johnson (UK)

Dr Barry O'Driscoll (UK)

I. 事実の概要

1. 当事者

- 1-1 被申立人である競技者 X は、29 歳のプロボクシング選手であり、the British Boxing Board of Control が採用するアンチ・ドーピング規則 (The British Boxing Board of Control ウェブサイト<<http://www.bbbofc.com/documentation>>には、アンチ・ドーピング規則としては UK Anti-Doping Rules, version 2, 14 December 2009 へのリンクがあるのみであるので、以下、UK Anti-Doping Rules を意味するものとして扱う。) に服する。フェザー級の English National タイトルと British Masters タイトルを有している。また、プロボクシングコーチとしての資格を the British Boxing Board of Control に申請中である。
- 1-2 申立人 UK Anti-Doping は、イギリスにおける NADO である。

2. 事実

- 2-1 MHA は、WADA 禁止表 2012 年版の S6, b (「特定物質の興奮薬」) に掲載されており、競技会 (時) に禁止される物質である。
- 2-2 2012 年 4 月 27 日、X は、ベルギーのガンで試合を行い、第 1 ラウンド 40 秒でノックアウト負けを喫した。試合後にフランドルのアンチ・ドーピング機構によるドーピング検査を受け、陽性反応が出た。X は B 検体の検査を要求せず、陽性反応が正しいことを即座に認めた。
- 2-2 X は、最初は点鼻薬に起因するものかと考えたが、検出された MHA の量から考えてそれはありそうになく、MyProtein というサプリメントかとも考えたが、MHA は当該サプリメントに含まれていないため、そうでもないと思うようになった。X は、水分回復目的で Diorelyte を服用することが多かったが、試合当日は忘れてきており、代わりのもので探しに行き、Hydrate and Perform と Isostar Fast Hydration という 2 つの商品を購入し、混ぜて服用した。しかし、以前ガンにいて同じ商品を購入したときにいずれも MHA を含んでいないことを確かめていたことを思い出し、これが原因でもないと思うに至った。
- 2-3 X が原因に思い至ったのは、弁護人 (solicitor) に会う直前であった。X は、証人 A や訴外 P らとジョギングをすることがあり、2012 年 4 月 27 日の前しばらくの間、走る前に Red Bull を飲むことがあり、その中に訴外 P が疲れに効くという粉を混ぜていて、X もそれを飲んだことがあるという。それを進められた当初は何度か断ったが、非常に疲れていた日 (4 月 24 日) に飲んだということである。その粉

に何が含まれているかは知らなかったし気もしなかったが、禁止物質が含まれているとは思いませんでした、という。X にとっては、禁止物質とは注射で摂取するものだという認識であった。

2-4 X は、一緒にジョギングすることのあった訴外 Q と 2012 年 9 月 10 日にジムで会った際、Q が水に何か粉を混ぜているのを見た。粉の入った容器には Jack3d と書かれていた。その成分表示を見て、MHA が含まれていることを知った。Q は、P が Red Bull に混ぜていたのはこれだと述べた。

2-5 P も Q も、X と仲違いしたということで、仲裁廷に証拠を提出しなかった。証人 A は、仲裁廷において、X が述べたとおりの事実であることを証言した。証人 B (X の父でありコーチでもある) は、X がそのようなものを飲んでいただけとは知らなかったこと、もし飲もうとしていたら止めさせたであろうことを述べた。

3. 手続の経過

3-1 仲裁廷構成（日付不明）後、2012 年 8 月 28 日に手続命令 (procedural directions) が発せられた。X は、アンチ・ドーピング規則違反の事実は争わないものの、資格停止期間を 2 年とすることは争う意思を示した。

3-2 2012 年 9 月 26 日に聴聞会が開かれ、X 本人および X 側証人 A および B が証言し、証人には反対尋問もなされた。

4. 争点

4-1 MHA は X が摂取したという Jack3d に由来するものであるか。

4-2 X にどの程度の過失があるか。

4-3 制裁はどの程度であるべきか。

II. 当事者の主張

1. X の主張

1-1 アンチ・ドーピング規則違反については争わない。

1-2 MHA は 4 月 27 日に摂取した Jack3d に由来する。

1-3 競技能力向上の意図はない。Y に同旨。

1-4 制裁については、Murray 事件（上訴）に引用された先例によれば、12 ヶ月の資格停止もあれば 3 ないし 4 ヶ月の資格停止もある。それを参考にすべきである。

2. Y の主張

2-1 競技力向上の意図については、Oliveira 事件判断と Foggo 事件判断との間で対立がある。しかし、試合（2012 年 4 月 27 日）の前の火曜日 84 月 24 日に MHA を摂取したのであれば、いずれにせよ競技能力の向上の意図はない。その日のジョギングにおける能力向上と、後日のボクシングの試合における競技能力の向上とは異なる。

2-2 過失はかなり重い。X は、疲労回復の目的で、内容を確認せずに当該物質を摂取しているからである。

2-3 12 ヶ月から 18 ヶ月の資格停止が適切である。

III. 判断の要旨

[決定]

- i. X は、アンチ・ドーピング規則に違反した。
- ii. 資格停止期間は 15 ヶ月とする。
- iii. 資格停止期間は 2012 年 4 月 27 日から 2013 年 7 月 26 日までとする。

[理由]

1. 物質が体内に入った経路について

- 1-1. X は MHA が体内に入った経路について、蓋然性のバランスに基づく証明をしていない。P も Q も証言をしていない。2012 年 9 月 10 日にジムで起こった出来事も説得的でない。Q が服用した粉が入っていたのは赤い容器で、Jack3d が現在はいっている緑の容器ではなかった。また、Q が述べたのは「P が Red Bull に混ぜていたのはこれだ」というだけであり、P または Q の証言のない中で、X が服用したのが Jack3d であるとは証明できない。[para. 22]
- 1-2. とはいふものの、パネルは、UKAD は X が誠実だと述べていること、また証人 A の証言に留意する。それが Jack3d であったかどうかは不明であるが、2012 年 4 月 24 日に服用したもののうち MHA が入っていたことは蓋然性のバランスから認められる。したがって、UKAD が X に競技力向上のなかったことを認めていることから、[UKAD 規則 (WADA 規程に同じ)]10.4 条が適用される。[para. 23]
- 1-3. パネルは、本件は重大な事案であり、もっとも重い制裁が科せられるべきと考える。WADA 規程 1.3 条 (UKAD 規則 1.3 条のことと思われる。同様の規定は WADA 規程には存在しない。)によれば、規則の内容を了知することは競技者本人に課せられた、他人に委譲することのできない義務であり、競技者は自らが摂取するものについて全面的に責任を負うものとされている。[para.24]
- 1-4. X は、特にアンチ・ドーピング教育を受けていなかったかもしれないが、何度もアンチ・ドーピング検査を受けており、アンチ・ドーピング制度についてはよく知っていた。X はハイレベルの競技者であり、とりわけ大きな責任を有している。X は、何が入っているかを確かめないままに Red Bull を飲んでおり、しかもそれは 1 回ではなかった。また、X は、点鼻薬など、問題になり得る商品を頻繁に購入している。その際、X が特に注意を払った様子は見受けられない。[para. 25]
- 1-5. X は UKAD に協力的であり、正直に語っている。とはいえ、以下に述べる事情がなかったならば、2 年の資格停止からの減免の幅は小さいものであつたであろう。[para.26]
- 1-6. MHA については既に先例が多く存在している。制裁の幅はそれぞれの事例固有の事情により決定されるものとはいえ、MHA 服用に関する例があることをある程度考慮しなければならない。IRB の Murray 事件判断によれば、MHA の服用は他の物質と比べてそれほど深刻でないと考えられている。実際、MHA の服用について 12 ヶ月の資格停止を超える事例は見られない (競技力向上の意図がないことが証明された事例で、という趣旨か。たとえば、UKAD v. Laing 事件判断は本件判断以前であるが、それへの言及はない。)。もとより、そのような先例に拘束され

るわけではないが、一定程度考慮すべきではある。[para. 27]

- 1-7. 総合的に考慮して、本件では2年間の資格停止期間を9ヵ月減免するのが適切であると判断する。Xはアンチ・ドーピング規則違反を直ちに認めたので、[UKAD規則=WADA規程]10.9.2条に従い、資格停止期間は2012年4月27日からとする。Xはガンの競技会で敗戦したので、成績抹消の問題は生じない。

以上

